

令和2年度

市税概要

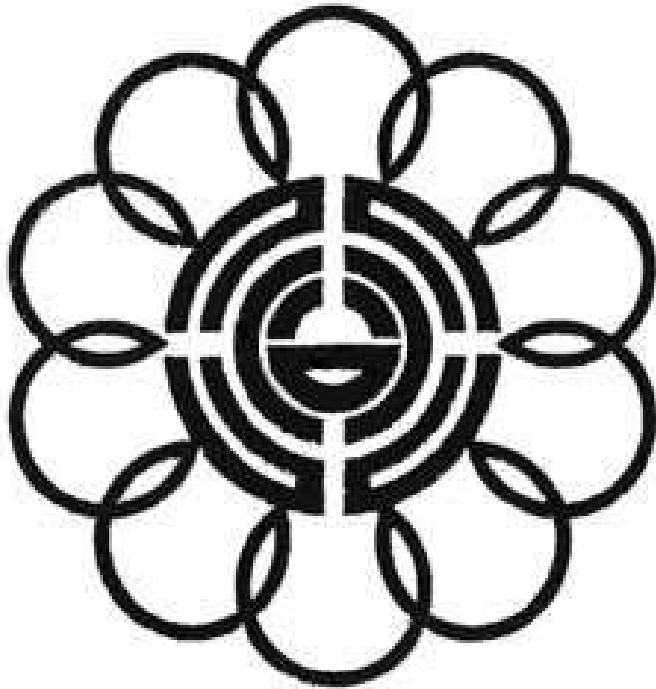


越谷市

市章

10個の外輪は、合併した2町8ヵ村を表し、中央にカタカナの「コ」を4つ集めて「越」の意味、中心は「谷」の文字を図案化したものです。

図案は、町村合併後、町民の皆さんから募集したもので、町章として昭和30年1月10日制定。その後、市制施行とともに市章となりました。



越谷市民憲章

わたくしたちは、越谷市民であることに誇りと責任を持ち、水と緑と太陽に恵まれた豊かなまちを築くため、限りない願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

1. 教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくりまします。
1. きまりを守り、信じあい、心豊かな明るいまちをつくりまします。
1. 自然を愛し、お互いに助けあい、きれいなまちをつくりまします。
1. 健康で楽しく働き、明るいスポーツのまちをつくりまします。

(昭和53年11月3日制定)

市の花 キク(昭和53年11月3日制定)

栽培も容易で、美しさと香りは古くから日本人に親しまれています。一般公募した中で花としてもイメージがもっとも高く、市の花に選ばれました。

市の木 ケヤキ(昭和53年11月3日制定)

昔から武蔵野の風景を思わせる木であり、市内にも多く育っています。大きな幹の上に枝を広げた雄姿は堂々としており、ますます発展する越谷市にふさわしい木です。

市の鳥 シラコバト(昭和63年11月3日制定)

灰褐色の体に首の黒い線が特徴。日本では、越谷周辺にしか生息しない珍しい鳥です。国の天然記念物にも指定されており、越谷市を代表する野鳥として、また、かけがえのない自然環境を守るシンボルとして、選ばれました。

(表紙)

越谷市シンボルマーク(平成10年11月3日制定)

このシンボルマークは、本市のイメージを高め、市民の皆さんとともにまちづくりを進めるためのシンボルとして、全国公募の中から市民投票によって選ばれたものです。図案は、「水郷こしがや」と、親子のシラコバトが未来にはばたいていく様子を表現しています。

目 次

I	市の概況と税務機構	
1	越谷市の概況	1
2	税務機構	7
(1)	税務機構の変遷	7
(2)	税務機構及び人員の配置	9
(3)	税務職員数に関する比較	10
(4)	税務職員年齢別調	10
(5)	職員税務経験年数調	10
(6)	税務事務に係る事務分掌	11
(7)	委員会・審議会の構成状況	11
II	財政と市税	
1	平成31（令和元）年度一般会計決算状況	12
2	一般会計歳入総額に占める市税の割合	12
3	令和2年度一般会計当初予算状況	14
4	一般会計当初予算総額に占める市税の割合	14
III	市税総括	
1	税目別納税義務者数の推移（現年課税分・各年度最終）	16
2	税目別市税調定額の推移（現年課税分）	16
3	市税一覧	17
4	平成31（令和元）年度市税決算状況	19
5	市税決算状況の推移	21
6	市税負担状況の推移	23
IV	市民税	
1	調定額の推移（現年課税分）	24
2	納税義務者数の推移（現年課税分）	24
3	決算状況の推移	25
4	個人市民税	27
(1)	普通徴収・特別徴収調定額の推移（現年課税分）	27
(2)	納税義務者数等の推移	27
(3)	納税義務者の状況（令和2年度当初）	29
(4)	特別徴収義務者等の状況（令和2年度当初）	29
(5)	課税状況の推移（各年度当初）	30
(6)	市民税・県民税調定額の推移（現年課税分）	31
(7)	市民税・県民税収入済額の推移（現年課税分）	31
5	法人市民税	33
(1)	納税義務者数・調定額等の推移	33
(2)	月別調定額の状況	33

(3) 事業種目別納税義務者数の状況	35
V 固定資産税	
1 資産別調定額の推移（現年課税分）	36
2 決算状況の推移	37
3 土地に関する概要（令和2年度当初）	39
(1) 納税義務者数に関する調	39
(2) 総括表	39
(3) 土地の筆数の推移（法定免税点以上のもの）	41
(4) 土地の地積の推移（法定免税点以上のもの）	41
(5) 土地の決定価格の推移（法定免税点以上のもの）	43
(6) 土地の課税標準額の推移	43
4 家屋に関する概要（令和2年度当初）	45
(1) 納税義務者数に関する調	45
(2) 総括表	45
(3) 家屋	46
ア 木造	46
イ 木造以外	46
ウ 平成31（令和元）年中の新增築分家屋	47
(ア) 木造	47
(イ) 木造以外	47
エ 平成31（令和元）年中の減少分家屋	48
(ア) 木造	48
(イ) 木造以外	48
オ 新築住宅に対する軽減状況の推移	49
5 償却資産に関する概要（令和2年度当初）	51
6 縦覧期間中の課税台帳閲覧件数調	51
7 国有資産等所在市町村交付金の推移	51
VI 都市計画税	
1 資産別調定額の推移（現年課税分）	52
2 決算状況の推移	53
3 都市計画税の概要（令和2年度当初）	53
(1) 都市計画区域の面積	53
(2) 土地・家屋の推移	55
VII 特別土地保有税	
1 調定額の推移	57
2 納税義務者数の推移	57
3 決算状況の推移	58

VIII	諸税	
1	軽自動車税	59
	(1) 車種別調定額の推移（各年度末：平成27年度）	59
	(2) 車種別課税台数の推移（各年度末：平成27年度）	59
	(3) 税率区分別調定額の推移（各年度末：平成28年度～）	60
	(4) 税率区分別課税台数の推移（各年度末：平成28年度～）	61
2	市たばこ税	62
	(1) 月別調定額の推移	62
	(2) 月別本数の推移	62
3	事業所税	63
	(1) 納税義務者数・調定額の推移	63
IX	徴収	
1	口座振替等の利用状況	64
	(1) 口座振替の利用状況	64
	(2) 収納方法の利用状況（平成31（令和元）年度）	64
2	滞納処分状況の推移	65
	(1) 差押	65
	(2) 交付要求	65
	(3) 執行停止	65
	(4) 不納欠損	65
3	市税の徴収に関する経費の推移	67
X	その他	
1	税外収入	68
2	徴税手数料	68
3	電子計算機	69
	(1) 電子計算機の利用に関する調	69
	(2) 電子計算機を用いた証明書	70
4	賦課徴収事務の電算化の変遷	71
XI	参考資料	
1	市税の税率の変遷	72
2	最近の主な税制改正一覧	88
3	個人市・県民税の所得控除等の変遷	127

※ 「市税概要」は、越谷市のホームページからダウンロードすることができます。
越谷市のアドレスは、<https://www.city.koshigaya.saitama.jp> です。

I 市の概況と税務機構

1 越谷市の概況

(令和2年4月1日現在)

人口	344,682人
男	171,340人
女	173,342人
世帯数	156,453世帯
面積	60.24km ² (平成26年10月1日 国土地理院計測)
人口密度	5,721人/km ² 当たり
市庁舎の位置	越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
沿革	越谷市は、埼玉県の東南部に位置し、東京都心から北へ25kmの地点にあります。

東を大落古利根川と中川、西を綾瀬川に挟まれ、中央を元荒川が貫流し、さらに中小の河川・水路が網の目のようにめぐっております。低平地の湿地であるため、豊かな水の恵みを受け、古くから「水郷こしがや」として親しまれるとともに、江戸時代には日光街道第3の宿場にあたり、参勤交代や日光廟参詣などの宿場町として賑わいをみせ、今もその名残をとどめるなど、豊かな自然と歴史が融合したまちです。

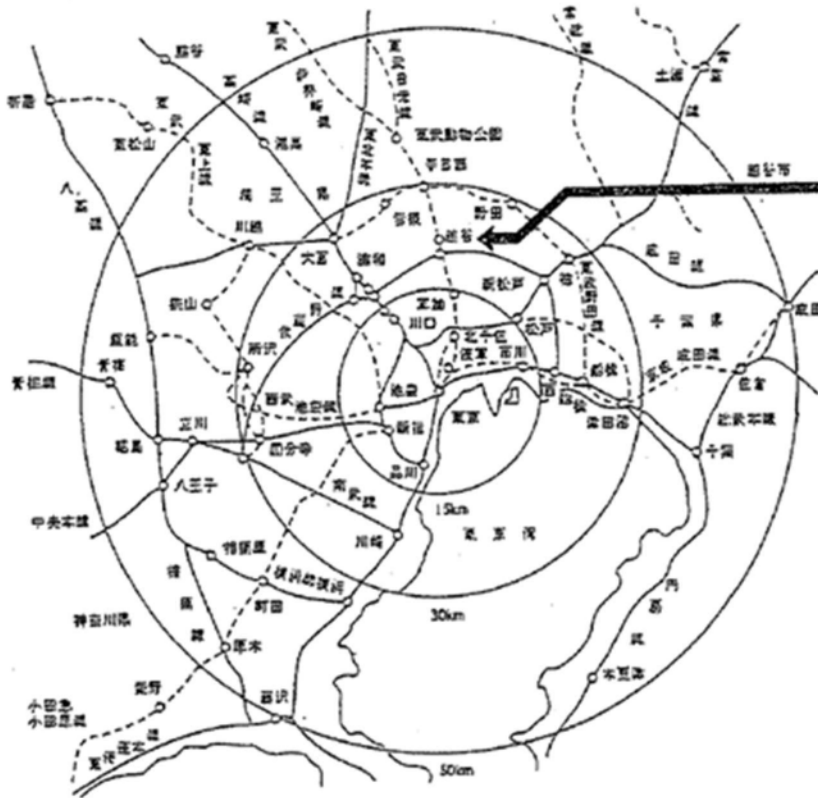
昭和29年11月3日、2町8カ村が合併して越谷町となり、その翌年11月3日草加市の一部を編入、昭和33年11月3日に市制を施行し、平成30年には60周年を迎えました。

市制を施行した当時は人口が約4万8,000人でしたが、昭和37年に地下鉄日比谷線が東武鉄道に乗り入れ、昭和48年には武蔵野線が開通し、都心への通勤が便利になり人口が急増し、首都近郊のベッドタウンとして大きく変貌しました。

平成20年3月15日には武蔵野線に越谷レイクタウン駅が開通し、4月には越谷レイクタウンのまちびらきも行われました。また、平成27年4月には中核市として新たな一歩を踏み出し、現在では、人口約34万人を擁する県南東部の中核都市に成長しています。

越谷市では、現在、市政運営の最高規範となる越谷市自治基本条例と、平成23年度からスタートした第4次越谷市総合振興計画に基づき、全ての市民が笑顔で安全、安心、かつ、いきいきと暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

越谷市の位置

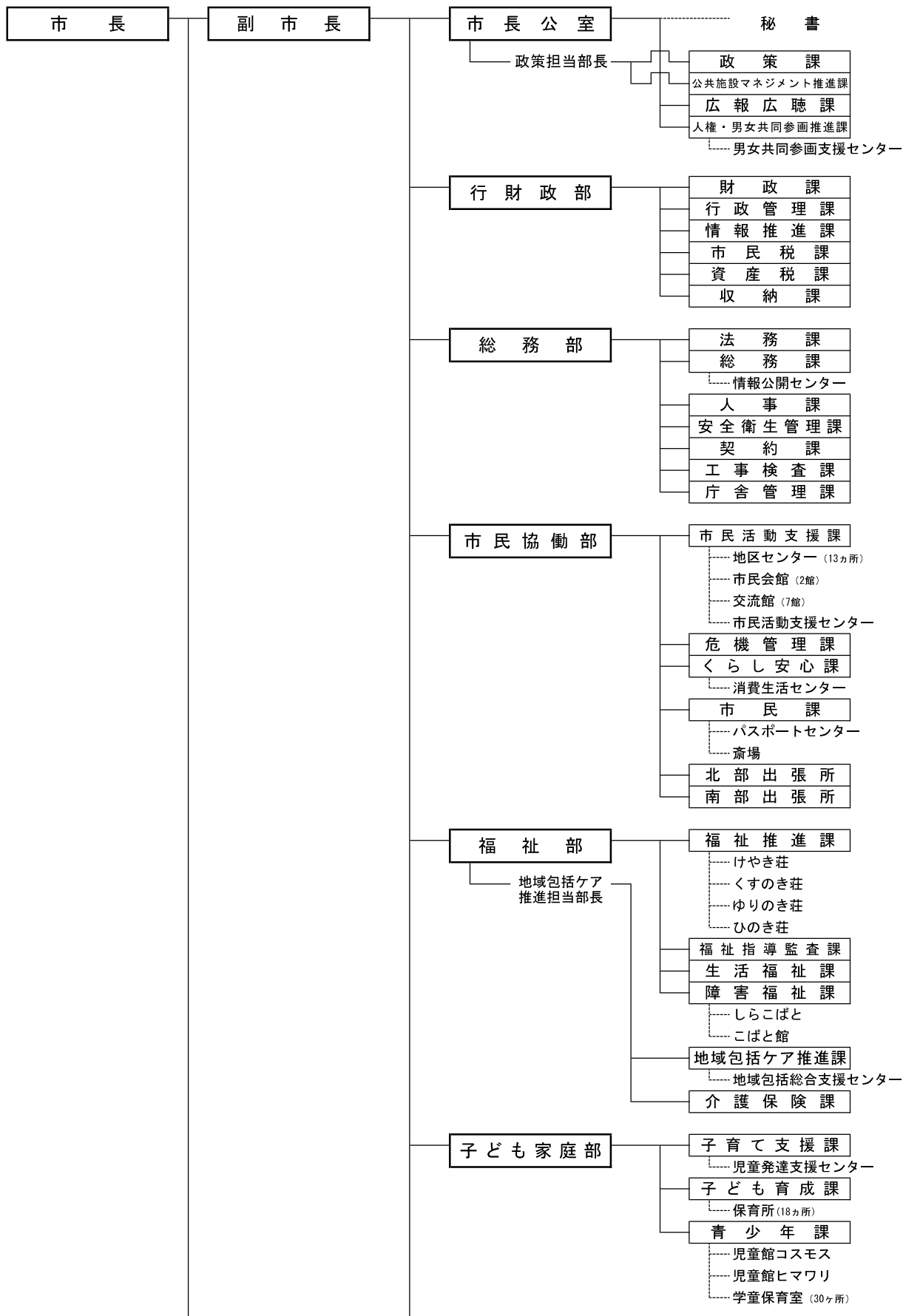


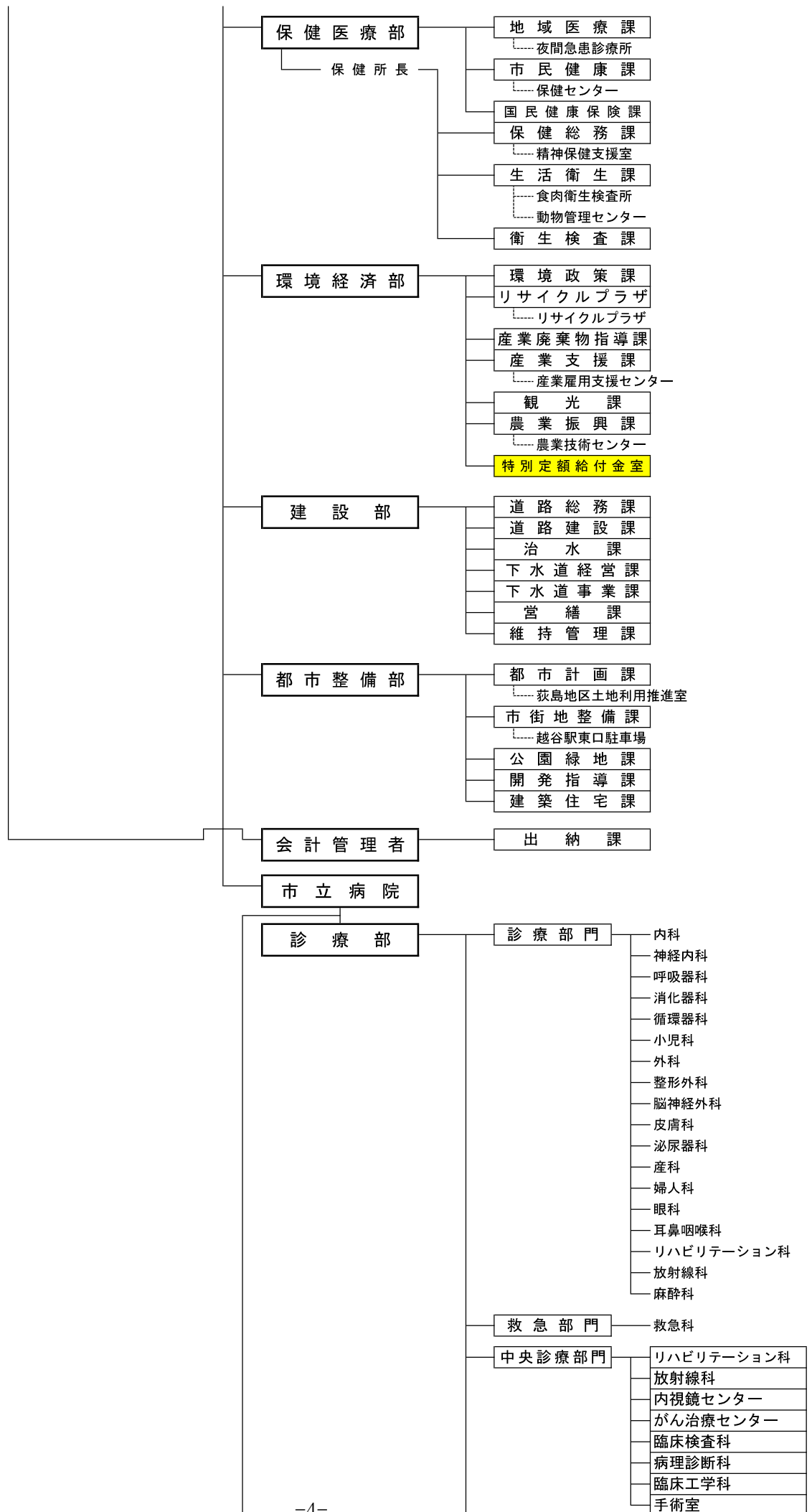
埼玉県内の市町村（令和2年4月1日現在）



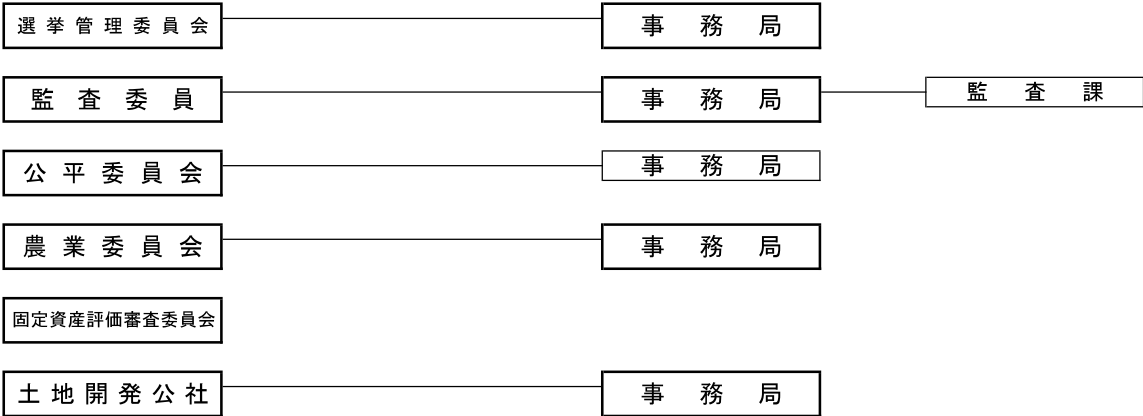
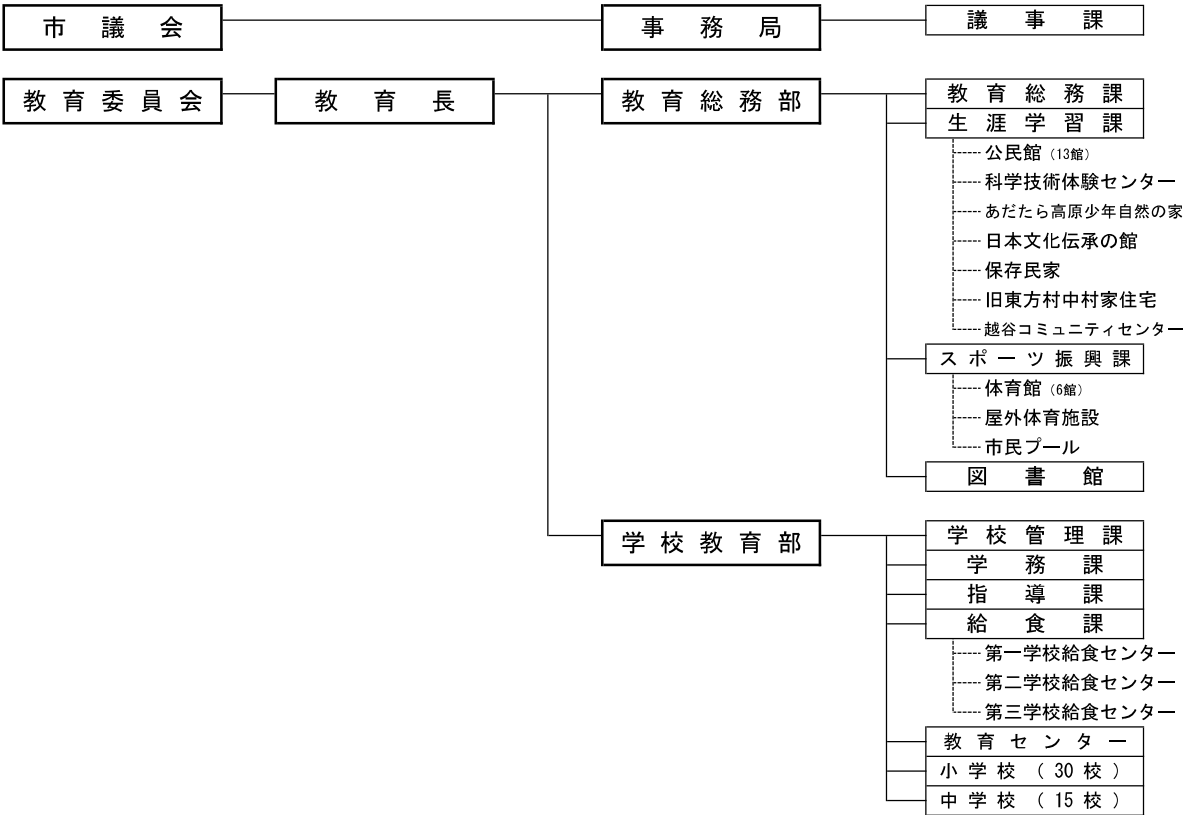
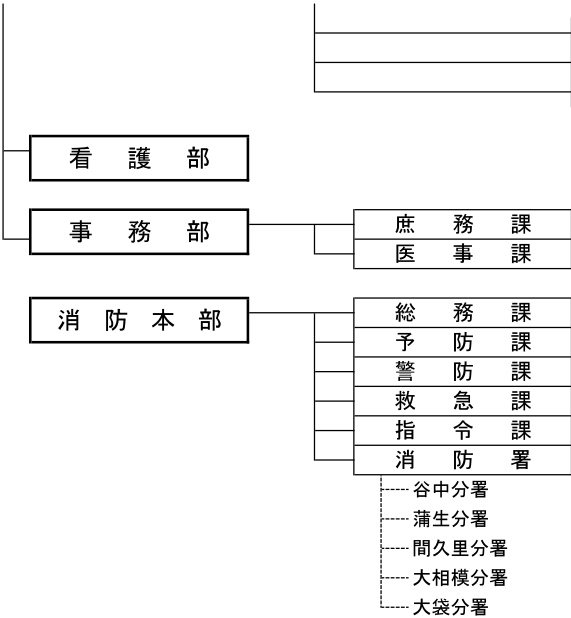
越谷市行政機構図(令和2年4月24日)

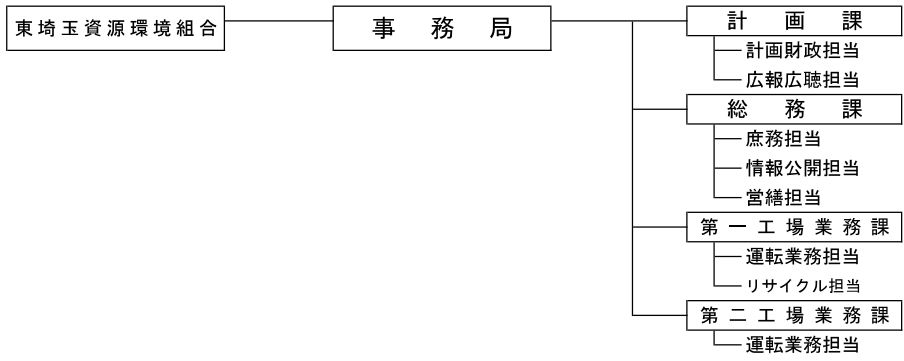
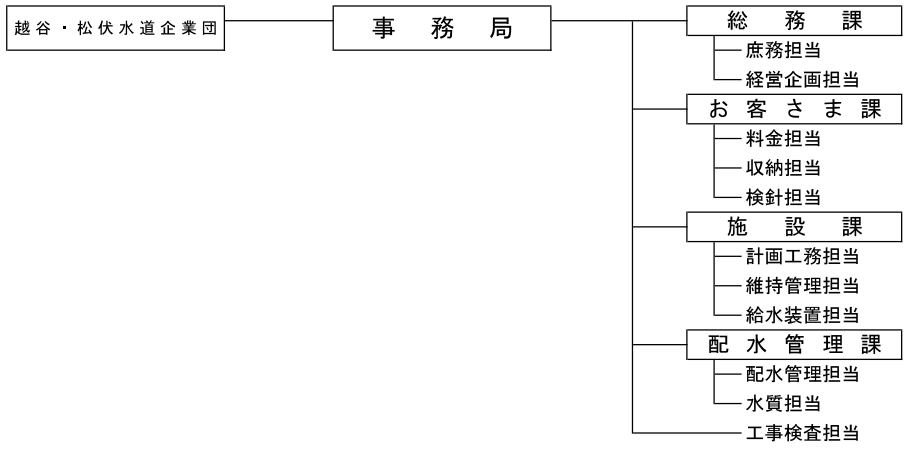
20部74課





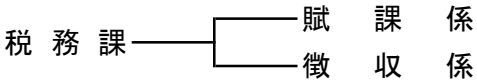
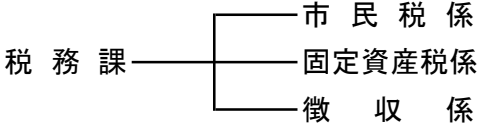
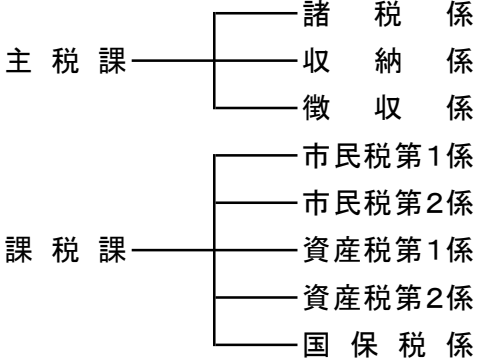
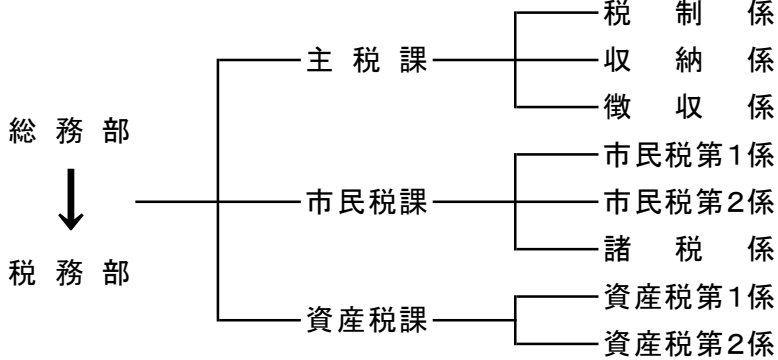
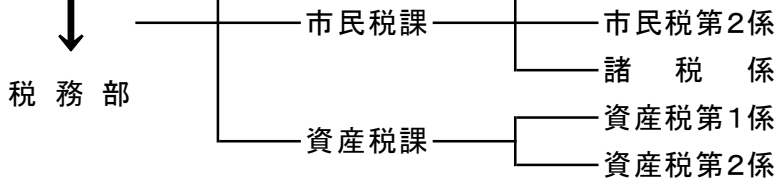
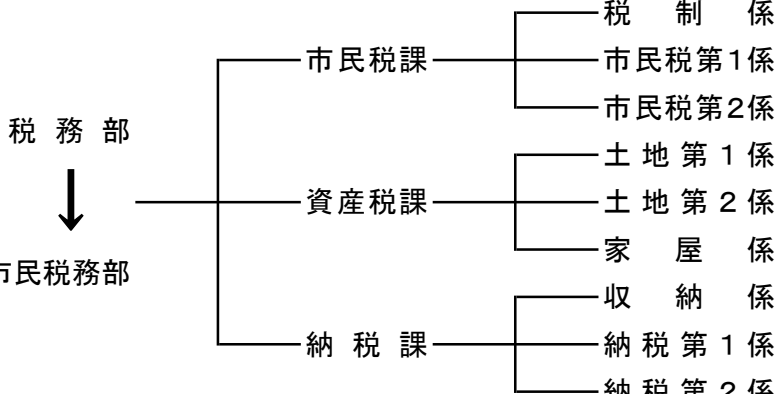
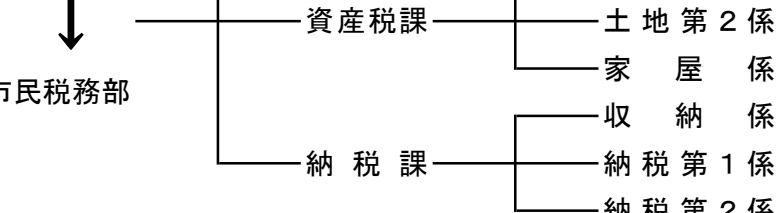
薬剂科
研究室
栄養科

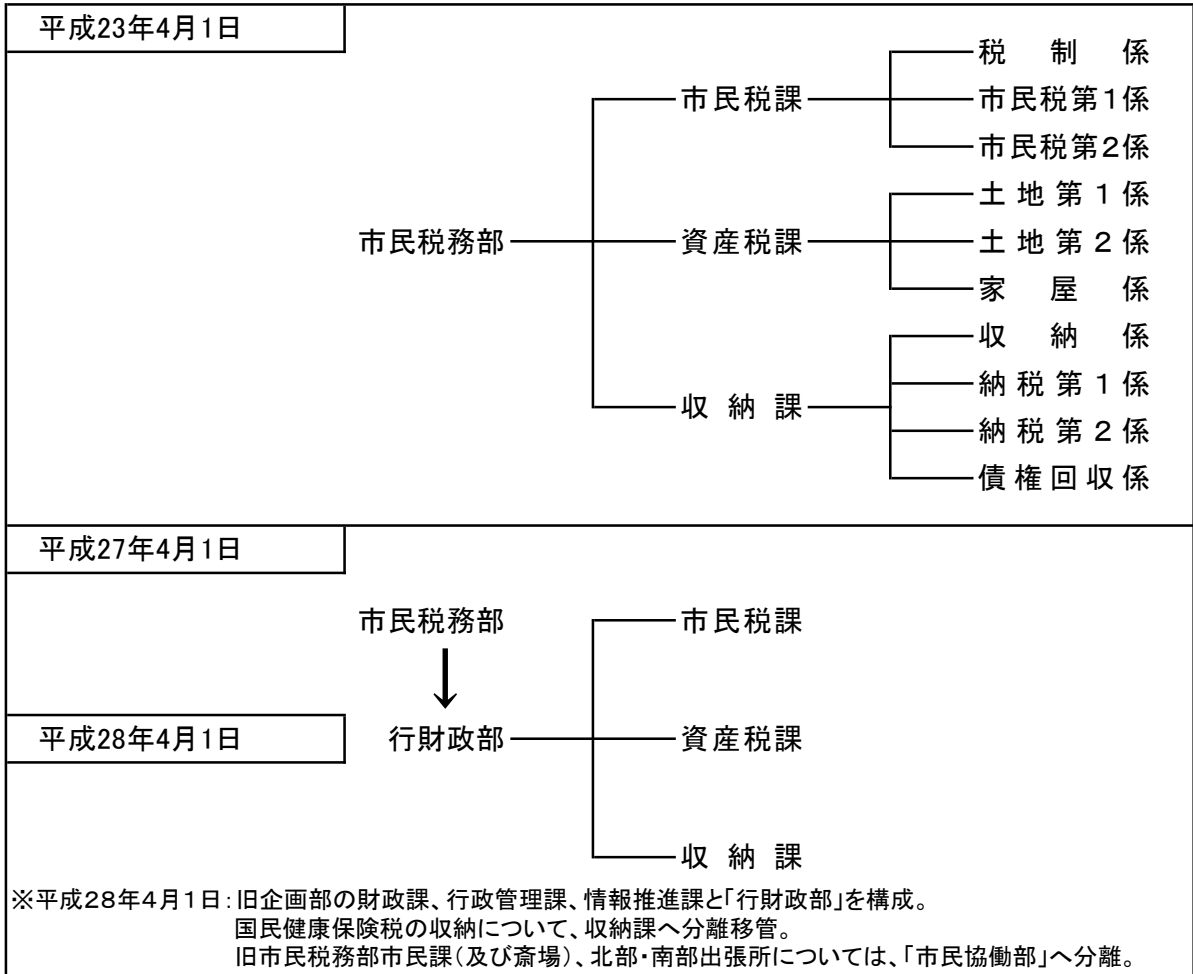




2 税務機構

(1) 税務機構の変遷

昭和29年11月3日	
昭和40年4月1日	
昭和44年1月1日	
昭和46年4月1日	
平成3年10月1日	
平成12年4月1日	
平成18年4月1日	
<p>※平成12年4月1日：国民健康保険税について、健康福祉部国民健康保険課へ分離移管。 ※平成18年4月1日：旧市民部市民課(及び斎場)、北部・南部出張所と「市民税務部」を構成。</p>	



(2) 税務機構及び人員の配置

令和2年4月1日現在

部	課	担当	部長 ・ 参事	副部长 ・ 副参事	課長 ・ 調整幹	副課長	主幹 (統括)	主幹	主査	主任	主事 ・ 技師	計	
行 財 政 部	部 長		1									1	
	副 部 長												0
	市 民 税 課	税 制							3				3
		個人市・県民税 普通徴収						1	2	1	3	12	19
		個人市・県民税 特別徴収								1	2	5	8
		諸税担当 (法人市民税 事業所税 軽自動車税 市たばこ税)							1	1		4	6
		計			1	1	1	1	6	3	5	21	39
	資 産 税 課	償却資産							1	1	2	1	5
		土 地							4		4	8	16
		家 屋							1	2	3	4	10
		計			1		2		6	3	9	13	34
	収 納 課	収納管理							3	2	3	8	16
		納 税							2	1	2	15	20
		債権管理							3			2	5
		計			1	1	2		8	3	5	25	45
	合 計			1	3	2	5	1	20	9	19	59	119

※上記以外、短時間再任用職員を市民税課に1名配置。また、収納課に徴収指導員1名を配置。

※行財政部は上記119名のほか、財政課9名、行政管理課8名、情報推進課11名の合計147名(※短時間再任用職員及び徴収指導員を除く)で構成。

※市民税課長・資産税課長・収納課長は、兼務の副参事として計上しております。

(3) 税務職員数に関する比較

各年4月1日現在
(単位:人、%)

区分	27	28	29	30	31(元)	2
市長部局職員実数(A)	2,122	2,293	2,304	2,304	2,306	2,324
税務職員実数 (B)	105	116	115	114	116	119
【参考】 行財政部職員実数※	176	141	142	140	142	147
割合 (B)／(A)	5.1%	4.9%	5.1%	5.0%	4.9%	5.1%

※平成27年度は、市民税務部の職員数

(4) 税務職員年齢別調

令和2年4月1日現在
(単位:人、歳)

区 分	20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
市民税課	0	10	19	8	3	40	35.28
資産税課	0	5	19	9	1	34	36.20
収 納 課	0	13	19	9	4	45	35.64
計	0	28	57	26	8	119	35.42

(5) 職員税務経験年数調

令和2年4月1日現在
(単位:人、年)

区 分	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計	平均年数
市民税課	5	3	3	12	17	0	40	4.1
資産税課	3	6	3	3	15	4	34	4.9
収 納 課	8	5	6	11	8	7	45	4.4
計	16	14	12	26	40	11	119	4.4

※上記(3)・(4)・(5)において、再任用職員(短時間勤務)の数は含めず。
※上記(3)・(4)・(5)において、部長職は、市民税課として計算しております。

(6) 税務事務に係る事務分掌

部	課	事 務 分 掌
財 政 部	市 民 税 課	(1) 税制に関すること。 (2) 税事務の総合調整に関すること。 (3) 税の統計に関すること。 (4) 納税思想の啓発に関すること。 (5) 個人住民税に係る申告、賦課及び減免に関すること。 (6) 法人に係る市民税の申告、賦課及び減免に関すること。 (7) 事業所税の申告、賦課及び減免に関すること。 (8) 軽自動車税の申告、賦課及び減免に関すること。 (9) たばこ税の申告及び賦課に関すること。 (10) 入湯税の申告及び賦課に関すること。 (11) 個人住民税、法人に係る市民税及び軽自動車税の証明（納税に関するものを除く。）に関すること。 (12) 課税台帳の整理保管に関すること。
	資 産 税 課	(1) 固定資産の調査及び評価に関すること。 (2) 固定資産税及び都市計画税の賦課及び減免に関すること。 (3) 固定資産等に関する課税台帳等の整理保管に関すること。 (4) 特別土地保有税に関すること。 (5) 固定資産に関する課税台帳等及び附属地図の閲覧に関すること。 (6) 住宅用家屋証明に関すること。 (7) 土地改良区賦課金の賦課調定に関すること。 (8) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (9) 固定資産税及び都市計画税の証明に関すること。
	収 納 課	(1) 市税及び国民健康保険税の徴収及び収納管理に関すること。 (2) 納税証明書に関すること。 (3) 過誤納金の還付に関すること。 (4) 市税及び国民健康保険税の督促に関すること。 (5) 市税及び国民健康保険税の延滞金に関すること。 (6) 市税及び国民健康保険税の滞納処分に関すること。 (7) 納税義務の拡張に関すること。 (8) 納税の猶予に関すること。 (9) 税外債権の徴収に係る企画、助言、指導及び調整に関すること。 (10) 移管を受けた税外債権の徴収及び強制換価手続きに関すること。 (11) 土地改良区賦課金の収納管理に関すること。

(7) 委員会・審議会の構成状況

(令和2年4月1日現在)

- 固定資産評価審査委員会（昭和29年11月3日設置）
 - 委員定数 3人
 - 任 期 3年

Ⅱ 財 政 と 市 税

1 平成31(令和元)年度一般会計決算状況

(単位:千円、%)

(1) 歳入				(2) 歳出			
款別	決算額	構成比	款別	決算額	構成比		
1 市税	49,566,290	46.3	1 議会費	534,021	0.5		
個人市民税	(21,688,456)	(43.8)	2 総務費	12,209,081	12.0		
法人市民税	(3,228,130)	(6.5)	3 民生費	46,869,630	46.1		
固定資産税	(18,777,750)	(37.9)	4 衛生費	9,670,027	9.5		
軽自動車税	(421,726)	(0.8)	5 労働費	56,177	0.1		
市たばこ税	(2,258,974)	(4.6)	6 農林水産業費	562,633	0.6		
特別土地保有税	(0)	(0.0)	7 商工費	436,580	0.4		
事業所税	(748,296)	(1.5)	8 土木費	10,187,998	10.0		
都市計画税	(2,442,958)	(4.9)	9 消防費	3,388,624	3.3		
2 地方譲与税	733,873	0.7	10 教育費	9,797,961	9.6		
3 利子割交付金	37,528	0.0	11 災害復旧費	0	0.0		
4 配当割交付金	245,341	0.2	12 公債費	7,391,233	7.3		
5 株式等譲渡所得割交付金	148,412	0.2	13 諸支出金	655,610	0.6		
6 地方消費税交付金	5,496,242	5.1	14 予備費	0	0.0		
7 自動車取得税交付金	164,685	0.2					
8 環境性能割交付金	49,853	0.1					
9 地方特例交付金	952,801	0.9					
10 地方交付税	3,634,001	3.4					
11 交通安全対策特別交付金	40,288	0.0					
12 分担金及び負担金	770,298	0.7					
13 使用料及び手数料	1,620,408	1.5					
14 国庫支出金	17,906,801	16.7					
15 県支出金	6,797,513	6.3					
16 財産収入	227,455	0.2					
17 寄附金	147,863	0.1					
18 繰入金	3,593,425	3.4					
19 繰越金	5,137,514	4.8					
20 諸収入	2,897,635	2.7					
21 市債	6,955,900	6.5					
歳入合計	107,124,126	100.0	歳出合計	101,759,575	100.0		

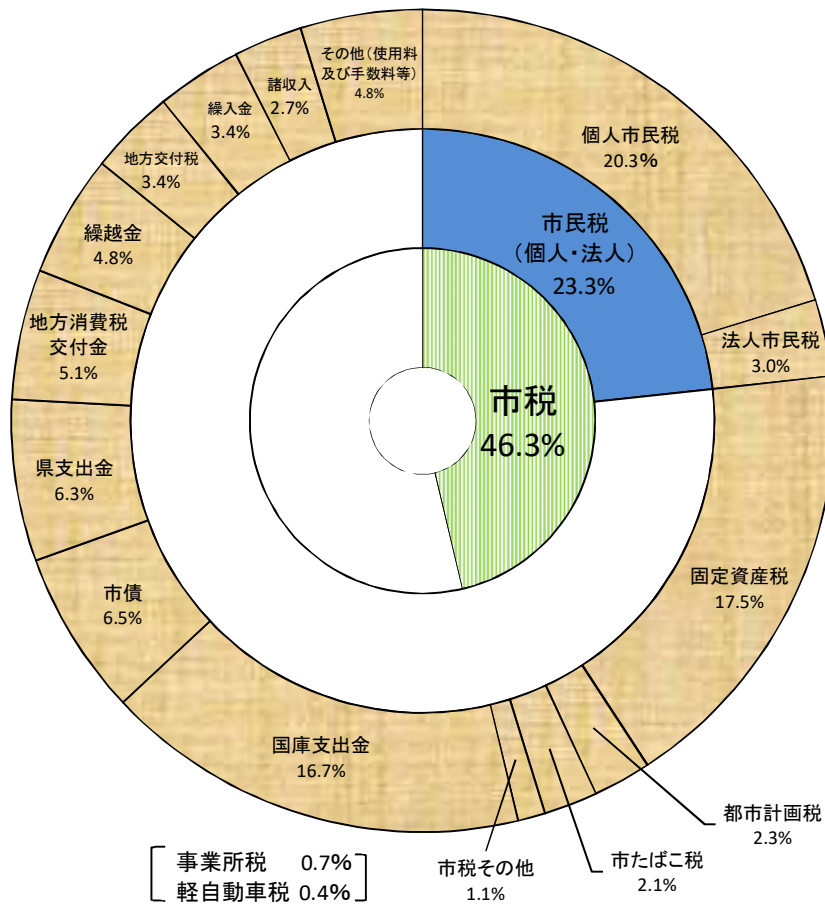
2 一般会計歳入総額に占める市税の割合

(単位:千円、%)

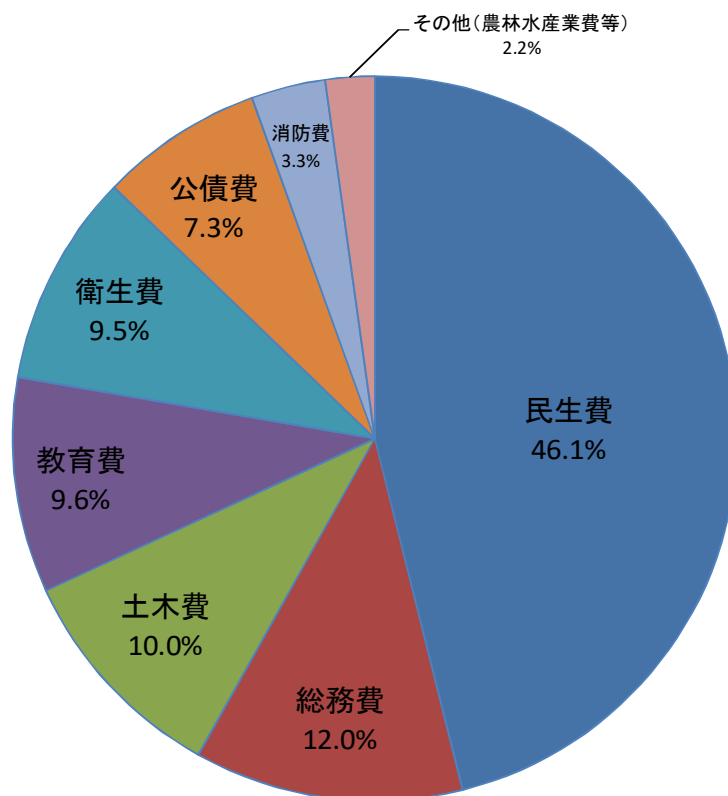
区分	一般会計歳入総額	市税収入総額	割合
年度			
27	98,646,071	47,132,873	47.8
28	97,762,350	47,968,863	49.1
29	103,145,736	48,276,134	46.8
30	102,850,194	48,815,895	47.5
31(元)	107,124,126	49,566,290	46.3

〈平成31(令和元)一般会計決算状況〉

【歳入】



【歳出】



3 令和2年度一般会計当初予算状況

(単位:千円、%)

(1) 歳入				(2) 歳出			
	款別	予算額	構成比		款別	予算額	構成比
1	市税	46,844,000	44.4	1	議会費	592,117	0.6
	個人市民税	(20,750,000)	(44.3)	2	総務費	16,924,394	16.0
	法人市民税	(2,333,000)	(5.0)	3	民生費	48,065,223	45.5
	固定資産税	(18,251,000)	(39.0)	4	衛生費	8,482,480	8.0
	軽自動車税	(395,000)	(0.8)	5	労働費	69,965	0.1
	市たばこ税	(2,090,000)	(4.5)	6	農林水産業費	684,707	0.7
	特別土地保有税	(0)	(0.0)	7	商工費	484,302	0.5
	事業所税	(661,000)	(1.4)	8	土木費	9,371,321	8.9
	都市計画税	(2,364,000)	(5.0)	9	消防費	3,288,417	3.1
2	地方譲与税	717,000	0.7	10	教育費	10,046,335	9.5
3	利子割交付金	40,000	0.0	11	災害復旧費	10	0.0
4	配当割交付金	200,000	0.2	12	公債費	7,429,919	7.0
5	株式等譲渡所得割交付金	200,000	0.2	13	諸支出金	40,810	0.0
6	法人事業税交付金	260,000	0.2	14	予備費	120,000	0.1
7	地方消費税交付金	7,000,000	6.6				
8	環境性能割交付金	130,000	0.1				
9	地方特例交付金	430,000	0.4				
10	地方交付税	2,900,000	2.7				
11	交通安全対策特別交付金	41,000	0.0				
12	分担金及び負担金	697,770	0.7				
13	使用料及び手数料	1,485,098	1.4				
14	国庫支出金	17,949,905	17.0				
15	県支出金	6,652,660	6.3				
16	財産収入	66,280	0.1				
17	寄附金	1,010	0.0				
18	繰入金	4,011,910	3.8				
19	繰越金	1,000,000	1.0				
20	諸収入	3,059,067	2.9				
21	市債	11,914,300	11.3				
	歳入合計	105,600,000	100.0		歳出合計	105,600,000	100.0

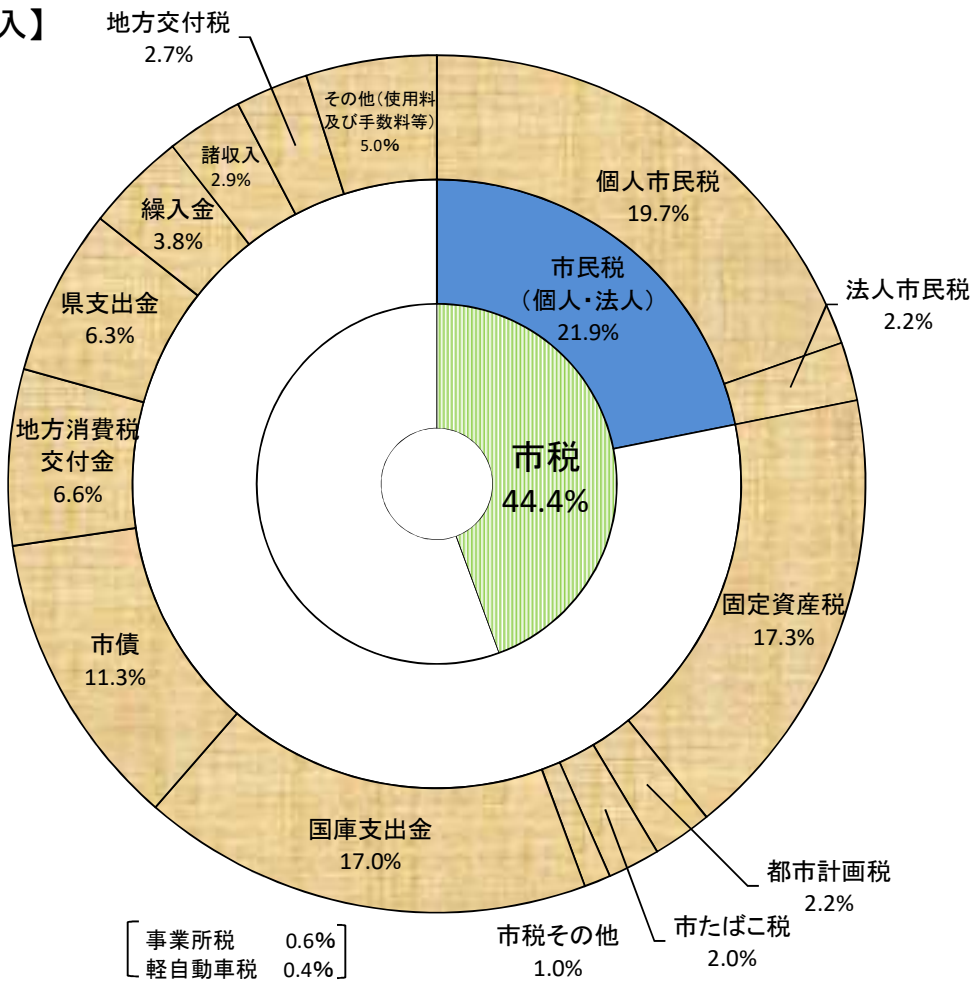
4 一般会計当初予算総額に占める市税の割合

(単位:千円、%)

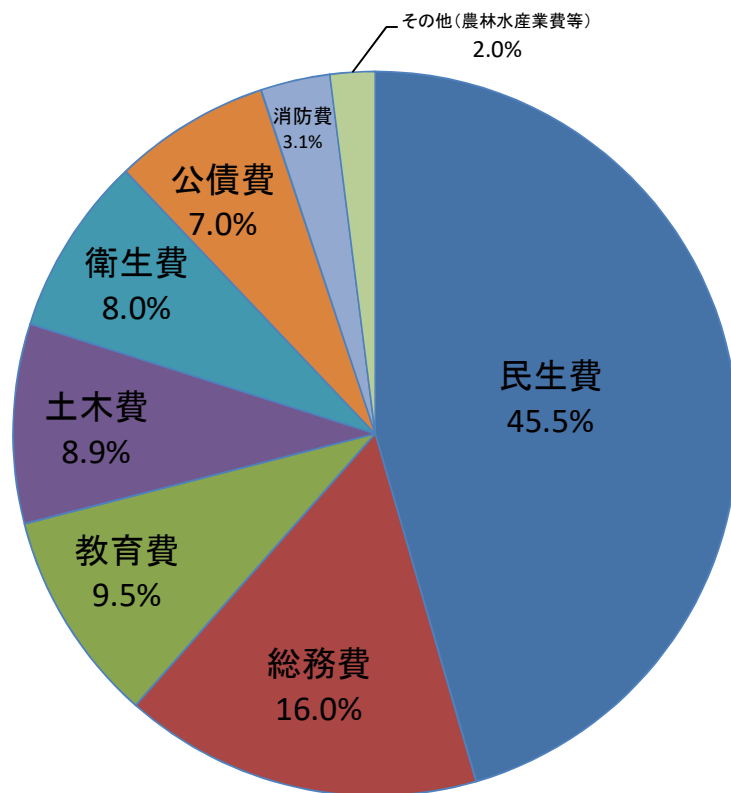
年度	区分	一般会計当初予算総額	市税当初予算総額	割合
28		88,400,000	45,288,000	51.2
29		90,400,000	45,965,000	50.8
30		91,500,000	46,086,000	50.4
31(元)		98,300,000	46,807,000	47.6
2		105,600,000	46,844,000	44.4

〈令和2年度一般会計当初予算状況〉

【歳入】



【歳出】



Ⅲ 市 税 総 括

1 税目別納税義務者数の推移(現年課税分・各年度最終)

(単位:人)

税目	納税義務者数				
	27	28	29	30	31・元
市民税	172,152	176,113	179,432	182,549	185,764
個人	164,182	168,039	171,261	174,255	177,380
法人	7,970	8,074	8,171	8,294	8,384
固定資産税	114,573	116,184	117,431	118,331	119,366
純固定	114,563	116,174	117,421	118,321	119,356
交・納付金	10	10	10	10	10
軽自動車税	59,506	60,535	61,229	61,885	62,740
市たばこ税	7	7	8	9	10
特別土地保有税	0	0	0	0	0
事業所税	399	405	402	403	402
都市計画税	90,416	91,847	92,969	93,838	94,806
合計	437,053	445,091	451,471	457,015	463,088

2 税目別市税調定額の推移(現年課税分)

(単位:千円、%)

税目	調定額				
	27	28	29	30	31・元
市民税	23,195,308 100.9	23,688,545 102.1	23,972,503 101.2	24,548,185 103.6	24,967,759 101.7
個人	19,882,046 101.4	20,510,917 103.2	20,897,677 101.9	21,327,536 104.0	21,738,334 101.9
法人	3,313,262 97.8	3,177,628 95.9	3,074,826 96.8	3,220,649 101.4	3,229,425 100.3
固定資産税	18,102,871 100.6	18,462,808 102.0	18,647,311 101.0	18,565,047 100.6	18,820,733 101.4
純固定	18,056,618 100.6	18,420,547 102.0	18,605,273 101.0	18,522,812 100.6	18,781,007 101.4
交・納付金	46,253 99.3	42,261 91.4	42,038 99.5	42,235 99.9	39,726 94.1
軽自動車税	291,934 104.3	356,224 122.0	377,658 106.0	399,682 112.2	423,675 106.0
軽自動車税 ※令和2年度以後は種別割	291,934 104.3	356,224 122.0	377,658 106.0	399,682 112.2	418,681 104.8
環境性能割					4,994
市たばこ税	2,426,678 98.1	2,383,051 98.2	2,238,483 93.9	2,234,996 93.8	2,258,975 101.1
事業所税	730,383 99.4	741,389 101.5	731,521 98.7	743,358 100.3	750,014 100.9
都市計画税	2,371,216 100.6	2,403,176 101.3	2,433,354 101.3	2,421,369 100.8	2,448,493 101.1
特別土地保有税	0	0	0	0	0
合計	47,118,390 100.6	48,035,193 101.9	48,400,830 100.8	48,912,637 101.8	49,669,649 101.5

- ※ 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の調定額は、徴収猶予分を除いた額
- ※ 下段は前年度対比
- ※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整
- ※ 軽自動車税環境性能割課税は、令和元年10月1日から施行

3 市税一覧

税 目	課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者	賦 課 期 日
市 民 税	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に住所を有する個人（均等割・所得割） ○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者（均等割） ○市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割・法人税割） ○市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する公益法人等（均等割） ※収益事業を行う場合……（均等割・法人税割） ○法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内 に事務所又は事業所を有するもの（法人税割） 	1月1日（個人）
固 定 資 産 税	<ul style="list-style-type: none"> ○土 地 ○家 屋 ○償 却 資 産 } 当該固定資産の所有者	1月1日
国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	○国、地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等（交付金）	前年の3月31日
軽 自 動 車 税	<ul style="list-style-type: none"> ○原動機付自転車 ○小型特殊自動車 ○2輪の小型自動車 ○軽自動車 } 所有者	4月1日
	環境性能割	三輪以上の軽自動車の取得者
市 た ば こ 税	○売渡し等に係る製造たばこ ○卸売販売業者等	
特 別 土 地 保 有 税	○土地又はその取得 ○当該土地の所有者又は取得者 ※平成15年度より、当分の間、新たな課税を停止	1月1日（保有） 1月1日 } 7月1日 } （取得）
入 湯 税	○鉱泉浴場における入湯行為 ○入湯客	
事 業 所 税	○事業所等において事業を行う者	
都 市 計 画 税	○市街化区域内の土地・家屋 ○当該土地・家屋の所有者	1月1日

課税標準及び税率				申告期限	納期																																																																		
○個人均等割 3,500円(平成26年度～令和5年度) ○個人所得割 6%(一律) ○法人均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本金等の額</th> <th>市内の事業所等の従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>50億円を超えるもの</td><td>50人を超えるもの</td><td>年額 3,000,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>10億円を超え50億円以下のもの</td><td>50人を超えるもの</td><td>年額 1,750,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>10億円を超えるもの</td><td>50人以下のもの</td><td>年額 410,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>1億円を超え10億円以下のもの</td><td>50人を超えるもの</td><td>年額 400,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>1億円を超え10億円以下のもの</td><td>50人以下のもの</td><td>年額 160,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>1千万円を超え1億円以下のもの</td><td>50人を超えるもの</td><td>年額 150,000円</td></tr> <tr><td>7</td><td>1千万円を超え1億円以下のもの</td><td>50人以下のもの</td><td>年額 130,000円</td></tr> <tr><td>8</td><td>1千万円以下のもの</td><td>50人を超えるもの</td><td>年額 120,000円</td></tr> <tr><td>9</td><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>年額 50,000円</td></tr> </tbody> </table> ○法人税割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1億円を超えるもの</td><td>—</td><td>8.4/100</td></tr> <tr><td>2</td><td>1億円以下のもの</td><td>年額500万円を超えるもの</td><td>8.4/100</td></tr> <tr><td>3</td><td>1億円以下のもの</td><td>年額500万円以下のもの</td><td>6.6/100</td></tr> </tbody> </table>				区分	資本金等の額	市内の事業所等の従業者数	税率	1	50億円を超えるもの	50人を超えるもの	年額 3,000,000円	2	10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 1,750,000円	3	10億円を超えるもの	50人以下のもの	年額 410,000円	4	1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 400,000円	5	1億円を超え10億円以下のもの	50人以下のもの	年額 160,000円	6	1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 150,000円	7	1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下のもの	年額 130,000円	8	1千万円以下のもの	50人を超えるもの	年額 120,000円	9	上記以外の法人等		年額 50,000円	区分	資本金等の額	法人税額	税率	1	1億円を超えるもの	—	8.4/100	2	1億円以下のもの	年額500万円を超えるもの	8.4/100	3	1億円以下のもの	年額500万円以下のもの	6.6/100	○(個人) 個人申告 3月15日 給与支払報告書の提出 1月31日 特別徴収に係る異動届出書の提出 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月の10日 ○(法人) 事業年度終了の日の翌日から原則として2ヵ月以内等	○(個人) 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 1月4日～1月31日 給与からの特別徴収 翌月10日まで(6月～翌年5月) 公的年金からの特別徴収 年金支払日の翌月10日まで ○(法人) 申告期限と同じ										
区分	資本金等の額	市内の事業所等の従業者数	税率																																																																				
1	50億円を超えるもの	50人を超えるもの	年額 3,000,000円																																																																				
2	10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 1,750,000円																																																																				
3	10億円を超えるもの	50人以下のもの	年額 410,000円																																																																				
4	1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 400,000円																																																																				
5	1億円を超え10億円以下のもの	50人以下のもの	年額 160,000円																																																																				
6	1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 150,000円																																																																				
7	1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下のもの	年額 130,000円																																																																				
8	1千万円以下のもの	50人を超えるもの	年額 120,000円																																																																				
9	上記以外の法人等		年額 50,000円																																																																				
区分	資本金等の額	法人税額	税率																																																																				
1	1億円を超えるもの	—	8.4/100																																																																				
2	1億円以下のもの	年額500万円を超えるもの	8.4/100																																																																				
3	1億円以下のもの	年額500万円以下のもの	6.6/100																																																																				
課税標準の1.4/100 (免税点) 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円				○償却資産の申告 1月31日	第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月31日 第4期 2月1日～2月末日																																																																		
算定標準額の1.4/100 (注) 法で特別の定めのあるものを除き、算定標準額は前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格による。					6月30日																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>継続税率</th> <th>新税率</th> <th>重課税率</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>総排気量50cc以下(ミニカーを除く)</td> <td>—</td> <td>2,000円</td> <td>—</td> <td rowspan="4">新税率は平成28年度から適用</td> </tr> <tr> <td>2輪で総排気量90cc以下</td> <td>—</td> <td>2,000円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2輪で総排気量125cc以下</td> <td>—</td> <td>2,400円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>—</td> <td>3,700円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>—</td> <td>2,400円</td> <td>—</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>—</td> <td>5,900円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2輪小型自動車</td> <td>総排気量が250ccを超えるもの</td> <td>—</td> <td>6,000円</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td rowspan="2">2輪車(総排気量250cc以下)</td> <td>—</td> <td>3,600円</td> <td>—</td> <td rowspan="5"> ・新税率は平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから適用 ・重課税率は平成28年4月1日以後に最初の新規検査から14年を経過するものについて平成28年度から適用 ・上記以外は継続税率を適用 </td> </tr> <tr> <td>3輪車(総排気量660cc以下)</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4輪以上(総排気量660cc以下)</td> <td>乗用営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>				車種	継続税率	新税率	重課税率	適用	原動機付自転車	総排気量50cc以下(ミニカーを除く)	—	2,000円	—	新税率は平成28年度から適用	2輪で総排気量90cc以下	—	2,000円	—	2輪で総排気量125cc以下	—	2,400円	—	ミニカー	—	3,700円	—	小型特殊自動車	農耕作業用	—	2,400円	—		その他(フォークリフト等)	—	5,900円	—	2輪小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	—	6,000円	—		軽自動車	2輪車(総排気量250cc以下)	—	3,600円	—	・新税率は平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから適用 ・重課税率は平成28年4月1日以後に最初の新規検査から14年を経過するものについて平成28年度から適用 ・上記以外は継続税率を適用	3輪車(総排気量660cc以下)	3,100円	3,900円	4,600円	4輪以上(総排気量660cc以下)	乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円	乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円	貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円	貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円	○取得申告 軽自動車等の所有者となった日から15日以内 ○廃車申告 軽自動車等の所有者でなくなった日から30日以内	5月1日～5月31日
車種	継続税率	新税率	重課税率	適用																																																																			
原動機付自転車	総排気量50cc以下(ミニカーを除く)	—	2,000円	—	新税率は平成28年度から適用																																																																		
	2輪で総排気量90cc以下	—	2,000円	—																																																																			
	2輪で総排気量125cc以下	—	2,400円	—																																																																			
	ミニカー	—	3,700円	—																																																																			
小型特殊自動車	農耕作業用	—	2,400円	—																																																																			
	その他(フォークリフト等)	—	5,900円	—																																																																			
2輪小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	—	6,000円	—																																																																			
軽自動車	2輪車(総排気量250cc以下)	—	3,600円	—	・新税率は平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから適用 ・重課税率は平成28年4月1日以後に最初の新規検査から14年を経過するものについて平成28年度から適用 ・上記以外は継続税率を適用																																																																		
		3輪車(総排気量660cc以下)	3,100円	3,900円		4,600円																																																																	
	4輪以上(総排気量660cc以下)	乗用営業用	5,500円	6,900円		8,200円																																																																	
		乗用自家用	7,200円	10,800円		12,900円																																																																	
		貨物営業用	3,000円	3,800円		4,500円																																																																	
貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																																				
三輪以上の軽自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度等に応じて、通常の取得価格の1～3%(本則税率)				車両番号の指定のとき等	申告期限と同じ																																																																		
1,000本につき5,692円				翌月末日	申告期限と同じ																																																																		
課税標準……土地の取得価額 税率……(保有)1.4/100 (取得)3/100 (免税点) 保有 1月1日に所有する 土地の合計面積………5,000㎡未満 取得 毎年1月1日又は7月1日前1年以内に取得した 土地の合計面積………5,000㎡未満				保有 5月31日 取得 2月末日 8月31日	申告期限と同じ																																																																		
1人1日 150円				翌月15日	申告期限と同じ																																																																		
資産割 事業所床面積1㎡につき600円 (免税点) 市内合計事業所床面積1,000㎡以下 従業者割 従業者給与総額の0.25/100 (免税点) 市内合計従業者数100人以下				(法人) 事業年度終了の日から2ヵ月以内 (個人) 事業を行った年の翌年の3月15日	申告期限と同じ																																																																		
固定資産税(土地・家屋)の課税標準の0.2/100					固定資産税と同じ																																																																		

※令和2年4月1日現在

4 平成31（令和元）年度市税決算状況

税目	区分	予算額	調定額	収入済額	収入歩合	
					予算額	調定額
市税合計		47,407,000,000	50,947,275,853 50,948,346,753	49,566,290,001	104.55	97.29 97.29
現年課税分		46,978,000,000	49,669,649,043	49,107,604,507	104.53	98.87
滞納繰越分		429,000,000	1,277,626,810 1,278,697,710	458,685,494	106.92	35.90 35.87
市民税		23,735,000,000	25,789,532,007	24,916,585,491	104.98	96.62
個人		21,027,000,000	22,527,832,883	21,688,455,328	103.15	96.27
現年課税分		20,778,000,000	21,738,334,188	21,399,459,872	102.99	98.44
滞納繰越分		249,000,000	789,498,695	288,995,456	116.06	36.60
法人		2,708,000,000	3,261,699,124	3,228,130,163	119.21	98.97
現年課税分		2,698,000,000	3,229,424,800	3,222,599,252	119.44	99.79
滞納繰越分		10,000,000	32,274,324	5,530,911	55.31	17.14
固定資産税		18,214,000,000	19,205,410,381	18,777,750,152	103.10	97.77
固定資産税		18,175,000,000	19,165,683,981	18,738,023,752	103.10	97.77
現年課税分		18,031,000,000	18,781,007,000	18,599,885,911	103.16	99.04
滞納繰越分		144,000,000	384,676,981	138,137,841	95.93	35.91
交付金		39,000,000	39,726,400	39,726,400	101.86	100.00
軽自動車税		362,000,000	440,883,770	421,726,039	116.50	95.65
軽自動車税		356,000,000	435,889,470	416,731,739	117.06	95.60
現年課税分		350,000,000	418,681,100	411,097,536	117.46	98.19
滞納繰越分		6,000,000	17,208,370	5,634,203	93.90	32.74
環境性能割		6,000,000	4,994,300	4,994,300	83.24	100.00
現年課税分		6,000,000	4,994,300	4,994,300	83.24	100.00
市たばこ税		2,100,000,000	2,258,974,355	2,258,974,356	107.57	100.00
現年課税分		2,100,000,000	2,258,974,355	2,258,974,356	107.57	100.00
滞納繰越分		0	0	0		
事業所税		661,000,000	752,457,000	748,296,000	113.21	99.45
現年課税分		660,000,000	750,013,700	746,651,900	113.13	99.55
滞納繰越分		1,000,000	2,443,300	1,644,100	164.41	67.29
都市計画税		2,335,000,000	2,500,018,340	2,442,957,963	104.62	97.72
現年課税分		2,316,000,000	2,448,493,200	2,424,214,980	104.67	99.01
滞納繰越分		19,000,000	51,525,140	18,742,983	98.65	36.38
特別土地保有税		0	0 1,070,900	0		0.00
現年課税分		0	0 0	0		
滞納繰越分		0	0 1,070,900	0		0.00

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	過誤納還付未済額	収入歩合（前2年度）			
			30予算額	30調定額	29予算額	29調定額
86,523,703	1,302,405,445 1,303,476,345	7,943,296	104.34	97.21 97.21	103.67	97.17 97.17
1,108,691	568,716,442	7,780,597	104.35	98.89	103.85	98.94
85,415,012	733,689,003			34.04		30.30
85,415,012	734,759,903	162,699	103.46	34.01	85.97	30.27
75,144,499	801,954,277	4,152,260	105.19	96.34	104.18	96.26
72,736,996	770,680,419	4,039,860	102.94	95.98	102.44	95.91
551,895	342,326,862	4,004,441	102.87	98.38	102.55	98.51
72,185,101	428,353,557	35,419	108.83	32.21	93.61	27.76
2,407,503	31,273,858	112,400	122.88	98.79	117.66	98.65
0	6,937,948	112,400	123.22	99.78	117.93	99.75
2,407,503	24,335,910	0	54.23	17.87	67.83	21.56
8,793,296	422,140,930	3,273,997	103.26	97.91	102.94	97.90
8,793,296	422,140,930	3,273,997	103.27	97.91	102.95	97.89
473,015	183,821,714	3,173,640	103.27	99.15	103.14	99.13
8,320,281	238,319,216	100,357	103.88	38.60	81.08	35.58
0	0	0	100.56	100.00	100.09	100.00
1,387,763	17,845,396	75,428	118.48	95.32	117.91	94.79
1,387,763	17,845,396	75,428	118.48	95.32	117.91	94.79
19,900	7,625,764	62,100	119.20	98.12	119.00	97.68
1,367,863	10,219,632	13,328	88.83	37.05	69.76	29.25
0	0	0				
0	0	0				
0	0	1	100.22	100.00	99.71	100.00
0	0	1	100.22	100.00	99.71	100.00
0	0	0				
0	4,161,000	0	111.29	99.67	109.54	99.81
0	3,361,800	0	112.35	99.76	110.72	99.90
0	799,200	0	10.85	54.72	31.67	83.44
1,198,145	56,303,842	441,610	104.06	97.85	104.63	97.83
63,881	24,642,354	428,015	104.04	99.12	104.85	99.11
1,134,264	31,661,488	13,595	106.97	38.97	81.31	35.77
0	0 1,070,900	0		0.00		0.00
0	0	0				
0	0	0				
0	0 1,070,900	0		0.00		0.00

5 市税決算状況の推移

税目	年度	27			28		
	区分	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
市税合計		48,516,062,519 (48,517,133,419)	47,132,872,589	97.15 (97.15)	49,324,970,528 (49,326,041,428)	47,968,862,542	97.25 (97.25)
現年課税分		47,118,390,323	46,624,348,731	98.95	48,035,191,957	47,520,066,430	98.93
滞納繰越分		1,397,672,196 (1,398,743,096)	508,523,858	36.38 (36.36)	1,289,778,571 (1,290,849,471)	448,796,112	34.80 (34.77)
市民税		24,111,251,964	23,192,246,280	96.19	24,530,772,374	23,631,851,987	96.34
個人		20,748,734,826	19,884,158,061	95.83	21,302,697,923	20,452,930,688	96.01
現年課税分		19,882,046,261	19,586,174,681	98.51	20,510,917,021	20,191,126,477	98.44
滞納繰越分		866,688,565	297,983,380	34.38	791,780,902	261,804,211	33.07
法人		3,362,517,138	3,308,088,219	98.38	3,228,074,451	3,178,921,299	98.48
現年課税分		3,313,262,000	3,299,306,436	99.58	3,177,627,900	3,168,354,587	99.71
滞納繰越分		49,255,138	8,781,783	17.83	50,446,551	10,566,712	20.95
固定資産税		18,510,883,524	18,119,104,500	97.88	18,841,156,443	18,457,616,535	97.96
固定資産税		18,464,630,124	18,072,851,100	97.88	18,798,895,443	18,415,355,535	97.96
現年課税分		18,056,617,800	17,901,776,361	99.14	18,420,546,500	18,265,369,252	99.16
滞納繰越分		408,012,324	171,074,739	41.93	378,348,943	149,986,283	39.64
交付金		46,253,400	46,253,400	100.00	42,261,000	42,261,000	100.00
軽自動車税		306,477,325	291,443,717	95.09	369,866,676	352,015,269	95.17
現年課税分		291,933,900	286,440,820	98.12	356,224,000	347,831,790	97.64
滞納繰越分		14,543,425	5,002,897	34.40	13,642,676	4,183,479	30.66
市たばこ税		2,426,677,962	2,426,677,962	100.00	2,383,050,636	2,383,055,822	100.00
現年課税分		2,426,677,962	2,426,677,962	100.00	2,383,050,636	2,383,055,822	100.00
滞納繰越分		0	0		0	0	
特別土地保有税		0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
現年課税分		0 (0)	0	0.00 (0.00)	0 (0)	0	0.00 (0.00)
滞納繰越分		0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
事業所税		733,630,620	729,693,920	99.46	745,325,800	741,530,100	99.49
現年課税分		730,382,600	727,554,420	99.61	741,389,100	739,798,000	99.79
滞納繰越分		3,248,020	2,139,500	65.87	3,936,700	1,732,100	44.00
都市計画税		2,427,141,124	2,373,706,210	97.80	2,454,798,599	2,402,792,829	97.88
現年課税分		2,371,216,400	2,350,164,651	99.11	2,403,175,800	2,382,269,502	99.13
滞納繰越分		55,924,724	23,541,559	42.10	51,622,799	20,523,327	39.76

※()内は徴収猶予分を含む。

(単位:円、%)

29			30		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
49,680,421,130 (49,681,492,030)	48,276,134,042	97.17 (97.17)	50,216,494,417 (50,217,565,317)	48,815,895,030	97.21 (97.21)
48,400,829,562	47,888,421,540	98.94	48,912,636,900	48,372,044,333	98.89
1,279,591,568 (1,280,662,468)	387,712,502	30.30 (30.27)	1,303,857,517 (1,304,928,417)	443,850,697	34.04 (34.01)
24,812,414,571	23,884,036,670	96.26	25,391,841,094	24,462,401,477	96.34
21,693,536,719	20,807,264,122	95.91	22,131,745,090	21,241,733,632	95.98
20,897,677,435	20,586,336,016	98.51	21,327,535,640	20,982,707,901	98.38
795,859,284	220,928,106	27.76	804,209,450	259,025,731	32.21
3,118,877,852	3,076,772,548	98.65	3,260,096,004	3,220,667,845	98.79
3,074,825,800	3,067,275,785	99.75	3,220,648,800	3,213,617,421	99.78
44,052,052	9,496,763	21.56	39,447,204	7,050,424	17.87
19,016,492,020	18,616,416,209	97.90	18,952,527,235	18,556,474,757	97.91
18,974,453,620	18,574,377,809	97.89	18,910,292,735	18,514,240,257	97.91
18,605,272,600	18,443,028,254	99.13	18,522,812,800	18,364,655,519	99.15
369,181,020	131,349,555	35.58	387,479,935	149,584,738	38.60
42,038,400	42,038,400	100.00	42,234,500	42,234,500	100.00
394,349,922	373,787,312	94.79	418,864,407	399,279,424	95.32
377,657,700	368,904,227	97.68	399,682,900	392,172,840	98.12
16,692,222	4,883,085	29.25	19,181,507	7,106,584	37.05
2,238,482,927	2,238,482,927	100.00	2,234,995,860	2,234,995,860	100.00
2,238,482,927	2,238,482,927	100.00	2,234,995,860	2,234,995,860	100.00
0	0		0	0	
0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
0 (0)	0	0.00 (0.00)	0 (0)	0	0.00 (0.00)
0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
735,316,700	733,928,700	99.81	744,745,700	742,302,400	99.67
731,521,000	730,761,500	99.90	743,357,700	741,542,900	99.76
3,795,700	3,167,200	83.44	1,388,000	759,500	54.72
2,483,364,990	2,429,482,224	97.83	2,473,520,121	2,420,441,112	97.85
2,433,353,700	2,411,594,431	99.11	2,421,368,700	2,400,117,392	99.12
50,011,290	17,887,793	35.77	52,151,421	20,323,720	38.97

6 市税負担状況の推移

(単位:円、人、世帯)

年度		27	28	29	30	31・元
区分						
市税収入合計		47,132,872,589	47,968,862,542	48,276,134,042	48,815,895,030	49,566,290,001
人口		337,181	339,677	341,095	343,383	344,682
世帯数		146,368	148,864	151,228	153,949	156,453
1人当たり市税負担額		139,785	141,219	141,533	142,162	143,803
1世帯当たり市税負担額		322,016	322,233	319,227	317,091	316,813
市民 1人 当たり	市民税	68,783	69,571	70,021	71,239	72,289
	固定資産税	53,737	54,339	54,578	54,040	54,478
	軽自動車税	864	1,036	1,096	1,163	1,223
	市たばこ税	7,197	7,016	6,563	6,509	6,554
	特別土地保有税	0	0	0	0	0
	事業所税	2,164	2,183	2,152	2,162	2,171
	都市計画税	7,040	7,074	7,123	7,049	7,088
1世帯 当たり	市民税	158,452	158,748	157,934	158,899	159,259
	固定資産税	123,792	123,990	123,102	120,537	120,022
	軽自動車税	1,991	2,365	2,472	2,594	2,695
	市たばこ税	16,579	16,008	14,802	14,518	14,439
	特別土地保有税	0	0	0	0	0
	事業所税	4,985	4,981	4,853	4,822	4,783
	都市計画税	16,217	16,141	16,065	15,722	15,615

※ 人口、世帯数は各年度末直後の4月1日現在

IV 市 民 税

1 調定額の推移(現年課税分)

(単位:千円)

区 分		年 度	調 定 額				
			27	28	29	30	31・元
個 人	普通徴収	均等割	140,351	135,093	130,084	130,504	131,044
		所得割	4,979,350	4,891,211	4,818,030	4,927,356	5,002,292
		計	5,119,701	5,026,304	4,948,114	5,057,860	5,133,336
	特別徴収	均等割	434,133	452,967	469,224	479,378	489,646
		所得割	14,328,212	15,031,646	15,480,339	15,790,298	16,115,352
		計	14,762,345	15,484,613	15,949,563	16,269,676	16,604,998
	小 計	均等割	574,484	588,060	599,308	609,882	620,690
		所得割	19,307,562	19,922,857	20,298,369	20,717,654	21,117,644
		計	19,882,046	20,510,917	20,897,677	21,327,536	21,738,334
法 人	均 等 割	845,073	907,136	902,091	890,680	915,679	
	法人税割	2,468,189	2,270,492	2,172,735	2,329,969	2,313,746	
	計	3,313,262	3,177,628	3,074,826	3,220,649	3,229,425	
合 計			23,195,308	23,688,545	23,972,503	24,548,185	24,967,759

2 納税義務者数の推移(現年課税分)

(単位:人)

区 分		年 度	納 税 義 務 者 数				
			27	28	29	30	31・元
個 人	普通徴収		52,775	50,934	49,309	49,926	50,211
	特別徴収		111,407	117,105	121,952	124,329	127,169
	小 計		164,182	168,039	171,261	174,255	177,380
法 人			7,970	8,074	8,171	8,294	8,384
合 計			172,152	176,113	179,432	182,549	185,764

※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

3 決算状況の推移

税目	年度 区分	27			28		
		調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
市民税		24,111,252	23,192,246	96.19	24,530,772	23,631,852	96.34
現年課税分		23,195,308	22,885,481	98.66	23,688,545	23,359,481	98.61
滞納繰越分		915,944	306,765	33.49	842,227	272,371	32.34
個人		20,748,735	19,884,158	95.83	21,302,698	20,452,931	96.01
現年課税分		19,882,046	19,586,175	98.51	20,510,917	20,191,127	98.44
均等割		574,484	565,935	98.51	588,060	578,892	98.44
所得割		19,307,562	19,020,240	98.51	19,922,857	19,612,235	98.44
滞納繰越分		866,689	297,983	34.38	791,781	261,804	33.07
法人		3,362,517	3,308,088	98.38	3,228,074	3,178,921	98.48
現年課税分		3,313,262	3,299,306	99.58	3,177,628	3,168,354	99.71
均等割		845,073	841,514	99.58	907,136	904,488	99.71
法人税割		2,468,189	2,457,792	99.58	2,270,492	2,263,866	99.71
滞納繰越分		49,255	8,782	17.83	50,446	10,567	20.95

(単位:千円、%)

29			30			31・元		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
24,812,414	23,884,037	96.26	25,391,841	24,462,401	96.34	25,789,532	24,916,585	96.62
23,972,503	23,653,612	98.67	24,548,185	24,196,324	98.57	24,967,759	24,622,059	98.62
839,911	230,425	27.43	843,656	266,077	31.54	821,773	294,526	35.84
21,693,536	20,807,264	95.91	22,131,745	21,241,734	95.98	22,527,833	21,688,456	96.27
20,897,677	20,586,336	98.51	21,327,536	20,982,708	98.38	21,738,334	21,399,460	98.44
599,308	590,380	98.51	609,882	600,021	98.38	620,690	611,014	98.44
20,298,369	19,995,956	98.51	20,717,654	20,382,687	98.38	21,117,644	20,788,446	98.44
795,859	220,928	27.76	804,209	259,026	32.21	789,499	288,996	36.60
3,118,878	3,076,773	98.65	3,260,096	3,220,667	98.79	3,261,699	3,228,129	98.97
3,074,826	3,067,276	99.75	3,220,649	3,213,616	99.78	3,229,425	3,222,599	99.79
902,091	899,876	99.75	890,680	888,735	99.78	915,679	913,743	99.79
2,172,735	2,167,400	99.75	2,329,969	2,324,881	99.78	2,313,746	2,308,856	99.79
44,052	9,497	21.56	39,447	7,051	17.87	32,274	5,530	17.13

4 個人市民税

(1) 普通徴収・特別徴収調定額の推移(現年課税分)

区 分 \ 年 度	27		28	
	調定額	構成比	調定額	構成比
普 通 徴 収	5,119,701,400	25.75	5,026,304,100	24.51
特 別 徴 収	14,762,344,861	74.25	15,484,612,921	75.49
合 計	19,882,046,261	100.00	20,510,917,021	100.00

(2) 納税義務者数等の推移

区 分 \ 年 度	27		28	
	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
市 民 税 合 計	164,182	100.00	168,039	100.00
均 等 割 の み	9,446	5.75	9,531	5.67
所 得 割 の み	0	0.00	0	0.00
均等割と所得割	154,736	94.25	158,508	94.33
普 通 徴 収	52,775	32.14	50,934	30.31
均 等 割 の み	5,369	3.27	5,129	3.05
所 得 割 の み	0	0.00	0	0.00
均等割と所得割	47,406	28.88	45,805	27.26
特 別 徴 収	111,407	67.86	117,105	69.69
均 等 割 の み	4,077	2.48	4,402	2.62
所 得 割 の み	0	0.00	0	0.00
均等割と所得割	107,330	65.37	112,703	67.07
特別徴収義務者数	32,947		33,215	

(単位:円、%)

29		30		31・元	
調定額	構成比	調定額	構成比	調定額	構成比
4,948,114,400	23.68	5,057,860,300	23.72	5,133,335,900	23.61
15,949,563,035	76.32	16,269,675,340	76.28	16,604,998,288	76.39
20,897,677,435	100.00	21,327,535,640	100.00	21,738,334,188	100.00

(単位:人、%)

29		30		31・元	
納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
171,261	100.00	174,255	100.00	177,380	100.00
9,617	5.62	10,152	5.83	10,443	5.89
0	0.00	0	0.00	0	0.00
161,644	94.38	164,103	94.17	166,937	94.11
49,309	28.79	49,926	28.65	50,211	28.31
4,956	2.89	5,207	2.99	5,366	3.03
0	0.00	0	0.00	0	0.00
44,353	25.90	44,719	25.66	44,845	25.28
121,952	71.21	124,329	71.35	127,169	71.69
4,661	2.72	4,945	2.84	5,077	2.86
0	0.00	0	0.00	0	0.00
117,291	68.49	119,384	68.51	122,092	68.83
34,526		35,046		36,125	

(3) 納税義務者の状況(令和2年度当初)

区分 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割
	納税義務者数 A	均等割額 B	納税義務者数 C	所得割額 D	納税義務者数 E
給与所得者	5,189	18,162	-	-	138,547
営業等所得者	725	2,538	-	-	6,432
農業所得者	13	46	-	-	58
その他の所得者	4,152	14,532	-	-	22,898
家屋敷等のみ	94	329	-	-	-
合計	10,173	35,607	0	0	167,935

(4) 特別徴収義務者等の状況(令和2年度当初)

(単位:人、千円)

区分	特別徴収 義務者数	納税義務者数		特別徴収税額 A=B+C	特別徴収税額の内訳	
		納税義務者数	うち均等割のみ		所得割額 B	均等割額 C
給与特徴に 係る分	36,426	120,399	3,699	16,375,622	15,954,357	421,265
年金特徴に 係る分	8	23,514	3,854	809,885	745,678	64,207

(単位:人、千円)

と所得割を納める者		合 計				
均等割額 F	所得割額 G	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 A+C+E
		納税義務者数 H=A+E	均等割額 I=B+F	納税義務者数 J=C+E	所得割額 K=D+G	
484,915	17,965,720	143,736	503,077	138,547	17,965,720	143,736
22,512	962,212	7,157	25,050	6,432	962,212	7,157
203	4,960	71	249	58	4,960	71
80,143	2,280,325	27,050	94,675	22,898	2,280,325	27,050
-	-	94	329	-	-	94
587,773	21,213,217	178,108	623,380	167,935	21,213,217	178,108

(5) 課税状況の推移(各年度当初)

(単位:人、千円)

区分 年度	均等割を納める者		所得割を納める者		合 計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	税 額
27	162,659	569,308	153,477	19,271,747	162,659	19,841,055
28	166,723	583,531	157,323	19,679,820	166,723	20,263,351
29	169,789	594,265	160,289	20,019,571	169,789	20,613,836
30	172,137	602,482	162,163	20,360,662	172,137	20,963,144
31・元	175,717	615,012	165,478	20,859,482	175,717	21,474,494
2	178,108	623,380	167,935	21,213,217	178,108	21,836,597

(6) 市民税・県民税調定額の推移(現年課税分)

区分	年度	納税義務者数	前年度対比	市民税					所得割額
				所得割額	均等割額	計	前年度対比	構成比	
普通徴収	27	52,775	83.5	4,979,350	140,351	5,119,701	84.1	26.1	3,313,280
	28	50,934	96.5	4,891,211	135,093	5,026,304	98.2	24.5	3,254,906
	29	49,309	96.8	4,818,030	130,084	4,948,114	98.4	23.7	3,206,637
	30	49,926	101.3	4,927,356	130,504	5,057,860	102.2	23.7	3,278,930
	31	50,211	100.6	5,002,292	131,044	5,133,336	101.5	23.6	3,329,118
特別徴収	27	111,407	113.1	14,328,212	434,133	14,762,345	109.2	74.2	9,556,049
	28	117,105	105.1	15,031,646	452,967	15,484,613	104.9	75.5	10,023,295
	29	121,952	104.1	15,480,339	469,224	15,949,563	103.0	76.3	10,322,283
	30	124,329	101.9	15,790,298	479,378	16,269,676	102.0	76.3	10,530,275
	31	127,169	102.3	16,115,352	489,646	16,604,998	102.1	76.4	10,746,485
合計	27	164,182	101.5	18,115,924	523,857	19,882,046	101.4	100.0	12,070,953
	28	168,039	102.3	19,922,857	588,060	20,510,917	103.2	100.0	13,278,201
	29	171,261	101.9	20,298,369	599,308	20,897,677	101.9	100.0	13,528,920
	30	174,255	101.7	20,717,654	609,882	21,327,536	102.1	100.0	13,809,205
	31	177,380	101.8	21,117,644	620,690	21,738,334	101.9	100.0	14,075,603

(7) 市民税・県民税収入済額の推移(現年課税分)

区分 年度	調定額		
	市民税	県民税	合計
27	19,882,046	13,115,498	32,997,544
28	20,510,917	13,530,212	34,041,129
29	20,897,677	13,785,761	34,683,438
30	21,327,536	14,070,582	35,398,118
31・元	21,738,334	14,341,612	36,079,946

(単位:千円、%)

県 民 税				合 計				
均等割額	計	前年度対比	構成比	所得割額	均等割額	計	前年度対比	構成比
60,109	3,373,389	84.1	26.1	8,292,630	200,460	8,493,090	84.1	26.1
57,877	3,312,783	98.2	24.5	8,146,117	192,970	8,339,087	98.2	24.5
55,740	3,262,377	98.5	23.7	8,024,667	185,824	8,210,491	98.5	23.7
55,928	3,334,858	102.2	23.7	8,206,286	186,432	8,392,718	102.2	23.7
56,161	3,385,279	101.5	23.6	8,331,410	187,205	8,518,615	101.5	23.6
186,060	9,742,109	109.2	74.3	23,884,261	620,193	24,504,454	109.2	74.3
194,134	10,217,429	104.9	75.5	25,054,941	647,101	25,702,042	104.9	75.5
201,101	10,523,384	103.0	76.3	25,802,622	670,325	26,472,947	103.0	76.3
205,449	10,735,724	102.0	76.3	26,320,573	684,827	27,005,400	102.0	76.3
209,849	10,956,334	102.1	76.4	26,861,837	699,495	27,561,332	102.1	76.4
246,169	13,115,498	101.4	100.0	32,176,891	820,653	32,997,544	101.4	100.0
252,011	13,530,212	103.2	100.0	33,201,058	840,071	34,041,129	103.2	100.0
256,841	13,785,761	101.9	100.0	33,827,289	856,149	34,683,438	101.9	100.0
261,377	14,070,582	102.1	100.0	34,526,859	871,259	35,398,118	102.1	100.0
266,010	14,341,613	101.9	100.0	35,193,247	886,700	36,079,947	101.9	100.0

(単位:千円、%)

収 入 済 額			県民税按分率
市 民 税	県 民 税	合 計	
19,586,175	12,920,313	32,506,488	0.39746876062
20,191,127	13,319,247	33,510,374	0.39746638987
20,586,336	13,580,367	34,166,703	0.39747371031
20,982,708	13,843,010	34,825,718	0.39749388380
21,399,460	14,118,027	35,517,487	0.39749509648

5 法人市民税

(1) 納税義務者数・調定額等の推移

年度	区分	納税義務者数	前年度対比	調定額	
				均等割額	法人税割額
27	30	7,970	100.7	829,293,600	2,417,101,300
				15,779,800	51,087,300
28	30	8,074	101.3	888,857,300	2,211,978,700
				18,278,800	58,513,100
29	30	8,171	101.2	885,290,900	2,120,024,200
				16,799,900	52,710,800
30	30	8,294	101.5	875,736,800	2,269,017,100
				14,943,400	60,951,500
31・元	30	8,384	101.1	898,179,400	2,251,631,500
				17,499,500	62,114,400

(2) 月別調定額の状況

分	区	均 等 割 額			法
		現 年 度	過 年 度	計	現 年 度
4	30	42,975,900	9,198,600	52,174,500	54,619,200
	31・元	36,744,500	12,747,400	49,491,900	59,194,800
5	30	117,141,600	983,200	118,124,800	278,960,300
	31・元	115,807,500	1,016,300	116,823,800	276,579,700
6	30	152,033,900	1,791,500	153,825,400	466,124,900
	31・元	166,853,500	748,100	167,601,600	468,559,800
7	30	83,277,700	314,800	83,592,500	288,495,500
	31・元	86,004,000	524,900	86,528,900	199,743,900
8	30	54,068,700	570,700	54,639,400	96,563,200
	31・元	50,304,200	79,100	50,383,300	110,530,700
9	30	45,939,800	184,100	46,123,900	81,116,400
	31・元	47,337,200	312,500	47,649,700	87,945,400
10	30	65,203,500	216,500	65,420,000	106,889,300
	31・元	67,216,300	422,400	67,638,700	113,704,200
11	30	144,449,100	662,500	145,111,600	508,891,700
	31・元	144,796,600	581,600	145,378,200	498,097,500
12	30	69,930,000	280,000	70,210,000	202,846,700
	31・元	74,647,400	287,300	74,934,700	227,893,900
1	30	22,050,500	375,000	22,425,500	52,423,500
	31・元	25,823,000	369,900	26,192,900	71,848,500
2	30	37,421,700	320,700	37,742,400	60,319,400
	31・元	42,737,800	330,000	43,067,800	70,688,100
3	30	41,244,400	45,800	41,290,200	71,767,000
	31・元	39,907,400	80,000	39,987,400	66,845,000
計	30	875,736,800	14,943,400	890,680,200	2,269,017,100
	31・元	898,179,400	17,499,500	915,678,900	2,251,631,500

(単位:人、%、円)

計	合計	前年度対比	収入済額	収納率
3,246,394,900	3,313,262,000	97.8	3,299,306,436	99.58
66,867,100				
3,100,836,000	3,177,627,900	95.9	3,168,354,587	99.71
76,791,900				
3,005,315,100	3,074,825,800	96.8	3,067,275,785	99.75
69,510,700				
3,144,753,900	3,220,648,800	104.7	3,213,617,421	99.78
75,894,900				
3,149,810,900	3,229,424,800	100.3	3,222,599,252	99.79
79,613,900				

(単位:円、%)

人 税 割 額		合計	構成比	前年度対比
過年度	計			
36,209,800	90,829,000	143,003,500	4.4	109.0
35,519,500	94,714,300	144,206,200	4.5	100.8
4,007,200	282,967,500	401,092,300	12.5	100.0
5,349,700	281,929,400	398,753,200	12.3	99.4
2,847,100	468,972,000	622,797,400	19.3	104.4
4,472,200	473,032,000	640,633,600	19.8	102.9
2,426,000	290,921,500	374,514,000	11.6	142.7
1,391,100	201,135,000	287,663,900	8.9	76.8
2,636,500	99,199,700	153,839,100	4.8	91.4
6,227,100	116,757,800	167,141,100	5.2	108.6
891,300	82,007,700	128,131,600	4.0	99.3
1,112,800	89,058,200	136,707,900	4.2	106.7
464,900	107,354,200	172,774,200	5.4	94.1
1,383,200	115,087,400	182,726,100	5.7	105.8
193,000	509,084,700	654,196,300	20.3	106.8
1,652,200	499,749,700	645,127,900	20.0	98.6
5,466,900	208,313,600	278,523,600	8.6	108.9
3,856,800	231,750,700	306,685,400	9.5	110.1
614,300	53,037,800	75,463,300	2.3	61.2
296,500	72,145,000	98,337,900	3.0	130.3
338,800	60,658,200	98,400,600	3.1	103.5
▲ 459,500	70,228,600	113,296,400	3.5	115.1
4,855,700	76,622,700	117,912,900	3.7	110.6
1,312,800	68,157,800	108,145,200	3.3	91.7
60,951,500	2,329,968,600	3,220,648,800	100.0	104.7
62,114,400	2,313,745,900	3,229,424,800	100.0	100.3

(3) 事業種目別納税義務者数の状況

(単位:人、%)

事業種目	29		30		31・元	
	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
A 農業・林業	22	0.3	23	0.3	23	0.3
B 漁業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
C 鉱業、採石業、 砂利採取業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
D 建設業	1,325	16.2	1,356	16.3	1,372	16.4
E 製造業	953	11.7	940	11.3	950	11.3
F 電気・ガス 熱供給・水道業	15	0.2	15	0.2	15	0.2
G 情報通信業	202	2.5	216	2.6	219	2.6
H 運輸業	321	3.9	328	4.0	333	4.0
I 卸売・小売業	2,213	27.1	2,216	26.7	2,245	26.8
J 金融・保険業	135	1.7	135	1.6	136	1.6
K 不動産業、 物品賃貸業	742	9.1	768	9.3	773	9.2
L 学習研究、 専門・技術サービス	499	6.1	513	6.2	517	6.2
M 宿泊、 飲食サービス業	490	6.0	491	5.9	496	5.9
N 生活関連サービス業 娯楽業	298	3.6	310	3.7	316	3.8
O 教育、学習支援業	123	1.5	124	1.5	124	1.5
P 医療、福祉	287	3.5	308	3.7	311	3.7
Q 複合サービス業	25	0.3	25	0.3	25	0.3
R サービス業	521	6.4	526	6.3	529	6.3
S 公務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
T 分類不能の産業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不明分	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	8,171	100.0	8,294	100.0	8,384	100.0

※日本産業分類の事業種別で分類・集計

V 固 定 資 産 税

1 資産別調定額の推移(現年課税分)

(単位:千円、%)

年度 \ 区分	土地	家屋	償却資産	合計	前年度対比
27	8,842,188	7,391,702	1,822,728	18,056,618	100.6
				18,056,618	100.6
28	8,772,974	7,669,785	1,977,788	18,420,547	102.0
				18,420,547	102.0
29	8,702,950	7,942,065	1,960,258	18,605,273	101.0
				18,605,273	101.0
30	8,614,280	7,891,930	2,016,603	18,522,813	99.6
				18,522,813	99.6
31・元	8,569,053	8,174,630	2,037,324	18,781,007	101.4
				18,781,007	101.4

※ 下段は徴収猶予分を含む。

※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

2 決算状況の推移

税目	年度・区分	27			28		
		調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
固定資産税		18,510,883	18,119,105	97.88	18,841,157	18,457,616	97.96
		18,510,883		97.88	18,841,157		97.96
純固定資産税		18,464,630	18,072,852	97.88	18,798,896	18,415,355	97.96
		18,464,630		97.88	18,798,896		97.96
現年課税分		18,056,618	17,901,777	99.14	18,420,547	18,265,369	99.16
		18,056,618		99.14	18,420,547		99.16
土地		8,842,188	8,766,364	99.14	8,772,974	8,699,069	99.16
		8,842,188		99.14	8,772,974		99.16
家屋		7,391,702	7,328,316	99.14	7,669,785	7,605,174	99.16
償却資産		1,822,728	1,807,097	99.14	1,977,788	1,961,126	99.16
	(配分償却資産再掲)	(646,614)	(646,614)	(100)	(632,780)	(632,780)	(100)
滞納繰越分		408,012	171,075	41.93	378,349	149,986	39.64
		408,012	171,075	41.93	378,349	149,986	39.64
交付金 (H16～H19: 交付金+納付金)		46,253	46,253	100.00	42,261	42,261	100.00
	交付金	46,253	46,253	100.00	42,261	42,261	100.00
納付金		—	—	—	—	—	—

※ 下段は徴収猶予分を含む。

(単位:千円、%)

29			30			31・元		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
19,016,492	18,616,416	97.90	18,952,527	18,556,505	97.91	19,210,722	18,777,750	97.75
19,016,492		97.90	18,952,527		97.91	19,210,722		97.75
18,974,454	18,574,378	97.89	18,910,292	18,514,270	97.91	19,168,487	18,738,024	97.75
18,974,454		97.89	18,910,292		97.91	19,168,487		97.75
18,605,273	18,443,028	99.13	18,522,812	18,364,685	99.15	18,781,007	18,599,886	99.04
18,605,273		99.13	18,522,812		99.15	18,781,007		99.04
8,702,950	8,627,057	99.13	8,614,279	8,540,756	99.15	8,569,053	8,486,415	99.04
8,702,950		99.13	8,614,279		99.15	8,569,053	8,486,415	99.04
7,942,065	7,872,807	99.13	7,891,930	7,824,545	99.15	8,174,630	8,095,795	99.04
1,960,258	1,943,164	99.13	2,016,603	1,999,384	99.15	2,037,324	2,017,676	99.04
619,074	619,074	(100)	626,448	626,448	(100)	630,556	630,556	(100)
369,181	131,350	35.58	387,480	149,585	38.60	387,480	138,138	35.65
369,181	131,350	35.58	387,480	149,585	38.60	387,480	138,138	35.65
42,038	42,038	100.00	42,235	42,235	100.00	42,235	39,726	94.06
42,038	42,038	100.00	42,235	42,235	100.00	42,235	39,726	94.06
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3 土地に関する概要(令和2年度当初)

(1) 納税義務者数に関する調

区分	総数(人)	法定免税点未満のもの	
		(人)	(人)
個人法人の別			
個人	82,900	2,218	80,682
法人	2,584	63	2,521
計	85,484	2,281	83,203

(2) 総括表

区分 地目	地 積				決 定		
	非課税地積	評価総地積	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの (ロ)-(ハ)	総 額	法定免税点 未満のもの	
	(㎡)(イ)	(㎡)(ロ)	(㎡)(ハ)	(㎡)(ニ)	(千円)(ホ)	(千円)(ヘ)	
田	一般田	253,085	8,317,299	751,859	7,565,440	795,733	72,107
	宅地介在田等	132,333	354,856	38	354,818	19,573,980	1,260
畑	一般畑	285,699	3,224,841	269,497	2,955,344	205,519	17,173
	宅地介在畑等	12,112	325,691	289	325,402	19,113,380	782
宅 地	小規模住宅用地		14,174,579	43,196	14,131,383	1,038,517,715	1,173,796
	一般住宅用地		3,189,926	409	3,189,517	151,814,885	12,423
	非住宅用地(商業地等)		6,046,318	430	6,045,888	411,269,519	9,384
	計	1,060,257	23,410,823	44,035	23,366,788	1,601,602,119	1,195,603
塩 田				0			
鉱 泉 地				0			
池 沼	516,832	1,646	0	1,646	13,800	0	
山 林	一般山林				0		
	宅地介在山林等	27,473	94,014	15,716	78,298	314,199	1,113
牧 場				0			
原 野	74,223	50,905	8,786	42,119	254,173	624	
雑 種 地	ゴルフ場の用地				0		
	遊園地等の用地				0		
	鉄軌道用地(単体利用)	627	378,898	0	378,898	11,130,598	0
	鉄軌道用地(複合利用)	8,411	101,849	0	101,849	8,534,226	
	その他の雑種地	600,791	3,337,887	785	3,337,102	119,445,300	9,696
	計	609,829	3,818,634	785	3,817,849	139,110,124	9,696
そ の 他	17,669,448						
合 計	20,641,291	39,598,709	1,091,005	38,507,704	1,780,983,027	1,298,358	

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点 以上のもの (ホ)-(ハ) (千円)(ト)	(ト)に係る 課税標準額 (千円)(チ)	非課税地 筆数 (筆)(リ)	評価 総筆数 (筆)(ヌ)	法定免税点 未満のもの (筆)(ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (筆)(ヲ)	平均価格 (ホ)/(ロ) (円/㎡) (ウ)	最高価格 (円/㎡) (カ)
723,626	795,733	930	13,668	1,320	12,348	96	101
19,572,720	6,881,377	508	977	3	974	55,160	112,200
188,346	205,519	1,145	8,052	749	7,303	64	100
19,112,598	6,591,385	48	1,057	2	1,055	58,686	112,320
1,037,343,919	173,065,427		112,391	1,014	111,377	73,266	395,909
151,802,462	50,604,447		23,976	63	23,913	47,592	213,892
411,260,135	278,145,171		19,646	75	19,571	68,020	394,960
1,600,406,516	501,815,045	1,820	156,013	1,152	154,861	68,413	395,909
13,800	9,688	148	5	0	5	8,384	53,552
313,086	217,438	109	330	42	288	3,342	61,910
253,549	177,786	319	290	65	225	4,993	75,524
11,130,598	7,039,551	11	887		887	29,376	66,000
8,534,226	5,864,472		377		377	83,793	208,630
119,435,604	82,828,688	1,686	11,385	68	11,317	35,785	265,961
139,100,428	95,732,711	1,697	12,649	68	12,581	36,429	265,961
		104,310					
1,779,684,669	612,426,682	111,034	193,041	3,401	189,640	44,976	

(3) 土地の筆数の推移(法定免税点以上のもの)

区分・年度 地目		筆 数			
		27	28	29	30
田		14,092	13,925	13,660	13,532
畑		8,750	8,634	8,541	8,468
宅 地 内 訳	小規模住宅用地	106,098	107,368	108,446	109,510
	小規模住宅用地以外のもの	22,987	23,237	23,416	23,672
	非住宅用地	19,908	19,781	19,734	19,588
	宅地計	148,993	150,386	151,596	152,770
池 沼		7	7	7	5
山 林		313	308	317	310
原 野		244	243	237	232
鉄軌道用地(単体利用)		891	889	889	889
鉄軌道用地(複合利用)		348	372	371	377
雑 種 地		11,226	11,241	11,304	11,385
合 計		184,864	186,005	186,922	187,968

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

(4) 土地の地積の推移(法定免税点以上のもの)

区分・年度 地目		地 積			
		27	28	29	30
田		8,353,795	8,241,444	8,100,737	8,044,294
畑		3,442,182	3,398,496	3,366,129	3,341,071
宅 地 内 訳	小規模住宅用地	13,297,151	13,495,550	13,693,828	13,861,613
	小規模住宅用地以外のもの	3,230,573	3,226,467	3,224,520	3,218,720
	非住宅用地	6,428,305	6,282,972	6,192,333	6,102,089
	宅地計	22,956,029	23,004,989	23,110,681	23,182,422
池 沼		2,817	2,817	2,817	1,646
山 林		85,785	84,910	84,784	84,775
原 野		46,748	45,881	44,650	44,175
鉄軌道用地(単体利用)		383,707	382,213	381,637	379,034
鉄軌道用地(複合利用)		98,670	100,170	99,768	101,849
雑 種 地		3,343,030	3,371,197	3,394,666	3,353,986
合 計		38,712,763	38,632,117	38,585,869	38,533,252

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

		前 年 度 对 比					
31·元	2	27	28	29	30	31·元	2
13,396	13,322	90.8	98.8	98.1	99.1	99.0	99.4
8,395	8,358	98.6	98.7	98.9	99.1	99.1	99.6
110,526	111,377	101.1	101.2	101.0	101.0	100.9	100.8
23,789	23,913	101.2	101.1	100.8	101.1	100.5	100.5
19,535	19,571	107.7	99.4	99.8	99.3	99.7	100.2
153,850	154,861	102.0	100.9	100.8	100.8	100.7	100.7
5	5	87.5	100.0	100.0	71.4	100.0	100.0
296	288	100.3	98.4	102.9	97.8	95.5	97.3
230	225	97.2	99.6	97.5	97.9	99.1	97.8
887	887	100.1	99.8	100.0	100.0	99.8	100.0
377	377	102.1	106.9	99.7	101.6	100.0	100.0
11,314	11,317	96.7	100.1	100.6	100.7	99.4	100.0
188,750	189,640	100.5	100.6	100.5	100.6	100.4	100.5

		前 年 度 对 比					
31·元	2	27	28	29	30	31·元	2
7,967,634	7,920,258	91.6	98.7	98.3	99.3	99.0	99.4
3,309,943	3,280,746	98.5	98.7	99.0	99.3	99.1	99.1
14,020,144	14,131,383	101.4	101.5	101.5	101.2	101.1	100.8
3,203,792	3,189,517	100.0	99.9	99.9	99.8	99.5	99.6
6,064,963	6,045,888	112.9	97.7	98.6	98.5	99.4	99.7
23,288,899	23,366,788	104.2	100.2	100.5	100.3	100.5	100.3
1,646	1,646	94.6	100.0	100.0	58.4	100.0	100.0
80,337	78,298	100.5	99.0	99.9	100.0	94.8	97.5
42,525	42,119	99.6	98.1	97.3	98.9	96.3	99.0
378,898	378,898	99.3	99.6	99.8	99.3	100.0	100.0
101,849	101,849	102.4	101.5	99.6	102.1	100.0	100.0
3,333,743	3,337,102	95.9	100.8	100.7	98.8	99.4	100.1
38,505,474	38,507,704	99.9	99.8	99.9	99.9	99.9	100.0

(5) 土地の決定価格の推移(法定免税点以上のもの)

区分・年度 地目		決定価格			
		27	28	29	30
田		27,535,661	25,742,183	23,230,411	22,554,125
畑		23,371,498	21,857,990	21,235,059	20,966,079
宅 地 内 訳	小規模住宅用地	966,673,428	983,504,419	999,496,911	1,017,067,947
	小規模住宅用地以外のもの	156,468,844	155,837,372	154,808,470	154,090,727
	非住宅用地	452,442,778	435,811,027	426,610,569	419,543,201
	宅地計	1,575,585,050	1,575,152,818	1,580,915,950	1,590,701,875
池 沼		14,015	14,015	14,015	13,800
山 林		414,806	412,461	418,288	400,235
原 野		328,098	321,682	267,926	263,331
鉄軌道用地(単体利用)		10,793,031	10,734,533	10,714,326	11,135,245
鉄軌道用地(複合利用)		8,321,137	8,404,364	8,373,282	8,534,226
雑種地		126,110,080	126,982,123	125,664,906	122,604,557
合 計		1,772,473,376	1,769,622,169	1,770,834,163	1,777,173,473

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

(6) 土地の課税標準額の推移

区分・年度 地目		課税標準額			
		27	28	29	30
田		10,109,110	9,662,297	8,651,670	8,294,326
畑		8,206,201	7,764,477	7,520,147	7,362,042
宅 地 内 訳	小規模住宅用地	160,251,399	163,130,028	166,020,539	169,162,779
	小規模住宅用地以外のもの	52,111,863	51,920,492	51,588,019	51,349,939
	非住宅用地	304,577,210	294,696,902	289,272,354	283,129,978
	宅地計	516,940,472	509,747,422	506,880,912	503,642,696
池 沼		9,863	9,863	9,863	9,688
山 林		290,300	288,641	292,725	276,022
原 野		230,076	225,647	188,064	184,050
鉄軌道用地(単体利用)		6,794,651	6,764,615	6,756,276	7,041,120
鉄軌道用地(複合利用)		5,756,172	5,813,649	5,791,620	5,864,472
雑種地		87,675,707	88,185,842	87,311,365	85,005,128
合 計		636,012,552	628,462,453	623,402,642	617,679,544

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

		前 年 度 对 比					
31·元	2	27	28	29	30	31·元	2
21,244,977	20,296,346	37.7	93.5	90.2	97.1	94.2	95.5
20,136,937	19,300,944	91.7	93.5	97.2	98.7	96.0	95.8
1,029,302,932	1,037,343,919	101.5	101.7	101.6	101.8	101.2	100.8
153,035,031	151,802,462	99.4	99.6	99.3	99.5	99.3	99.2
414,012,292	411,260,135	118.9	96.3	97.9	98.3	98.7	99.3
1,596,350,255	1,600,406,516	105.7	100.0	100.4	100.6	100.4	100.3
13,800	13,800	58.1	100.0	100.0	98.5	100.0	100.0
330,510	313,086	94.1	99.4	101.4	95.7	82.6	94.7
263,183	253,549	86.4	98.0	83.3	98.3	99.9	96.3
11,130,598	11,130,598	99.0	99.5	99.8	103.9	100.0	100.0
8,534,226	8,534,226	100.7	101.0	99.6	101.9	100.0	100.0
120,187,594	119,435,604	90.0	100.7	99.0	97.6	98.0	99.4
1,778,192,080	1,779,684,669	101.3	99.8	100.1	100.4	100.1	100.1

		前 年 度 对 比					
31·元	2	27	28	29	30	31·元	2
7,819,866	7,604,583	32.2	95.6	89.5	95.9	94.3	97.2
7,079,666	6,779,471	88.6	94.6	96.9	97.9	96.2	95.8
171,448,635	172,869,794	102.8	101.8	101.8	101.9	101.4	100.8
51,007,736	50,600,306	100.5	99.6	99.4	99.5	99.3	99.2
279,795,469	278,138,632	116.7	96.8	98.2	97.9	98.8	99.4
502,251,840	501,608,732	110.3	98.6	99.4	99.4	99.7	99.9
9,688	9,688	60.3	100.0	100.0	98.2	100.0	100.0
228,286	216,325	94.2	99.4	101.4	94.3	82.7	94.8
183,911	177,168	88.3	98.1	83.3	97.9	99.9	96.3
7,039,551	7,039,551	102.5	99.6	99.9	104.2	100.0	100.0
5,864,472	5,864,472	101.1	101.0	99.6	101.3	100.0	100.0
83,332,020	82,822,026	90.9	100.6	99.0	97.4	98.0	99.4
613,809,300	612,122,016	102.8	98.8	99.2	99.1	99.4	99.7

4 家屋に関する概要(令和2年度当初)

(1) 納税義務者数に関する調

区分 個人法人の別	総数(人)	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
個人	101,662	686	100,976
法人	2,881	34	2,847
計	104,543	720	103,823

(2) 総括表

区分		棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	㎡当たり価格 (円)
木造	総数	81,211	8,491,276	253,092,069	29,806
	法定免税点未満のもの	697	26,386	57,933	2,196
	法定免税点以上のもの	80,514	8,464,890	253,034,136	29,892
木造以外	総数	18,066	8,050,663	386,343,434	47,989
	法定免税点未満のもの	131	3,138	13,455	4,288
	法定免税点以上のもの	17,935	8,047,525	386,329,979	48,006
計	総数	99,277	16,541,939	639,435,503	38,655
	法定免税点未満のもの	828	29,524	71,388	2,418
	法定免税点以上のもの	98,449	16,512,415	639,364,115	38,720
非課税家屋		277	148,951		

参考

実際免税点の額 200,000

(3) 家屋

ア 木造

種類	棟数(棟)	床面積(m ²)	価格(千円)	m ² 当たり価格(円)
専用住宅	70,339	7,191,342	225,094,326	31,301
共同住宅・寄宿舎	2,381	555,587	15,232,968	27,418
併用住宅	3,496	457,371	8,491,954	18,567
旅館・料亭・ホテル	12	804	6,870	8,545
事務所・銀行・店舗	860	94,634	2,555,976	27,009
劇場・病院	54	9,332	338,468	36,270
工場・倉庫	1,126	77,798	505,334	6,495
土蔵	12	581	1,833	3,155
附属家	2,931	103,827	864,340	8,325
計	81,211	8,491,276	253,092,069	29,806

イ 木造以外

種類	構造別	棟数(棟)	床面積(m ²)	価格(千円)	m ² 当たり価格(円)
住宅・アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	66	357,720	19,884,763	55,588
	鉄筋コンクリート造	1,016	1,959,510	132,456,560	67,597
	鉄骨造	2,444	774,171	34,060,636	43,996
	軽量鉄骨造	7,459	1,281,917	44,706,953	34,875
	レンガ造・コンクリートブロック造	12	2,684	60,647	22,596
	計	10,997	4,376,002	231,169,559	52,827
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	50	269,215	15,121,256	56,168
	鉄筋コンクリート造	378	462,623	27,651,886	59,772
	鉄骨造	3,777	2,589,875	97,650,825	37,705
	軽量鉄骨造	2,379	213,658	2,551,598	11,942
	レンガ造・コンクリートブロック造	485	7,534	82,543	10,956
	計	7,069	3,542,905	143,058,108	40,379
合計	鉄骨鉄筋コンクリート造	116	626,935	35,006,019	55,837
	鉄筋コンクリート造	1,394	2,422,133	160,108,446	66,102
	鉄骨造	6,221	3,364,046	131,711,461	39,153
	軽量鉄骨造	9,838	1,495,575	47,258,551	31,599
	レンガ造・コンクリートブロック造	497	10,218	143,190	14,014
	計	18,066	7,918,907	374,227,667	47,257

ウ 平成31(令和元)年中の新增築分家屋(ただし、非課税を除く全家屋)

(ア) 木造

種類	区分	棟数(棟)	床面積(m ²)	価格(千円)	m ² 当たり価格(円)
専用住宅		1,141	121,188	9,038,658	74,584
共同住宅・寄宿舎		18	5,671	423,132	74,613
併用住宅		4	696	51,487	73,976
旅館・料亭・ホテル					
事務所・銀行・店舗		14	1,625	96,688	59,500
劇場・病院		1	279	18,147	65,043
工場・倉庫		4	578	22,436	38,817
土蔵					
附属家		6	389	21,004	53,995
	計	1,188	130,426	9,671,552	74,154
	(うち増築部分)	4	118	8,605	

(イ) 木造以外

種類	構造別	棟数(棟)	床面積(m ²)	価格(千円)	m ² 当たり価格(円)
舗事 務所 百貨 店店	鉄骨鉄筋コンクリート造				
	鉄筋コンクリート造	1	1,686	168,076	99,689
	鉄骨造	11	9,466	854,351	90,255
	軽量鉄骨造	3	419	22,324	53,279
	レンガ造・コンクリートブロック造				
	計	15	11,571	1,044,751	90,290
住宅 ・ ア パ ー ト	鉄骨鉄筋コンクリート造				
	鉄筋コンクリート造	8	19,784	2,120,924	107,204
	鉄骨造	22	8,995	825,460	91,769
	軽量鉄骨造	105	17,542	1,584,249	90,312
	レンガ造・コンクリートブロック造				
	計	135	46,321	4,530,633	97,809
工場 市 場倉 庫	鉄骨鉄筋コンクリート造				
	鉄筋コンクリート造				
	鉄骨造	15	73,919	5,340,202	72,244
	軽量鉄骨造	13	430	17,749	41,277
	レンガ造・コンクリートブロック造				
	計	28	74,349	5,357,951	72,065
そ の 他	鉄骨鉄筋コンクリート造				
	鉄筋コンクリート造	1	4,323	497,729	115,135
	鉄骨造	1	432	55,674	128,875
	軽量鉄骨造	3	525	50,009	95,255
	レンガ造・コンクリートブロック造				
	計	5	5,280	603,412	114,283
	合計	183	137,521	11,536,747	83,891
	(うち増築部分)	2	275	38,342	

※(イ)木造以外で種類が事務所・店舗・百貨店のうち、鉄筋コンクリート造の棟数(棟)が空欄であるのは、同一棟内の別種類(床面積の大きな部分)で棟数をカウントしているため

エ 平成31(令和元)年中の減少分家屋(ただし、非課税を除く全家屋)

(ア) 木造

種類	区分	棟数(棟)	床面積(m ²)	価格(千円)	m ² 当たり価格(円)
専用住宅		682	56,372	898,016	15,930
共同住宅・寄宿舍		32	4,959	72,021	14,523
併用住宅		68	8,316	108,217	13,013
旅館・料亭・ホテル					
事務所・銀行・店舗		10	1,007	14,466	14,365
劇場・病院					
工場・倉庫		38	2,813	11,844	4,210
土蔵					
附属家		73	2,208	9,121	4,131
計		903	75,675	1,113,685	14,717

(イ) 木造以外

種類	区分	棟数(棟)	床面積(m ²)	価格(千円)	m ² 当たり価格(円)
事務所・店舗・百貨店		20	10,131	419,382	41,396
住宅・アパート		40	9,111	290,471	31,881
病院・ホテル		1	2,915	161,712	55,476
工場・倉庫・市場		68	8,704	106,808	12,271
その他		4	773	14,777	19,116
合計		133	31,634	993,150	31,395

オ 新築住宅等に対する軽減状況の推移

(単位:戸、㎡、千円)

年度		27	28	29	30	31・元	2
区分							
地方税法附則 第15条の6第1項	戸数	4,585	4,558	4,445	3,981	3,698	3,547
	床面積	436,218	475,106	455,268	373,887	349,899	334,921
	軽減税額	187,794	200,066	201,373	182,705	180,998	175,674
地方税法附則 第15条の6第2項	戸数	1,623	1,689	2,107	2,206	2,638	2,570
	床面積	187,722	194,235	245,300	261,720	277,939	264,649
	軽減税額	119,144	147,512	175,955	174,258	172,155	166,753
地方税法附則 第15条の7第1項	戸数	1,565	1,724	1,726	1,977	2,011	1,949
	床面積	177,143	188,841	194,982	215,190	218,248	210,517
	軽減税額	80,595	90,486	97,209	106,573	114,559	114,366
地方税法附則 第15条の7第2項	戸数	6	8	6	9	8	8
	床面積	720	876	710	907	787	787
	軽減税額	298	374	373	444	395	409
地方税法附則 第15条の8第1項	戸数			58			
	床面積			3,404			
	軽減税額			2,693			
地方税法附則 第15条の8第2項	戸数				138	138	174
	床面積				4,647	4,647	6,029
	軽減税額				3,597	3,597	4,796
地方税法附則 第15条の8第3項	戸数	22	22	20			
	床面積	11,941	11,941	11,941			
	軽減税額	4,230	4,230	4,230			
地方税法附則 第15条の8第4項	戸数			41			
	床面積			1,413			
	軽減税額			964			
地方税法附則 第15条の9第1項	戸数	2	2	3	2	1	2
	床面積	224	205	330	184	51	195
	軽減税額	31	40	40	26	5	19
地方税法附則 第15条の9第4項	戸数	14			12	5	4
	床面積	1,139			1,007	357	387
	軽減税額	143			100	77	29
地方税法附則 第15条の9第9項	戸数	4	2	1	2		1
	床面積	426	211	71	228		67
	軽減税額	57	17	6	19		19
地方税法附則 第15条の9第10項	戸数			60			
	床面積			3,712			
	軽減税額			909			
平成21年附則 第8条第13項	戸数						
	床面積						
	軽減税額						
平成24年附則 第8条第11項	戸数	162	102	30			
	床面積	9,558	5,888	1,740			
	軽減税額	4,122	2,547	869			
平成27年附則 第17条第10項	戸数	136	211	211	147	99	9
	床面積	7,917	12,581	12,581	9,002	5,977	479
	軽減税額	5,036	8,323	7,834	4,716	3,257	245
平成27年附則 第17条第12項	戸数	249	343	297	264	118	20
	床面積	9,406	12,651	10,998	9,801	4,029	770
	軽減税額	5,939	8,166	7,169	6,113	2,424	499

区分	年度	27	28	29	30	31・元	2
	平成28年附則 第18条第11項	戸数		10	9		
床面積			824	844			
軽減税額			134	72			
平成28年附則 第18条第12項	戸数			1			
	床面積			74			
	軽減税額			18			
平成30年附則 第20条第8項	戸数				58	58	58
	床面積				3,404	3,404	3,404
	軽減税額				1,873	1,873	1,873
合計	戸数	8,368	8,671	9,015	8,796	8,774	8,342
	床面積	842,414	903,359	943,368	879,977	865,338	822,205
	軽減税額	407,389	461,895	499,714	480,424	479,340	464,682

5 償却資産に関する概要(令和2年度当初)

(単位:千円)

種類	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
			法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるもの	左以外のもの
構築物	46,712,661	46,665,635	17,698	46,647,937
機械及び装置	25,545,661	24,624,426	505,134	24,119,292
船舶	41,390	41,390	0	41,390
航空機	0	0	0	0
車両及び運搬具	1,144,941	1,144,941	0	1,144,941
工具・器具及び備品	24,569,484	24,552,378	14,428	24,537,950
小計	98,014,137	97,028,770	537,260	96,491,510
地方税法第389条関係	50,109,048	44,895,440		
合計	148,123,185	141,924,210	537,260	96,491,510

6 縦覧期間中の課税台帳閲覧件数調

(単位:件、%)

区分 年度	土地	家屋	土地・家屋	償却資産	合計	前年度対比
27	555	227	934	127	1,843	96.9
28	486	202	881	115	1,684	91.4
29	451	191	881	140	1,663	90.2
30	472	181	895	172	1,720	103.4
31・元	445	190	834	182	1,651	96.0
2	371	135	708	103	1,317	79.8

7 国有資産等所在市町村交付金の推移

(単位:千円、%、人)

区分 年度	台帳価格	算定標準額	交付金額	前年度対比	交付者数
27	9,584,791	3,303,590	46,250	88.8	10
28	9,286,046	3,018,680	42,260	91.4	10
29	9,247,107	3,002,790	42,039	99.5	10
30	9,275,399	3,016,784	42,235	100.5	10
31・元	8,839,053	2,837,637	39,727	94.1	10
2	8,803,777	2,451,695	39,541	99.5	10

VI 都 市 計 画 税

1 資産別調定額の推移(現年課税分)

(単位:千円、%)

年度 \ 区分	土 地	家 屋	合 計	前年度対比
27	1,429,134	942,082	2,371,216	100.6
			2,371,216	100.6
28	1,421,750	981,426	2,403,176	101.3
			2,403,176	101.3
29	1,413,471	1,019,883	2,433,354	101.3
			2,433,354	101.3
30	1,404,911	1,016,457	2,421,368	99.5
			2,421,368	99.5
31・元	1,398,609	1,049,884	2,448,493	101.1
			2,448,493	101.1

※ 下段は徴収猶予分を含む。

※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

2 決算状況の推移

税目	年度 区分	27			28		
		調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
都市計画税		2,427,141	2,373,707	97.80	2,454,799	2,402,793	97.88
		2,427,141		97.80	2,454,799		97.88
現年課税分		2,371,216	2,350,165	99.11	2,403,176	2,382,270	99.13
		2,371,216		99.11	2,403,176		99.13
土地		1,429,134	1,416,447	99.11	1,421,750	1,409,382	99.13
		1,429,134		99.11	1,421,750		99.13
家屋		942,082	933,718	99.11	981,426	972,888	99.13
滞納繰越分		55,925	23,542	42.10	51,623	20,523	39.76
		55,925		52.08	51,623		39.76

※ 下段は徴収猶予分を含む。

3 都市計画税の概要（令和2年度当初）

(1) 都市計画区域の面積

令和2年1月1日現在

市の面積 (千㎡)	市街化区域 A (千㎡)	市街化調整区域 B (千㎡)	計(A+B)※ (千㎡)
60,240	28,720	31,590	60,310

※ 平成26年10月より市の面積は変更となっている(60.31km²→60.24km²)が、都市計画区域の面積は従前のとおり。

(単位:千円、%)

29			30			31・元		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
2,483,365	2,429,482	97.83	2,473,520	2,420,441	97.85	2,500,017	2,442,958	97.72
2,483,365		97.83	2,473,520		97.85	2,500,017		97.72
2,433,354	2,411,594	99.11	2,421,369	2,400,117	99.12	2,448,492	2,424,215	99.01
2,433,354		99.11	2,421,369		99.12	2,448,492		99.01
1,413,471	1,400,831	99.11	1,404,911	1,392,581	99.12	1,398,609	1,384,741	99.01
1,413,471		99.11	1,404,911		99.12	1,398,609		99.01
1,019,883	1,010,763	99.11	1,016,458	1,007,536	99.12	1,049,883	1,039,474	99.01
50,011	17,888	35.77	52,151	20,324	38.97	51,525	18,743	36.38
50,011		35.77	52,151		38.97	51,525		36.38

(2) 土地・家屋の推移

区分			年度				
			27	28	29	30	
土地	地積	宅地等	宅地	15,867	15,876	15,943	15,978
			その他	1,664	1,684	1,654	1,606
			計	17,531	17,560	17,597	17,584
		農地	1,062	991	946	919	
		計	18,593	18,551	18,543	18,503	
	筆数	宅地等	宅地	92,091	93,105	93,983	94,684
			その他	6,732	6,773	6,770	6,758
			計	98,823	99,878	100,753	101,442
		農地	2,765	2,612	2,501	2,437	
		計	101,588	102,490	103,254	103,879	
	決定価格	宅地等	宅地	1,351,123,192	1,350,595,896	1,356,222,091	1,365,653,528
			その他	111,148,117	112,307,361	109,818,947	107,076,254
			計	1,462,271,309	1,462,903,257	1,466,041,038	1,472,729,782
		農地	47,684,179	43,901,042	41,293,009	40,569,562	
		計	1,509,955,488	1,506,804,299	1,507,334,047	1,513,299,344	
	課税標準額	宅地等	宅地	611,466,175	607,177,265	606,561,186	605,600,921
			その他	76,627,487	77,330,563	75,647,188	73,488,592
			計	688,093,662	684,507,828	682,208,374	679,089,513
		農地	31,555,408	29,128,115	27,353,150	26,658,557	
		計	719,649,070	713,635,943	709,561,524	705,748,070	
家屋	床面積	木造	6,051	6,149	6,238	6,321	
		木造以外	6,224	6,335	6,426	6,514	
		計	12,275	12,484	12,664	12,835	
	棟数	木造	58,217	58,938	59,601	60,222	
		木造以外	32,369	33,157	33,914	34,296	
		計	90,586	92,095	93,515	94,518	
	決定価格	木造	167,484,082	177,354,061	186,701,877	182,946,604	
		木造以外	302,131,071	314,017,878	323,505,348	324,956,740	
		計	469,615,153	491,371,939	510,207,225	507,903,344	
	課税標準額	木造	167,484,082	177,353,736	186,700,833	182,945,641	
		木造以外	301,475,064	313,594,773	323,066,198	324,546,208	
		計	468,959,146	490,948,509	509,767,031	507,491,849	

(単位:千㎡、千円、%)

31・元	2	前年度対比					
		27	28	29	30	31・元	2
16,039	16,084	105.7	100.1	100.4	100.2	100.4	100.3
1,561	1,549	74.3	101.2	98.2	97.1	97.2	99.2
17,600	17,633	101.6	100.2	100.2	99.9	100.1	100.2
884	851	76.6	93.3	95.5	97.1	96.2	96.3
18,484	18,484	99.8	99.8	100.0	99.8	99.9	100.0
95,457	96,179	102.6	101.1	100.9	100.7	100.8	100.8
6,608	6,561	85.5	100.6	100.0	99.8	97.8	99.3
102,065	102,740	101.2	101.1	100.9	100.7	100.6	100.7
2,350	2,285	80.3	94.5	95.8	97.4	96.4	97.2
104,415	105,025	100.5	100.9	100.7	100.6	100.5	100.6
1,369,972,252	1,373,346,515	106.6	100.0	100.4	100.7	100.3	100.2
104,058,216	103,083,215	73.7	101.0	97.8	97.5	97.2	99.1
1,474,030,468	1,476,429,730	103.1	100.0	100.2	100.5	100.1	100.2
38,719,255	36,779,376	68.3	92.1	94.1	98.2	95.4	95.0
1,512,749,723	1,513,209,106	101.5	99.8	100.0	100.4	100.0	100.0
605,219,875	605,175,954	108.6	99.3	99.9	99.8	99.9	100.0
71,399,490	70,735,240	75.6	100.9	97.8	97.1	97.2	99.1
676,619,365	675,911,194	103.5	99.5	99.7	99.5	99.6	99.9
25,537,035	24,296,350	71.3	92.3	93.9	97.5	95.8	95.1
702,156,400	700,207,544	101.5	99.2	99.4	99.5	99.5	99.7
6,396	6,455	101.5	101.6	101.4	101.3	101.2	100.9
6,584	6,684	101.7	101.8	101.4	101.4	101.1	101.5
12,980	13,139	101.6	101.7	101.4	101.4	101.1	101.2
60,737	61,162	100.9	101.2	101.1	101.0	100.9	100.7
34,856	35,277	101.9	102.4	102.3	101.1	101.6	101.2
95,593	96,439	101.3	101.7	101.5	101.1	101.1	100.9
191,927,894	199,758,806	99.2	105.9	105.3	98.0	104.9	104.1
332,801,537	342,154,873	100.4	103.9	103.0	100.4	102.4	102.8
524,729,431	541,913,679	99.9	104.6	103.8	99.5	103.3	103.3
191,926,931	199,757,454	99.2	105.9	105.3	98.0	104.9	104.1
332,409,448	341,953,136	100.4	104.0	103.0	100.5	102.4	102.9
524,336,379	541,710,590	99.9	104.7	103.8	99.6	103.3	103.3

VII 特 別 土 地 保 有 税

1 調定額の推移

(単位:千円)

区分		年度				
		調 定 額				
		27	28	29	30	31・元
現 年 課 税 分	保有分	0	0	0	0	0
	取得分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
滞 納 繰 越 分	保有分	112,500	112,500	112,500	112,500	112,500
	取得分	958,400	958,400	958,400	958,400	958,400
	計	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900
合計		1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900

※ 特別土地保有税は、平成15年度から新たな課税を停止している。

2 納税義務者数の推移

(単位:人)

区分		年度				
		納 税 義 務 者 数				
		27	28	29	30	31・元
現 年 課 税 分	保有分	0	0	0	0	0
	取得分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
滞 納 繰 越 分	保有分	1	1	1	1	1
	取得分	1	1	1	1	1
	計	2	2	2	2	2
合計		2	2	2	2	2

3 決算状況の推移

(単位: 件、円、%)

区分 年度		件数	申告税額	徴収猶予税額	免除税額	納付すべき税額	収入済額	前年度 対 比
27	現年課税分	0	0		0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
28	現年課税分	0	0		0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
29	現年課税分	0	0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
30	現年課税分	0	0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
31 ・ 元	現年課税分	0	0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-

VIII

諸

税

1 軽自動車税

(1) 車種別調定額の推移(各年度末:平成27年度)

車 種		税率	27	
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下(ミニカーを除く)	1,000	9,453,000	
	90cc以下	1,200	746,400	
	125cc以下	1,600	4,113,600	
	ミニカー	2,500	402,500	
軽 自 動 車	2輪車(250cc以下)	2,400	7,156,800	
	3輪車(660cc以下)	3,100	6,200	
	4輪以上 (660cc以下)	乗用営業用	5,500	5,500
		乗用自家用	7,200	219,326,400
		貨物営業用	3,000	2,211,000
貨物自家用		4,000	32,988,000	
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	1,600	1,163,200	
	その他(フォークリフト等)	4,700	1,400,600	
2輪の小型自動車(250cc超)		4,000	12,732,000	
過 年 度			228,700	
合 計			291,933,900	
前年度対比			104.3	

※平成28年度以降課税分については、税額等が見直されたため、60ページに集計を掲載しております。

(2) 車種別課税台数の推移(各年度末:平成27年度)

車 種		税率	27	
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下(ミニカーを除く)	1,000	9,453	
	90cc以下	1,200	622	
	125cc以下	1,600	2,571	
	ミニカー	2,500	161	
軽 自 動 車	2輪車(250cc以下)	2,400	2,982	
	3輪車(660cc以下)	3,100	2	
	4輪以上 (660cc以下)	乗用営業用	5,500	1
		乗用自家用	7,200	30,461
		貨物営業用	3,000	737
貨物自家用		4,000	8,247	
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	1,600	727	
	その他(フォークリフト等)	4,700	298	
2輪の小型自動車(250cc超)		4,000	3,183	
過 年 度			61	
合 計			59,506	
前年度対比			102.4	

※平成28年度以降課税分については、税額等が見直されたため、61ページに集計を掲載しております。

(3) 税率区分別調定額の推移(各年度末:平成28年度～)

(単位:円、%)

車 種		税率区分	税率	28	29	30	31・元	
自動 機付 車	50cc以下(ミニカーを除く)			2,000	18,076,000	17,132,000	16,366,000	15,662,000
	90cc以下			2,000	1,238,000	1,208,000	1,192,000	1,162,000
	125cc以下			2,400	6,436,800	6,777,600	6,945,600	7,264,800
	ミニカー			3,700	632,700	614,200	573,500	606,800
軽 自 動 車	2輪車(250cc以下)			3,600	10,738,800	10,666,800	10,641,600	10,656,000
	3輪車 (660cc以下)		継続税率	3,100	0	0	0	0
			新税率	3,900	0	0	0	0
			75%軽課	1,000	0	0	0	0
			50%軽課	2,000	0	0	0	0
			25%軽課	3,000	0	0	0	0
			重課税率	4,600	9,200	9,200	13,800	9,200
			小計		9,200	9,200	13,800	9,200
	乗用営業用		継続税率	5,500	0	0	0	0
			新税率	6,900	0	0	0	0
			75%軽課	1,800	0	0	0	0
			50%軽課	3,500	0	0	0	0
			25%軽課	5,200	0	0	0	0
			重課税率	8,200	0	0	0	0
			小計		0	0	0	0
	乗用自家用		継続税率	7,200	179,121,600	163,872,000	149,472,000	134,546,400
			新税率	10,800	4,935,600	31,816,800	61,268,400	86,227,200
			75%軽課	2,700	0	0	0	0
			50%軽課	5,400	4,303,800	4,827,600	2,392,200	2,122,200
			25%軽課	8,100	9,728,100	7,929,900	8,739,900	9,963,000
			重課税率	12,900	58,849,800	69,698,700	78,767,400	85,230,300
			小計		256,938,900	278,145,000	300,639,900	318,089,100
	4輪以上 (660cc以下)		継続税率	3,000	1,887,000	1,695,000	1,593,000	1,449,000
			新税率	3,800	193,800	410,400	801,800	1,318,600
			75%軽課	1,000	0	0	0	0
			50%軽課	1,900	0	0	0	0
25%軽課			2,900	69,600	78,300	81,200	121,800	
重課税率			4,500	324,000	450,000	553,500	666,000	
小計				2,474,400	2,633,700	3,029,500	3,555,400	
貨物自家用		継続税率	4,000	22,504,000	19,688,000	17,020,000	14,356,000	
		新税率	5,000	1,455,000	3,760,000	6,280,000	8,670,000	
		75%軽課	1,300	0	1,300	0	0	
		50%軽課	2,500	0	0	0	0	
		25%軽課	3,800	589,000	440,800	486,400	668,800	
		重課税率	6,000	12,468,000	13,518,000	13,734,000	14,634,000	
		小計		37,016,000	37,408,100	37,520,400	38,328,800	
殊小 車自 型特 動	農耕作業用			2,400	1,744,800	1,692,000	1,648,800	1,600,800
	その他(フォークリフト等)			5,900	1,781,800	1,764,100	1,781,800	1,787,700
2輪の小型自動車(250cc超)			6,000	18,996,000	19,440,000	19,254,000	19,860,000	
過年度				140,600	167,000	76,000	98,500	
合 計				356,224,000	377,657,700	399,682,900	418,681,100	
前年度対比				122.0	106.0	105.8	104.8	

※新税率及び重課税率については、平成28年度以降課税分から適用。

(4) 税率区分別課税台数の推移(各年度末:平成28年度～)

(単位:円、台、%)

車 種		税率区分	税率	28	29	30	31・元		
自動 機付 車	50cc以下(ミニカーを除く)			2,000	9,038	8,566	8,183	7,831	
	90cc以下			2,000	619	604	596	581	
	125cc以下			2,400	2,682	2,824	2,894	3,027	
	ミニカー			3,700	171	166	155	164	
軽 自 動 車	2輪車(250cc以下)			3,600	2,983	2,963	2,956	2,960	
	3輪車 (660cc以下)	継続税率	3,100	0	0	0	0	0	
		新税率	3,900	0	0	0	0	0	
		75%軽課	1,000	0	0	0	0	0	
		50%軽課	2,000	0	0	0	0	0	
		25%軽課	3,000	0	0	0	0	0	
		重課税率	4,600	2	2	3	2	2	
		小計		2	2	3	2	2	
	乗用営業用	継続税率	5,500	0	0	0	0	0	
		新税率	6,900	0	0	0	0	0	
		75%軽課	1,800	0	0	0	0	0	
		50%軽課	3,500	0	0	0	0	0	
		25%軽課	5,200	0	0	0	0	0	
		重課税率	8,200	0	0	0	0	0	
		小計		0	0	0	0	0	
	乗用自家用	継続税率	7,200	24,878	22,760	20,760	18,687		
		新税率	10,800	457	2,946	5,673	7,984		
		75%軽課	2,700	0	0	0	0		
		50%軽課	5,400	797	894	443	393		
		25%軽課	8,100	1,201	979	1,079	1,230		
		重課税率	12,900	4,562	5,403	6,106	6,607		
		小計		31,895	32,982	34,061	34,901		
	4輪以上 (660cc以下)	貨物営業用	継続税率	3,000	629	565	531	483	
			新税率	3,800	51	108	211	347	
			75%軽課	1,000	0	0	0	0	
			50%軽課	1,900	0	0	0	0	
			25%軽課	2,900	24	27	28	42	
重課税率			4,500	72	100	123	148		
小計				776	800	893	1,020		
貨物自家用	継続税率	4,000	5,626	4,922	4,255	3,589			
	新税率	5,000	291	752	1,256	1,734			
	75%軽課	1,300	0	1	0	0			
	50%軽課	2,500	0	0	0	0			
	25%軽課	3,800	155	116	128	176			
	重課税率	6,000	2,078	2,253	2,289	2,439			
	小計		8,150	8,044	7,928	7,938			
殊小 車自 動特	農耕作業用			2,400	727	705	687	667	
	その他(フォークリフト等)			5,900	302	299	302	303	
2輪の小型自動車(250cc超)			6,000	3,166	3,240	3,209	3,310		
過年度				24	34	18	36		
合計				60,535	61,229	61,885	62,740		
前年度対比				101.7	101.1	101.1	101.4		

※新税率及び重課税率については、平成28年度以降課税分から適用。

2 市たばこ税

(1) 月別調定額の推移

(単位:円、%)

年度 月	27	28	29	30	31・元	前年度対比
4月	204,551,696	223,354,008	193,786,818	193,163,379	186,589,517	96.6
5月	200,813,505	186,877,940	192,186,495	168,845,153	192,616,524	114.1
6月	205,576,828	201,710,960	195,093,494	193,545,472	190,162,849	98.3
7月	208,320,430	200,725,471	192,983,164	182,396,681	187,548,210	102.8
8月	211,685,326	206,320,219	193,526,183	185,464,921	191,207,747	103.1
9月	203,924,254	205,012,567	203,515,106	185,054,590	203,042,601	109.7
10月	204,333,830	200,067,471	186,982,155	248,706,688	196,922,446	79.2
11月	217,721,430	196,639,761	187,298,044	140,494,318	184,499,605	131.3
12月	185,591,119	188,297,182	175,494,815	186,987,313	178,726,758	95.6
1月	223,488,458	222,206,984	197,213,563	194,887,988	193,480,424	99.3
2月	181,756,646	176,355,423	161,617,351	184,901,891	174,437,401	94.3
3月	178,914,440	175,482,650	158,785,739	170,547,466	179,740,273	105.4
過年度						
合計	2,426,677,962	2,383,050,636	2,238,482,927	2,234,995,860	2,258,974,355	101.1

(2) 月別本数の推移

(単位:本、円、%)

年度 月	27	28	29	30	31・元	前年度対比
4月	39,790,229	43,838,009	37,740,298	37,271,020	33,068,747	88.7
5月	39,083,024	36,012,419	36,911,382	32,301,541	34,136,039	105.7
6月	40,007,374	39,040,040	37,581,423	37,004,619	33,694,602	91.1
7月	40,544,086	38,903,479	37,200,654	34,915,654	33,239,999	95.2
8月	41,211,921	39,980,758	37,290,202	35,496,355	33,876,439	95.4
9月	39,704,853	39,719,238	39,216,072	35,425,287	35,979,238	101.6
10月	39,785,466	38,796,191	36,025,485	47,526,686	34,769,484	73.2
11月	42,408,063	38,118,531	36,087,938	24,962,254	32,413,358	129.8
12月	36,144,049	36,503,027	33,804,988	31,571,129	31,358,669	99.3
1月	43,521,455	43,061,908	37,987,769	34,521,466	33,988,272	98.5
2月	35,387,080	34,159,573	31,096,701	32,766,824	30,646,065	93.5
3月	34,875,085	34,028,722	30,572,739	30,208,282	31,577,701	104.5
過年度						
合計	472,462,685	462,161,895	431,515,651	413,971,117	398,748,613	96.3
1本当たりの税額	5.136232	5.156311	5.187490	5.398917	5.665159	

3 事業所税

(1) 納税義務者数・調定額の推移

(単位:人、円、%)

区 分	事業に係る事業所税			新增設に係る 事業所税 (H15.4.1廃止)	合 計	前年度 対 比	
	資産割	従業者割	計				
27	納税義務者数	395	55	399	-	399	98.8
	調定額	653,883,500	76,499,100	730,382,600	-	730,382,600	99.4
28	納税義務者数	399	53	405	-	405	101.5
	調定額	665,646,300	75,742,800	741,389,100	-	741,389,100	101.5
29	納税義務者数	396	57	402	-	402	99.3
	調定額	654,873,200	76,647,800	731,521,000	-	731,521,000	98.7
30	納税義務者数	395	57	403	-	403	100.2
	調定額	662,694,500	80,663,200	743,357,700	-	743,357,700	101.6
31 ・ 元	納税義務者数	392	55	402	-	402	99.8
	調定額	671,172,500	78,841,200	750,013,700	-	750,013,700	100.9

※ 「納税義務者数」の「計」と「合計」は実人数

※ 事業に係る事業所税は、資産割額と従業者割額の合算額で課税されるものであるため、「資産割+従業者割=計」とはならない。

※ 平成15年4月1日以降に新築又は増築された事務所等に対する新增設に係る事業所税は廃止。

IX

徵

収

1 口座振替等の利用状況

(1) 口座振替の利用状況

(単位:人、%)

税目	年度	納税義務者数	口座振替利用者数	利用率
市・県民税 (普通徴収)	29	46,640	10,785	23.12
	30	47,460	10,647	22.43
	31・元	47,127	10,618	22.53
固定資産税 都市計画税	29	117,479	43,147	36.73
	30	118,393	43,192	36.48
	31・元	119,424	43,288	36.25
軽自動車税	29	46,578	3,310	7.11
	30	47,050	3,184	6.77
	31・元	47,436	3,029	6.39
国民健康保険税	29	50,601	13,595	26.87
	30	48,978	13,022	26.59
	31・元	47,452	12,293	25.91
合 計	29	261,298	70,837	27.11
	30	261,881	70,045	26.75
	31・元	261,439	69,228	26.48

※各年度当初1期時点の数値であり、随時期課税分を除く

(2) 収納方法の利用状況(平成31(令和元)年度)

	コンビニ		口座振替		窓口納付		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市・県民税 (普通徴収) (%)	95,442 (51.51%)	2,393,879,556 (28.12%)	35,365 (19.09%)	2,375,931,120 (27.91%)	54,473 (29.40%)	3,744,051,941 (43.98%)	185,280 (100.00%)	8,513,862,617 (100.00%)
固定資産税・ 都市計画税 (%)	110,994 (31.64%)	3,376,751,671 (15.91%)	153,422 (43.74%)	7,516,917,000 (35.42%)	86,373 (24.62%)	10,329,305,817 (48.67%)	350,789 (100.00%)	21,222,974,488 (100.00%)
軽自動車税 (%)	37,456 (59.43%)	249,702,408 (59.78%)	2,864 (4.54%)	17,421,800 (4.17%)	22,708 (36.03%)	150,602,439 (36.05%)	63,028 (100.00%)	417,726,647 (100.00%)
国民健康保険税 (%)	150,366 (42.01%)	2,277,813,152 (33.81%)	114,886 (32.10%)	2,240,826,600 (33.26%)	92,694 (25.90%)	2,218,179,578 (32.93%)	357,946 (100.00%)	6,736,819,330 (100.00%)
合計 (%)	394,258 (41.20%)	8,298,146,787 (22.49%)	306,537 (32.03%)	12,151,096,520 (32.94%)	256,248 (26.77%)	16,442,139,775 (44.57%)	957,043 (100.00%)	36,891,383,082 (100.00%)

【集計期間】 H31年4月～R2年3月(納税義務者数は当初1期末時点)

【集計税目】 市・県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

※ 納付件数の集計は、各税目の、のべ数

※ 納付書1枚につき、1件として計算

2 滞納処分状況の推移

(1)-1 差押(市税)

年	27		28	
	件数	税額	件数	税額
不動産	131	96,904,384	62	41,042,864
電話加入権	0	0	0	0
債権	1,837	372,021,781	1,212	246,306,133
合計	1,968	468,926,165	1,274	287,348,997
(前年度対比)	121.03	122.76	64.74	61.28
差押解除	1,939	464,758,567	1,306	294,469,241
(前年度対比)	113.46	112.85	67.35	63.36

(1)-2 差押(国民健康保険税)

年	27		28	
	件数	税額	件数	税額
不動産	22	36,364,000	18	20,253,984
電話加入権	0	0	0	0
債権	59	25,903,230	274	137,528,335
合計	81	62,267,230	292	157,782,319
(前年度対比)	51.59	58.21	360.49	253.40

(2)-1 交付要求(市税)

年	27		28	
	件数	税額	件数	税額
前年度繰越	104	30,870,118	123	52,102,371
要求分	236	86,398,903	194	57,444,482
配当受領分	100	16,014,927	82	14,265,210
取下・解除等	217	65,166,650	197	64,422,938
翌年度繰越	123	52,102,371	120	45,123,915

(2)-2 交付要求(国民健康保険税)

年	27		28	
	件数	税額	件数	税額
要求分	68	44,245,571	74	36,032,967
配当受領分	18	5,693,516	18	7,735,582

(3)-1 執行停止(市税)

年	27		28	
	件数	税額	件数	税額
市民税	1,356	65,622,334	998	57,996,073
固定資産税(都市計画税含む)	279	19,310,968	156	15,750,717
軽自動車税	254	1,005,642	267	1,057,101
特別土地保有税	0	0	0	0
事業所税	0	0	0	0
合計	1,889	85,938,944	1,421	74,803,891
(前年度対比)	97.32	74.12	75.22	87.04

(3)-2 執行停止(国民健康保険税)

年	27		28	
	件数	税額	件数	税額
国民健康保険税	5,261	394,019,522	6,631	512,042,918
(前年度対比)	0.81	0.43	1.26	1.30

(4)-1 不納欠損(市税)

年	27		28	
	件数	税額	件数	税額
市民税	1,573	75,221,645	1,150	57,808,973
固定資産税(都市計画税含む)	360	18,517,596	269	18,352,452
軽自動車税	382	1,423,232	306	1,180,585
特別土地保有税	0	0	0	0
事業所税	0	0	0	0
合計	2,315	95,162,473	1,725	77,342,010
(前年度対比)	101.09	73.79	74.51	81.27

(4)-2 不納欠損(国民健康保険税)

年	27		28	
	件数	税額	件数	税額
国民健康保険税	4,858	449,981,637	6,248	487,913,769
(前年度対比)	1.07	0.93	1.29	1.08

(単位:件、円、%)

29		30		31・元	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
108	60,999,462	142	114,054,743	69	55,819,059
0	0	0	0	0	0
1,181	215,579,842	1,616	306,150,217	1,282	242,861,846
1,289	276,579,304	1,758	420,204,960	1,351	298,680,905
101.18	96.25	136.38	151.93	76.85	71.08
1,237	300,840,148	1,594	344,539,303	1,353	284,605,604
94.72	102.16	128.86	114.53	84.88	82.60

(単位:件、円、%)

29		30		31・元	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
92	94,535,456	132	122,710,962	61	47,739,673
0	0	0	0	0	0
744	265,852,129	1,289	446,793,461	1,001	293,556,633
836	360,387,585	1,421	569,504,423	1,062	341,296,306
286.30	228.41	169.98	158.03	74.74	59.93

(単位:件、円、%)

29		30		31・元	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
120	45,123,915	106	28,318,356	74	32,669,013
188	36,906,979	160	42,570,903	185	56,128,093
82	11,833,313	81	11,470,932	70	14,964,730
202	53,712,538	192	38,220,246	165	46,320,239
106	28,318,356	74	32,669,013	94	42,476,867

(単位:件、円、%)

29		30		31・元	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
80	38,173,900	67	38,493,316	76	31,082,323
15	2,593,411	18	4,114,286	23	6,150,789

(単位:件、円、%)

29		30		31・元	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
1,657	91,155,524	1,466	87,020,784	1,135	59,156,646
198	11,607,214	149	8,383,417	137	7,952,431
355	1,494,956	384	1,874,316	379	1,764,614
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
2,210	104,257,694	1,999	97,278,517	1,651	68,873,691
155.52	139.37	90.45	93.31	82.59	70.80

(単位:件、円、%)

29		30		31・元	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
5,243	494,056,277	4,716	422,677,499	3,506	305,534,459
0.79	0.96	0.90	0.86	0.74	0.72

(単位:件、円、%)

29		30		31・元	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
1,527	83,663,037	1,809	104,224,805	1,411	75,144,499
288	13,929,121	281	13,799,366	205	9,991,441
388	1,427,581	601	2,279,113	342	1,387,763
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
2,203	99,019,739	2,691	120,303,284	1,958	86,523,703
127.71	128.03	122.15	121.49	72.76	71.92

(単位:件、円、%)

29		30		31・元	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
4,987	502,458,080	4,704	411,348,971	3,537	305,986,941
0.80	1.03	0.94	0.82	0.75	0.74

3 市税の徴収に関する経費の推移

(単位:千円、人、%)

区分		年度					
		27	28	29	30	31・元	
税収入額	1 市 税	47,132,873	47,968,863	48,276,134	48,815,895	49,566,290	
	2 個人の県民税	13,116,931	13,492,151	13,726,216	14,013,960	14,308,715	
	3 合計	60,249,804	61,461,014	62,002,350	62,829,855	63,875,005	
徴 税 費	人件費	4 基本給	373,894	376,754	370,953	360,717	349,396
		5 諸手当	234,233	252,802	254,630	255,778	245,450
		イ 超過勤務手当	43,532	45,233	48,293	50,405	41,201
		ロ 税務職手当	3,925	3,654	3,913	4,055	3,671
		ハ その他の手当	186,776	203,915	202,424	201,318	200,578
		6 その他	186,776	184,779	181,446	177,116	170,135
		7 小計	794,903	814,335	807,029	793,611	764,981
	需用費	8 旅費	347	354	415	292	279
		9 賃金	25,418	30,075	32,975	27,480	40,165
		10 その他	142,766	207,371	165,808	153,247	184,589
		11 小計	168,531	237,800	199,198	181,019	225,033
	類報する経費及びこれに	12 納期前納付報奨金	0	0	0	0	0
		13 納税組合報償金	0	0	0	0	0
		14 納税組合補助金	0	0	0	0	0
		15 その他	0	0	0	0	0
		16 小計	0	0	0	0	0
		17 その他	220,309	182,224	244,218	249,165	186,921
	18 合計	1,183,743	1,234,359	1,250,445	1,223,795	1,176,935	
徴収取扱費	19 県民税徴収取扱費	516,796	542,638	546,328	553,082	564,500	
	20 18-19	666,947	691,721	704,117	670,713	612,435	
税収入額に対する徴税費の割合	21 18÷3	1.96	2.01	2.02	1.95	1.84	
	22 20÷1	1.42	1.44	1.46	1.37	1.24	
徴税職員数	吏員	111	113	110	110	117	
	その他	0	0	0	0	0	
	23 合計	111	113	110	110	117	
	アルバイト	0	0	0	0	0	

X そ の 他

1 税外収入

(単位:円)

区分	年度				
	27	28	29	30	31・元
徴税手数料	19,456,300	19,999,950	19,761,000	19,080,100	15,428,500
総務管理費委託金	89,859	92,541	87,613	95,137	72,472
徴税费委託金	516,796,017	542,637,580	546,328,371	553,082,591	564,500,416
延滞金	52,683,306	36,609,476	32,934,818	41,425,112	50,062,370
土地改良区費賦課徴収交付金	2,149,566	2,107,250	2,069,386	2,061,032	2,056,722
雑入 (土地改良区費事務電算委託料)	1,597,521	1,597,521	1,597,521	1,565,218	1,565,218

2 徴税手数料

(単位:件、円)

区分	29		30		31・元	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税諸証明	62,391	12,478,200	57,411	11,482,200	41,965	8,393,000
資産税諸証明	16,175	5,911,600	17,008	6,064,900	16,450	5,682,100
納税証明	7,410	1,482,000	8,270	1,654,000	7,316	1,463,200
合計	85,976	19,871,800	82,689	19,201,100	65,731	15,538,300

※上表の合計件数及び合計金額は、国民健康保険税納税証明書手数料を含むため、「1 税外収入」の表中「徴税手数料」の金額とは一致しない。

3 電子計算機

(1) 電子計算機の利用に関する調

区 分		入 力 原 票	出 力 帳 票	処 理 内 容
市 民 税	個	普通徴収 給与支払報告書 年金支払報告書 市民税県民税申告書 確定申告書 公的年金支払報告書	市民税・県民税申告書 納税通知書兼変更通知書・納付書 調定表 課税状況等の調 個人査定リスト 世帯査定リスト	前年度課税マスターと1月1日現在の住民マスターを突合せ、対象者の申告書を作成、入力資料のエラー出力、資料合算、併徴処理、課税計算処理を行い、納税通知書・納付書等を作成。また、例月の各処理において税額変更通知書等を作成
	人	特別徴収 給与支払報告書 総括表 市民税県民税申告書 確定申告書 異動届出書	税額決定・変更通知書 納入書 総括表 調定表 事業所索引簿 給報登録データ全件リスト	給与支払報告書及び申告書を入力し、前年度の特徴マスター及び1月1日現在の住民マスターと突合せ、特徴該当者を抽出し課税計算処理等を行い、異動届に基づき、全特処理、転勤処理、退職切替処理等を行う。また、各処理において税額通知書を作成
	法 人	法人(設立・異動)届出書 予定・中間・確定・修正申告書 法人税額等通知書(都道府県から) 更正請求書	発送用予定・中間・確定申告書 納付書 更正・決定通知書・決議書 調定表 各種統計資料	宛名マスター・課税マスターに基づき、決算期を迎えた法人の予定・中間・確定申告書の作成、税額の算出、調定表・各種統計資料等の作成
	固定資産税	土地(補充)課税台帳 家屋(補充)課税台帳 家屋評価調書 償却資産申告書 償却資産種類別明細書 償却資産更正連絡票	納税通知書・納付書 課税明細書 課税台帳兼名寄せ帳 土地・家屋価格縦覧台帳 調定表 評点数テーブル全件リスト 償却資産課税台帳兼評価調書 償却資産種類別明細書 申告者全件リスト	一筆一棟一資産ごとのデータから課税マスターを作成し、課税標準額を算出、納税者単位に名寄せして税額を算出後、納税通知書等を作成
	軽自動車税	軽自動車税(種別割)申告書	納税通知書・納付書 調定表 地区別調定表 台数調定表 非課税氏名順リスト 氏名順全件リスト 市外居住者通知 市外居住者リスト 死亡者リスト 通知書番号順リスト 標識交付証明書・廃車確認書	軽自動車等を車種別、ナンバープレート順に入力し、課税及び異動処理を行い、納税通知書等を作成
	事業所税	事業所等の新設(廃止)申告書 事業所税申告書 更正(決定)決議書 減免決定決議書	調定表 各種統計資料	申告書等を入力し、事業所マスターの作成、税額の算出、調定表・各種統計資料の作成

区 分	入 力 原 票	出 力 帳 票	処 理 内 容
収納管理	納入済通知書 消込用FD 収納マスター更正連絡表 納付書更正連絡表 不一致一覧表 各種事象データ 即時入力処理(各種更正処理・ 不一致処理) コンビニ速報・確報受信データ 共通納税納付情報データ	還付充当通知書 日計表 収納月計表・収納調定表 不一致一覧表 督促状・督促状発布者リスト コンビニ確認リスト コンビニ収納金明細書 共通納税確認リスト 共通納税収入金明細書	金融機関やコンビニ収納、地方 税共通納税システム納付に基づ く収納データの取り込み、消し込 み処理により、収納管理を行う
滞納管理	各種事象データ	再発行納付書 未納金税額明細書 各種滞納整理帳票 各種統計資料	滞納者の処分及び納付履歴を 把握し、個人及び処分ごとの一 元管理を行う
口座振替	口座振替(自動払込利用申込書)依頼書(兼廃止届) 口座振替(自動払込受付通知書)依頼書(兼廃止届)	口座振替件数表(銀行業務毎) 口座振替明細リスト 口座振替請求データ 口座振替領収データ 口座振替結果しらべ 口座振替納付済通知書	指定金融機関22行と、オンライ ンによるデータ伝送にて口座振 替を実施。ゆうちょ銀行と、DVD 媒体を介して口座振替データの 受け渡しを行っている。 口座振替の異動管理(新規登 録・変更・解約)については、指 定金融機関との間で口座振替 依頼書を受け渡しして行ってい る

(2) 電子計算機を用いた証明書

区 分	入 力 原 票	出 力 帳 票	処 理 内 容
市 民 税	税証明交付請求書	課税証明書 非課税証明書	請求に基づき、課税マスターに 課税資料が登録されている者の み証明書を自動発行
		営業届出済証明書	請求に基づき、宛名マスターで 所在地等を確認し、自動発行
固定資産税		課税台帳(兼)名寄帳 評価証明書 公課証明書 資産証明書 税額明細書	請求に基づき、課税台帳に登録 されている事項を証明書として 自動発行
納税関係		納税証明書「市・県民税、法人 市民税、固定資産税、国民健康 保険税、軽自動車税(種別割) (一般用及び継続検査用)、 (給与)特別徴収義務者用、事 業所税」	請求に基づき、各税目の納税証 明書を自動発行

4 賦課徴収事務の電算化の変遷

昭和	33年	11月	市制施行
	40年	4月	パロース会計機を2台導入
	42年	1月	市・県民税電算委託
	44年	3月	固定資産税電算委託
	45年	1月	国民健康保険税電算委託
			軽自動車税電算委託
	47年	4月	口座振替制度実施
	49年	4月	収納消込OCR機導入
	50年	4月	固定資産税（償却資産）電算委託
		6月	集合徴収制度実施
			集合市税収納状況一覧表のコミフィッシュ化
	51年	4月	滞納繰越台帳電算導入
			集合市税賦課原簿及び収納状況一覧表のコミロール化
	53年	1月	固定資産税（宅地路線価評価方式）電算導入
		6月	市・県民税（特徴）電算導入
	54年	11月	集合市税催告書ヒートシール化
	55年	3月	収納消込機器変更
		4月	滞納繰越分消込電算併用
		6月	軽自動車税催告書ヒートシール化
	56年	2月	市・県民税（普徴）／固定資産税合算電算処理
	57年	2月	市・県民税（特徴）自動照合電算処理
		10月	固定資産税（C農地宅地並課税）賦課電算処理
	58年	4月	端末機導入
	59年	2月	漢字マスター完成
		7月	OCR機種変更
		11月	法人市民税電算処理
			税の検索及び証明書発行オンライン稼動
	60年	6月	納税組合報奨金計算電算処理
		8月	集合市税収納即時消込オンライン稼動
			納組口座即時更新オンライン稼動
			宛名即時更新オンライン稼動
	61年	4月	市税等の口座振替分MT交換開始（27行2農協）
		5月	軽自動車税納税通知書のメーリングシステム利用開始
	62年	7月	市・県民税未申告者抽出電算処理
	63年	8月	滞納管理オンライン稼動
平成	元年	10月	OCR機種変更
	2年	8月	固定資産税課税台帳名寄帳光ディスク化
		12月	法人市民税オフコン稼動
	3年	7月	市・県民税（特徴）収納バッチ消込稼動
	4年	4月	集合徴収制度廃止、税目別徴収制度実施
	8年	4月	郵便局口座振替開始
	8年	4月	地理情報システム稼動
			土地評価システム稼動
	11年	4月	口座振替手数料改定
	15年	4月	個人市・県民税Web-Ringsシステム稼動
	16年	4月	軽自動車税Web-Ringsシステム稼動
			固定資産税・都市計画税Web-Ringsシステム稼動
			固定資産税・都市計画税共有者台帳のWeb化
	17年	10月	平成元年～14年の固定資産税・都市計画税 過年度課税データのWeb化
	19年	4月	市税等コンビニエンスストア収納開始
	19年	8月	自動交付機による税証明の交付開始
	21年	1月	公的年金特別徴収開始によるLGWANシステム稼動 （経由機関とのデータ授受）
	21年	12月	eLTAX「地方税電子申告システム」の導入 給与支払報告書・法人市民税・事業所税・償却資産・ 公的年金支払報告書
	23年	1月	国税連携開始
	28年	10月	コンビニエンスストア等で税証明の交付開始
	30年	3月	個人市・県民税課税支援システム稼動
令和	元年	10月	eLTAX「地方税共通納税システム」の導入

XI 参 考 资 料

1 市税の税率の変遷

税目		年度	平成4・5年度	平成6年度																																																						
個人市民税	均等割		2,000円	同左																																																						
	所得割 (総合課税)		課税標準額 160万円以下 3% 160万円超 8% 550万円超 11%	同左																																																						
法人市民税	均等割		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td rowspan="2">400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td rowspan="2">150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td rowspan="2">120,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>40,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	400,000円	1億円超 10億円以下	50人超	1億円超 10億円以下	50人以下	150,000円	1千万円超 1億円以下	50人超	1千万円超 1億円以下	50人以下	120,000円	1千万円以下	50人超	上記以外の法人等		40,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td rowspan="2">410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td rowspan="2">160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td rowspan="2">130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超 10億円以下	50人超	1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超 1億円以下	50人超	1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	上記以外の法人等		50,000円
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																							
50億円超	50人超	3,000,000円																																																								
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円																																																								
10億円超	50人以下	400,000円																																																								
1億円超 10億円以下	50人超																																																									
1億円超 10億円以下	50人以下	150,000円																																																								
1千万円超 1億円以下	50人超																																																									
1千万円超 1億円以下	50人以下	120,000円																																																								
1千万円以下	50人超																																																									
上記以外の法人等		40,000円																																																								
資本等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																								
50億円超	50人超	3,000,000円																																																								
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円																																																								
10億円超	50人以下	410,000円																																																								
1億円超 10億円以下	50人超																																																									
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円																																																								
1千万円超 1億円以下	50人超																																																									
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円																																																								
1千万円以下	50人超																																																									
上記以外の法人等		50,000円																																																								
	法人税割		不均一課税 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円超</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円以下</td> <td>12.9/100</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人税額	税率	1億円超	—	14.7/100	1億円以下	年額 500万円超	14.7/100	1億円以下	年額 500万円以下	12.9/100	同左																																										
資本金等の額	法人税額	税率																																																								
1億円超	—	14.7/100																																																								
1億円以下	年額 500万円超	14.7/100																																																								
1億円以下	年額 500万円以下	12.9/100																																																								
固定資産税			1.4%	同左																																																						
軽自動車税			原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く) 年額 1,000円 50ccを超え 90cc以下 " 1,200円 90ccを超え 125cc以下 " 1,600円 ミニカー " 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 " 1,600円 その他(フォークリフト等) " 4,700円 2輪の小型自動車(250ccを超えるもの) " 4,000円 軽自動車 2輪のもの(125ccを超え 250cc以下) " 2,400円 3輪のもの(660cc以下) " 3,100円 4輪以上 " 5,500円 のものの " 7,200円 (660cc以下) " 3,000円 もつぱら雪上を走行するもの(660cc以下) " 4,000円 " 2,400円	同左																																																						
市たばこ税 (1,000本につき)			1,997円 (旧3級品)948円	同左																																																						
特別土地保有税			保有分 1.4% 取得分 3%	同左																																																						
入湯税			150円	同左																																																						
事業所税																																																										
都市計画税			0.2%	同左																																																						

※平成6年度の個人市民税所得割において、特別減税(20%：市・県民税で20万円を限度)を実施。

税目	年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度																														
個人市民税	均等割	2,000円(再掲)	2,500円	同左																														
	所得割 (総合課税)	課税標準額 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 11%	同左	課税標準額 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 12%																														
法人市民税	均等割	(再掲) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円	同左	同左
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																															
50億円超	50人超	3,000,000円																																
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																
10億円超	50人以下	410,000円																																
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																
1千万円以下	50人超	120,000円																																
上記以外の法人等		50,000円																																
法人税割	不均一課税(再掲) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>12.9/100</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人税額	税率	1億円超	—	14.7/100	1億円以下	年額500万円超	14.7/100	1億円以下	年額500万円以下	12.9/100	同左	同左																			
資本金等の額	法人税額	税率																																
1億円超	—	14.7/100																																
1億円以下	年額500万円超	14.7/100																																
1億円以下	年額500万円以下	12.9/100																																
固定資産税	1.4%(再掲)	同左	同左																															
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く) 年額 1,000円 50ccを超え90cc以下 " 1,200円 90ccを超え125cc以下 " 1,600円 ミニカー " 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 " 1,600円 その他(フォークリフト等) " 4,700円 2輪の小型自動車(250ccを超えるもの) " 4,000円 軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下) " 2,400円 3輪のもの(660cc以下) " 3,100円 4輪以上 " 5,500円 のものの " 7,200円 (660cc以下) " 3,000円 (再掲) " 4,000円 もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下) " 2,400円	同左	同左																															
市たばこ税 (1,000本につき)	1,997円(再掲) (旧3級品)948円(再掲)	同左	2,434円 (旧3級品)1,155円																															
特別土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(再掲)	同左	同左																															
入湯税	150円(再掲)	同左	同左																															
事業所税																																		
都市計画税	0.2%(再掲)	同左	同左																															

※平成7・8年度の個人市民税所得割において、特別減税(15%：市・県民税で2万円を限度)を実施。

税目	年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度																														
個人市民税	均等割	2,500円(再掲)	同左	同左																														
	所得割 (総合課税)	課税標準額(再掲) 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 12%	課税標準額 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 10%	同左																														
法人市民税	均等割	(再掲) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円	同左	同左
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																															
50億円超	50人超	3,000,000円																																
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																
10億円超	50人以下	410,000円																																
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																
1千万円以下	50人超	120,000円																																
上記以外の法人等		50,000円																																
法人税割	不均一課税(再掲) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>12.9/100</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人税額	税率	1億円超	—	14.7/100	1億円以下	年額500万円超	14.7/100	1億円以下	年額500万円以下	12.9/100	同左	同左																			
資本金等の額	法人税額	税率																																
1億円超	—	14.7/100																																
1億円以下	年額500万円超	14.7/100																																
1億円以下	年額500万円以下	12.9/100																																
固定資産税	1.4%(再掲)	同左	同左																															
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く) 年額 1,000円 50ccを超え90cc以下 " 1,200円 90ccを超え125cc以下 " 1,600円 ミニカー " 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 " 1,600円 その他(フォークリフト等) " 4,700円 2輪の小型自動車(250ccを超えるもの) " 4,000円 軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下) " 2,400円 3輪のもの(660cc以下) " 3,100円 4輪以上 " 5,500円 のものの " 7,200円 (660cc以下) " 3,000円 (再掲) もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下) " 2,400円	同左	同左																															
市たばこ税 (1,000本につき)	2,434円(再掲) (旧3級品)1,155円(再掲)	2,668円 (旧3級品)1,266円	同左																															
特別土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(再掲)	同左	同左																															
入湯税	150円(再掲)	同左	同左																															
事業所税		事業に係る分 資産割 600円/m ² 従業者割 0.25% 新增設に係る分 6,000円/m ² ※H11.10.1課税開始	同左																															
都市計画税	0.2%(再掲)	同左	同左																															

※平成10年度の個人市民税所得割において、特別減税(本人17,000円、扶養親族1人につき8,500円)を実施。
 ※平成11年度以後の個人市民税所得割において、定率減税(15%：市・県民税で4万円を限度)を実施。

税目	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度																														
個人市民税	均等割	2,500円(再掲)	同左	同左																														
	所得割 (総合課税)	課税標準額(再掲) 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 10%	同左	同左																														
法人市民税	均等割	(再掲) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円	同左	同左
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																															
50億円超	50人超	3,000,000円																																
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																
10億円超	50人以下	410,000円																																
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																
1千万円以下	50人超	120,000円																																
上記以外の法人等		50,000円																																
法人税割	不均一課税(再掲) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額50万円超</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額50万円以下</td> <td>12.9/100</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人税額	税率	1億円超	—	14.7/100	1億円以下	年額50万円超	14.7/100	1億円以下	年額50万円以下	12.9/100	同左	同左																			
資本金等の額	法人税額	税率																																
1億円超	—	14.7/100																																
1億円以下	年額50万円超	14.7/100																																
1億円以下	年額50万円以下	12.9/100																																
固定資産税		1.4%(再掲)	同左	同左																														
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く) 年額 1,000円 50ccを超え90cc以下 " 1,200円 90ccを超え125cc以下 " 1,600円 ミニカー " 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 " 1,600円 その他(フォークリフト等) " 4,700円 2輪の小型自動車(250ccを超えるもの) " 4,000円 軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下) " 2,400円 3輪のもの(660cc以下) " 3,100円 4輪以上 " 5,500円 のものの " 7,200円 (660cc以下) " 3,000円 (再掲) " 4,000円 もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下) " 2,400円	同左	同左																														
市たばこ税 (1,000本につき)		2,668円(再掲) (旧3級品)1,266円(再掲)	同左	2,977円 (旧3級品)1,412円																														
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(再掲)	同左	同左(新規課税を停止)																														
入湯税		150円(再掲)	同左	同左																														
事業所税		事業に係る分 資産割 600円/m ² 従業者割 0.25% 新增設に係る分 6,000円/m ² (再掲)	同左	事業に係る分 資産割 600円/m ² 従業者割 0.25% 新增設に係る分→廃止																														
都市計画税		0.2%(再掲)	同左	同左																														

※平成11年度以後の個人市民税所得割において、定率減税(15%：市・県民税で4万円を限度)を実施。

税目	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度																														
個人市民税	均等割	3,000円(再掲)	3,000円 ※均等割の納税義務を負う夫と生計同一で一定の所得のある妻 1,500円	3,000円																														
	所得割 (総合課税)	課税標準額(再掲) 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 10%	同左	同左																														
法人市民税	均等割	(再掲) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr> <tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr> <tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr> <tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>50,000円</td></tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円	同左	同左
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																															
50億円超	50人超	3,000,000円																																
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																
10億円超	50人以下	410,000円																																
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																
1千万円以下	50人超	120,000円																																
上記以外の法人等		50,000円																																
	法人税割	不均一課税(再掲) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1億円超</td><td>—</td><td>14.7/100</td></tr> <tr><td>1億円以下</td><td>年額50万円超</td><td>14.7/100</td></tr> <tr><td>1億円以下</td><td>年額50万円以下</td><td>12.9/100</td></tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人税額	税率	1億円超	—	14.7/100	1億円以下	年額50万円超	14.7/100	1億円以下	年額50万円以下	12.9/100	同左	同左																		
資本金等の額	法人税額	税率																																
1億円超	—	14.7/100																																
1億円以下	年額50万円超	14.7/100																																
1億円以下	年額50万円以下	12.9/100																																
固定資産税		1.4%(再掲)	同左	同左																														
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く) 年額 1,000円 50ccを超え90cc以下 " 1,200円 90ccを超え125cc以下 " 1,600円 ミニカー " 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 " 1,600円 その他(フォークリフト等) " 4,700円 2輪の小型自動車(250ccを超えるもの) " 4,000円 軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下) " 2,400円 3輪のもの(660cc以下) " 3,100円 4輪以上 " 5,500円 のものを " 7,200円 (660cc以下) " 3,000円 (再掲) " 4,000円 もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下) " 2,400円	同左	同左																														
市たばこ税 (1,000本につき)		2,977円(再掲) (旧3級品)1,412円(再掲)	同左	3,298円 (旧3級品)1,564円																														
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)	同左	同左																														
入湯税		150円(再掲)	同左	同左																														
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)	同左	同左																														
都市計画税		0.2%(再掲)	同左	同左																														

※平成11～17年度の個人市民税所得割において、定率減税(15%：市・県民税で4万円を限度)を実施。

※平成18年度の個人市民税所得割において、定率減税(7.5%：市・県民税で2万円を限度)を実施。

税目		年度	平成19年度	平成20年度～平成21年度																																																																
個人市民税	均等割		3,000円(再掲)	同左																																																																
	所得割 (総合課税)		6%	同左																																																																
法人市民税	均等割	(再掲)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円	同左																																		
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																	
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																		
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																		
10億円超	50人以下	410,000円																																																																		
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																																		
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																																		
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																																		
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																																		
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																		
上記以外の法人等		50,000円																																																																		
	法人税割	不均一課税(再掲)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>12.9/100</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人税額	税率	1億円超	—	14.7/100	1億円以下	年額500万円超	14.7/100	1億円以下	年額500万円以下	12.9/100	同左																																																				
資本金等の額	法人税額	税率																																																																		
1億円超	—	14.7/100																																																																		
1億円以下	年額500万円超	14.7/100																																																																		
1億円以下	年額500万円以下	12.9/100																																																																		
固定資産税			1.4%(再掲)	同左																																																																
軽自動車税			<table border="1"> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下(ミニカーを除く)</td> <td>年額</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>〃</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>〃</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>〃</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>〃</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>〃</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>(250ccを超えるもの)</td> <td>〃</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>〃</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>〃</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪以上</td> <td rowspan="4"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>乗用</th> <th>貨物用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業用</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>自家用</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td>〃</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">もの (660cc以下)</td> <td>営業用</td> <td>〃</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>〃</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>〃</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>(再掲)</td> <td>もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下)</td> <td>〃</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table>	原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	1,000円		50ccを超え90cc以下	〃	1,200円		90ccを超え125cc以下	〃	1,600円		ミニカー	〃	2,500円	小型特殊自動車	農耕作業用	〃	1,600円		その他(フォークリフト等)	〃	4,700円	2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	〃	4,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	〃	2,400円		3輪のもの(660cc以下)	〃	3,100円		4輪以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>乗用</th> <th>貨物用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業用</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>自家用</td> </tr> </tbody> </table>	乗用	貨物用	営業用	営業用	自家用	自家用	〃	5,500円		もの (660cc以下)	営業用	〃	7,200円		自家用	〃	3,000円		自家用	〃	4,000円	(再掲)	もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下)	〃	2,400円	同左
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	1,000円																																																																	
	50ccを超え90cc以下	〃	1,200円																																																																	
	90ccを超え125cc以下	〃	1,600円																																																																	
	ミニカー	〃	2,500円																																																																	
小型特殊自動車	農耕作業用	〃	1,600円																																																																	
	その他(フォークリフト等)	〃	4,700円																																																																	
2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	〃	4,000円																																																																	
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	〃	2,400円																																																																	
	3輪のもの(660cc以下)	〃	3,100円																																																																	
	4輪以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>乗用</th> <th>貨物用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業用</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>自家用</td> </tr> </tbody> </table>	乗用	貨物用	営業用	営業用	自家用	自家用	〃	5,500円																																																										
乗用	貨物用																																																																			
営業用	営業用																																																																			
自家用	自家用																																																																			
	もの (660cc以下)	営業用	〃	7,200円																																																																
		自家用	〃	3,000円																																																																
	自家用	〃	4,000円																																																																	
(再掲)	もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下)	〃	2,400円																																																																	
市たばこ税 (1,000本につき)			3,298円(再掲) (旧3級品)1,564円(再掲)	同左																																																																
特別土地保有税			保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)	同左																																																																
入湯税			150円(再掲)	同左																																																																
事業所税			資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)	同左																																																																
都市計画税			0.2%(再掲)	同左																																																																

※平成19年度の内容について、個人市民税所得割(総合課税)の税率(6%)以外は税率の改定が行われなかったため、再掲とした。

税目		年度	平成22年度	平成23年度																														
個人市民税	均等割		3,000円(再掲)	同左																														
	所得割 (総合課税)		6%(再掲)	同左																														
法人市民税	均等割	(再掲)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円	同左
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																															
50億円超	50人超	3,000,000円																																
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																
10億円超	50人以下	410,000円																																
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																
1千万円以下	50人超	120,000円																																
上記以外の法人等		50,000円																																
	法人税割	不均一課税(再掲)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>12.9/100</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人税額	税率	1億円超	—	14.7/100	1億円以下	年額500万円超	14.7/100	1億円以下	年額500万円以下	12.9/100	同左																		
資本金等の額	法人税額	税率																																
1億円超	—	14.7/100																																
1億円以下	年額500万円超	14.7/100																																
1億円以下	年額500万円以下	12.9/100																																
固定資産税			1.4%(再掲)	同左																														
軽自動車税			<p>原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く) 年額 1,000円</p> <p>50ccを超え90cc以下 // 1,200円</p> <p>90ccを超え125cc以下 // 1,600円</p> <p>ミニカー // 2,500円</p> <p>小型特殊自動車 農耕作業用 // 1,600円</p> <p>その他(フォークリフト等) // 4,700円</p> <p>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの) // 4,000円</p> <p>軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下) // 2,400円</p> <p>3輪のもの(660cc以下) // 3,100円</p> <p>4輪以上 // 5,500円</p> <p>乗用 { 営業用 // 7,200円</p> <p> { 自家用 // 3,000円</p> <p> { 営業用 // 4,000円</p> <p> { 自家用 // 4,000円</p> <p>660cc以下</p> <p>(再掲) もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下) // 2,400円</p>	同左																														
市たばこ税 (1,000本につき)			3,298円(再掲)⇒4,618円(10月1日以降) (旧3級品)1,564円(再掲)⇒2,190円(10月1日以降)	4,618円(再掲) (旧3級品)2,190円(再掲)																														
特別土地保有税			保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)	同左																														
入湯税			150円(再掲)	同左																														
事業所税			資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)	同左																														
都市計画税			0.2%(再掲)	同左																														

税目		年度	平成24年度	平成25年度																																																									
個人市民税	均等割		3,000円(再掲)	同左																																																									
	所得割 (総合課税)		6%(再掲)	同左																																																									
法人市民税	均等割	(再掲)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円	同左																											
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																										
50億円超	50人超	3,000,000円																																																											
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																											
10億円超	50人以下	410,000円																																																											
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																											
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																											
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																											
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																											
1千万円以下	50人超	120,000円																																																											
上記以外の法人等		50,000円																																																											
	法人税割	不均一課税(再掲)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>12.9/100</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人税額	税率	1億円超	—	14.7/100	1億円以下	年額500万円超	14.7/100	1億円以下	年額500万円以下	12.9/100	同左																																													
資本金等の額	法人税額	税率																																																											
1億円超	—	14.7/100																																																											
1億円以下	年額500万円超	14.7/100																																																											
1億円以下	年額500万円以下	12.9/100																																																											
固定資産税			1.4%(再掲)	同左																																																									
軽自動車税			<table border="1"> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下(ミニカーを除く)</td> <td>年額</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>〃</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>〃</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>〃</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>〃</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>〃</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>(250ccを超えるもの)</td> <td>〃</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>〃</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>〃</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〃</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用 {</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>自家用</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">の 物 {</td> <td rowspan="2">貨 物 用 {</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> </tr> <tr> <td>(再掲)</td> <td>もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下)</td> <td>〃</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table>	原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	1,000円		50ccを超え90cc以下	〃	1,200円		90ccを超え125cc以下	〃	1,600円		ミニカー	〃	2,500円	小型特殊自動車	農耕作業用	〃	1,600円		その他(フォークリフト等)	〃	4,700円	2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	〃	4,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	〃	2,400円		3輪のもの(660cc以下)	〃	3,100円			〃	5,500円		4輪以上	乗 用 {	営業用			自家用		の 物 {	貨 物 用 {	営業用		自家用	(再掲)	もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下)	〃	2,400円	同左
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	1,000円																																																										
	50ccを超え90cc以下	〃	1,200円																																																										
	90ccを超え125cc以下	〃	1,600円																																																										
	ミニカー	〃	2,500円																																																										
小型特殊自動車	農耕作業用	〃	1,600円																																																										
	その他(フォークリフト等)	〃	4,700円																																																										
2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	〃	4,000円																																																										
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	〃	2,400円																																																										
	3輪のもの(660cc以下)	〃	3,100円																																																										
		〃	5,500円																																																										
	4輪以上	乗 用 {	営業用																																																										
			自家用																																																										
	の 物 {	貨 物 用 {	営業用																																																										
			自家用																																																										
(再掲)	もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下)	〃	2,400円																																																										
市たばこ税 (1,000本につき)			4,618円(再掲) (旧3級品)2,190円(再掲)	5,262円 (旧3級品)2,495円)																																																									
特別土地保有税			保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)	同左																																																									
入湯税			150円(再掲)	同左																																																									
事業所税			資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)	同左																																																									
都市計画税			0.2%(再掲)	同左																																																									

税目		年度	平成26年度																																							
個人市民税	均等割	3,500円 (令和5年度まで)																																								
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																								
法人市民税	均等割	(再掲)																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th colspan="2">税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">120,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の法人等</td> <td colspan="2">50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)		50億円超	50人超	3,000,000円		10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円		10億円超	50人以下	410,000円		1億円超10億円以下	50人超	400,000円		1億円超10億円以下	50人以下	160,000円		1千万円超1億円以下	50人超	150,000円		1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円		1千万円以下	50人超	120,000円		上記以外の法人等		50,000円	
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																							
50億円超	50人超	3,000,000円																																								
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																								
10億円超	50人以下	410,000円																																								
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																								
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																								
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																								
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																								
1千万円以下	50人超	120,000円																																								
上記以外の法人等		50,000円																																								
法人税割	不均一課税 ※新税率はH26.10.1以後に開始する事業年度分から適用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> <th>新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>14.7/100</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>14.7/100</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>12.9/100</td> <td>10.3/100</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人税額	税率	新税率	1億円超	—	14.7/100	12.1/100	1億円以下	年額500万円超	14.7/100	12.1/100	1億円以下	年額500万円以下	12.9/100	10.3/100																								
資本金等の額	法人税額	税率	新税率																																							
1億円超	—	14.7/100	12.1/100																																							
1億円以下	年額500万円超	14.7/100	12.1/100																																							
1億円以下	年額500万円以下	12.9/100	10.3/100																																							
固定資産税	1.4%(再掲)																																									
軽自動車税	<p>原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く) 年額 1,000円</p> <p>50ccを超え90cc以下 // 1,200円</p> <p>90ccを超え125cc以下 // 1,600円</p> <p>ミニカー // 2,500円</p> <p>小型特殊自動車 農耕作業用 // 1,600円</p> <p>その他(フォークリフト等) // 4,700円</p> <p>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの) // 4,000円</p> <p>軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下) // 2,400円</p> <p>3輪のもの(660cc以下) // 3,100円</p> <p>4輪以上 { 乗 用 { 営業用 // 5,500円</p> <p>{ 乗 用 { 自家用 // 7,200円</p> <p>の 物 品 { 貨 物 用 { 営業用 // 3,000円</p> <p>{ 貨 物 用 { 自家用 // 4,000円</p> <p>(再掲) もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下) // 2,400円</p>																																									
市たばこ税 (1,000本につき)	5,262円(再掲) (旧3級品)2,495円(再掲)																																									
特別土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																									
入湯税	150円(再掲)																																									
事業所税	資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																									
都市計画税	0.2%(再掲)																																									

税目		年度	平成27年度																																								
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																									
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																									
法人市民税	均等割	(再掲)																																									
	法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th colspan="2">税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td colspan="2">50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>			資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)		50億円超	50人超	3,000,000円		10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円		10億円超	50人以下	410,000円		1億円超10億円以下	50人超	400,000円		1億円超10億円以下	50人以下	160,000円		1千万円超1億円以下	50人超	150,000円		1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円		1千万円以下	50人超	120,000円		上記以外の法人等		50,000円
資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																									
50億円超	50人超	3,000,000円																																									
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																									
10億円超	50人以下	410,000円																																									
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																									
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																									
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																									
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																									
1千万円以下	50人超	120,000円																																									
上記以外の法人等		50,000円																																									
固定資産税	1.4%(再掲)																																										
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> <th>新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>14.7/100</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>14.7/100</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>12.9/100</td> <td>10.3/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>				資本金等の額	法人税額	税率	新税率	1億円超	—	14.7/100	12.1/100	1億円以下	年額500万円超	14.7/100	12.1/100	1億円以下	年額500万円以下	12.9/100	10.3/100																							
資本金等の額	法人税額	税率	新税率																																								
1億円超	—	14.7/100	12.1/100																																								
1億円以下	年額500万円超	14.7/100	12.1/100																																								
1億円以下	年額500万円以下	12.9/100	10.3/100																																								
市たばこ税 (1,000本につき)	5,262円(再掲) (旧3級品)2,495円(再掲)																																										
特別土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																										
入湯税	150円(再掲)																																										
事業所税	資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																										
都市計画税	0.2%(再掲)																																										

税目		年度	平成28年度																																																																																	
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																																																		
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																																		
法人市民税	均等割	(再掲) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <small>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</small>					資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000円	1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円																																																
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																																	
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																																		
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																																		
10億円超	50人以下	410,000円																																																																																		
1億円超 10億円以下	50人超	400,000円																																																																																		
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円																																																																																		
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円																																																																																		
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円																																																																																		
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																																		
上記以外の法人等		50,000円																																																																																		
法人税割	不均一課税 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円 超</td> <td>—</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円超</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円以下</td> <td>10.3/100</td> </tr> </tbody> </table> <small>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</small>					資本金等の額	法人税額	税率	1億円 超	—	12.1/100	1億円以下	年額 500万円超	12.1/100	1億円以下	年額 500万円以下	10.3/100																																																																			
資本金等の額	法人税額	税率																																																																																		
1億円 超	—	12.1/100																																																																																		
1億円以下	年額 500万円超	12.1/100																																																																																		
1億円以下	年額 500万円以下	10.3/100																																																																																		
固定資産税		1.4%(再掲)																																																																																		
軽自動車税	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下(ミニカーを除く)</td> <td>年額 2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>〃 2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>〃 2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>〃 3,700円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>〃 2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>〃 5,900円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>(250ccを超えるもの)</td> <td>〃 6,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>〃 3,600円</td> </tr> </tbody> </table> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H27.3.31以前に 取得した車両</th> <th colspan="2">H27.4.1以後の 新規取得車両</th> <th colspan="3">H27.4.1~H28.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率</th> <th>取得後13 年経過車両</th> </tr> <tr> <th>本則</th> <th>本則</th> <th>75%軽課</th> <th>50%軽課</th> <th>25%軽課</th> <th>重課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td></td> <td>年額 3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上 のもの (660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>〃 5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃 7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>〃 3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃 4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>					原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額 2,000円		50ccを超え90cc以下	〃 2,000円		90ccを超え125cc以下	〃 2,400円		ミニカー	〃 3,700円	小型特殊自動車	農耕作業用	〃 2,400円		その他(フォークリフト等)	〃 5,900円	2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	〃 6,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	〃 3,600円			H27.3.31以前に 取得した車両		H27.4.1以後の 新規取得車両		H27.4.1~H28.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13 年経過車両	本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課	3輪のもの(660cc以下)		年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用	営業用	〃 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円	自家用	〃 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円	貨物用	営業用	〃 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円	自家用	〃 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円
	原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額 2,000円																																																																																	
	50ccを超え90cc以下	〃 2,000円																																																																																		
	90ccを超え125cc以下	〃 2,400円																																																																																		
	ミニカー	〃 3,700円																																																																																		
小型特殊自動車	農耕作業用	〃 2,400円																																																																																		
	その他(フォークリフト等)	〃 5,900円																																																																																		
2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	〃 6,000円																																																																																		
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	〃 3,600円																																																																																		
		H27.3.31以前に 取得した車両		H27.4.1以後の 新規取得車両		H27.4.1~H28.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13 年経過車両																																																																											
		本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課																																																																													
3輪のもの(660cc以下)		年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																																													
4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用	営業用	〃 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																																																																												
		自家用	〃 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円																																																																												
	貨物用	営業用	〃 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円																																																																												
		自家用	〃 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円																																																																												
市たばこ税 (1,000本につき)	5,262円(再掲) (旧3級品)2,925円																																																																																			
特別土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																																			
入湯税	150円(再掲)																																																																																			
事業所税	資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																																			
都市計画税	0.2%(再掲)																																																																																			

税目		年度	平成29年度																																																																																														
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																																																															
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																																															
法人市民税	均等割	(再掲)																																																																																															
	法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th colspan="2">税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td colspan="2">50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>				資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)		50億円超	50人超	3,000,000円		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円		10億円超	50人以下	410,000円		1億円超 10億円以下	50人超	400,000円		1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円		1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円		1千万円以下	50人超	120,000円		上記以外の法人等		50,000円																																																					
資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																																															
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																																															
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																																															
10億円超	50人以下	410,000円																																																																																															
1億円超 10億円以下	50人超	400,000円																																																																																															
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円																																																																																															
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円																																																																																															
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円																																																																																															
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																																															
上記以外の法人等		50,000円																																																																																															
固定資産税	1.4%(再掲)																																																																																																
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> <th>新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>12.1/100</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円超</td> <td>12.1/100</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円以下</td> <td>10.3/100</td> <td>6.6/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>					資本金等の額	法人税額	税率	新税率	1億円超	—	12.1/100	8.4/100	1億円以下	年額 500万円超	12.1/100	8.4/100	1億円以下	年額 500万円以下	10.3/100	6.6/100																																																																												
資本金等の額	法人税額	税率	新税率																																																																																														
1億円超	—	12.1/100	8.4/100																																																																																														
1億円以下	年額 500万円超	12.1/100	8.4/100																																																																																														
1億円以下	年額 500万円以下	10.3/100	6.6/100																																																																																														
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得した車両</th> <th>H27.4.1以後の 新規取得車両</th> <th colspan="3">H28.4.1~H29.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率</th> <th>取得後13 年経過車両</th> </tr> <tr> <th>本則</th> <th>本則</th> <th>75%軽課</th> <th>50%軽課</th> <th>25%軽課</th> <th>重課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く)</td> <td>年額 2,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>年額 2,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>年額 2,400円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>年額 3,700円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車 農耕作業用</td> <td>年額 2,400円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>年額 5,900円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)</td> <td>年額 6,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>年額 3,600円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>年額 3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上のもの (660cc以下)</td> <td rowspan="4">乗用 { 営業用 自家用 } 貨物用 { 営業用 自家用 }</td> <td>年額 5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>年額 7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>年額 3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>年額 4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>					取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	H28.4.1~H29.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13 年経過車両	本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課	原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く)	年額 2,000円					50ccを超え90cc以下	年額 2,000円					90ccを超え125cc以下	年額 2,400円					ミニカー	年額 3,700円					小型特殊自動車 農耕作業用	年額 2,400円					その他(フォークリフト等)	年額 5,900円					2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	年額 6,000円					軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	年額 3,600円					3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4輪以上のもの (660cc以下)	乗用 { 営業用 自家用 } 貨物用 { 営業用 自家用 }	年額 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円	年額 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円	年額 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円	年額 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円
取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	H28.4.1~H29.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13 年経過車両																																																																																												
本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課																																																																																												
原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く)	年額 2,000円																																																																																																
50ccを超え90cc以下	年額 2,000円																																																																																																
90ccを超え125cc以下	年額 2,400円																																																																																																
ミニカー	年額 3,700円																																																																																																
小型特殊自動車 農耕作業用	年額 2,400円																																																																																																
その他(フォークリフト等)	年額 5,900円																																																																																																
2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	年額 6,000円																																																																																																
軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	年額 3,600円																																																																																																
3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																																																																												
4輪以上のもの (660cc以下)	乗用 { 営業用 自家用 } 貨物用 { 営業用 自家用 }	年額 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																																																																																										
		年額 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円																																																																																										
		年額 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円																																																																																										
		年額 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円																																																																																										
市たばこ税 (1,000本につき)	5,262円(再掲) (旧3級品)3,355円																																																																																																
特別土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																																																
入湯税	150円(再掲)																																																																																																
事業所税	資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																																																
都市計画税	0.2%(再掲)																																																																																																

税目		年度	平成30年度																																																																					
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																																						
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																						
法人市民税	均等割	(再掲) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」		資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円																																							
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																					
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																						
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																						
10億円超	50人以下	410,000円																																																																						
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																																						
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																																						
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																																						
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																																						
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																						
上記以外の法人等		50,000円																																																																						
法人税割	不均一課税 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>10.3/100</td> </tr> </tbody> </table> ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」		資本金等の額	法人税額	税率	1億円超	—	12.1/100	1億円以下	年額500万円超	12.1/100	1億円以下	年額500万円以下	10.3/100																																																										
資本金等の額	法人税額	税率																																																																						
1億円超	—	12.1/100																																																																						
1億円以下	年額500万円超	12.1/100																																																																						
1億円以下	年額500万円以下	10.3/100																																																																						
固定資産税	1.4%(再掲)																																																																							
軽自動車税	<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下(ミニカーを除く)</td> <td>年額 2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>〃 2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>〃 2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>〃 3,700円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>〃 2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>〃 5,900円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>(250ccを超えるもの)</td> <td>〃 6,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>〃 3,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H27.3.31以前に 取得した車両</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H27.4.1以後の 新規取得車両</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H29.4.1~H30.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>取得後13 年経過車両</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>75%軽課 50%軽課 25%軽課 重課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>本則 年額 3,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="4">4輪以上 のもの (660cc以下)</td> <td>乗用 { 営業用 〃 5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>{ 家用 〃 7,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物用 { 営業用 〃 3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>{ 家用 〃 4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>本則 3,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,000円 2,000円 3,000円 4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,800円 3,500円 5,200円 8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2,700円 5,400円 8,100円 12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,000円 1,900円 2,900円 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,300円 2,500円 3,800円 6,000円</td> </tr> </table>			原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額 2,000円		50ccを超え90cc以下	〃 2,000円		90ccを超え125cc以下	〃 2,400円		ミニカー	〃 3,700円	小型特殊自動車	農耕作業用	〃 2,400円		その他(フォークリフト等)	〃 5,900円	2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	〃 6,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	〃 3,600円			H27.3.31以前に 取得した車両			H27.4.1以後の 新規取得車両			H29.4.1~H30.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13 年経過車両			75%軽課 50%軽課 25%軽課 重課		3輪のもの(660cc以下)	本則 年額 3,100円		4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用 { 営業用 〃 5,500円		{ 家用 〃 7,200円		貨物用 { 営業用 〃 3,000円		{ 家用 〃 4,000円			本則 3,900円			1,000円 2,000円 3,000円 4,600円			1,800円 3,500円 5,200円 8,200円			2,700円 5,400円 8,100円 12,900円			1,000円 1,900円 2,900円 4,500円			1,300円 2,500円 3,800円 6,000円
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額 2,000円																																																																						
	50ccを超え90cc以下	〃 2,000円																																																																						
	90ccを超え125cc以下	〃 2,400円																																																																						
	ミニカー	〃 3,700円																																																																						
小型特殊自動車	農耕作業用	〃 2,400円																																																																						
	その他(フォークリフト等)	〃 5,900円																																																																						
2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	〃 6,000円																																																																						
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	〃 3,600円																																																																						
		H27.3.31以前に 取得した車両																																																																						
		H27.4.1以後の 新規取得車両																																																																						
		H29.4.1~H30.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率																																																																						
		取得後13 年経過車両																																																																						
		75%軽課 50%軽課 25%軽課 重課																																																																						
	3輪のもの(660cc以下)	本則 年額 3,100円																																																																						
	4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用 { 営業用 〃 5,500円																																																																						
		{ 家用 〃 7,200円																																																																						
		貨物用 { 営業用 〃 3,000円																																																																						
		{ 家用 〃 4,000円																																																																						
		本則 3,900円																																																																						
		1,000円 2,000円 3,000円 4,600円																																																																						
		1,800円 3,500円 5,200円 8,200円																																																																						
		2,700円 5,400円 8,100円 12,900円																																																																						
		1,000円 1,900円 2,900円 4,500円																																																																						
		1,300円 2,500円 3,800円 6,000円																																																																						
市たばこ税 (1,000本につき)	5,262円(再掲)⇒5,692円(10月1日以後売渡分から) (旧3級品)4,000円																																																																							
特別土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																							
入湯税	150円(再掲)																																																																							
事業所税	資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																							
都市計画税	0.2%(再掲)																																																																							

税目		年度	平成31年(令和元年)度																																																																																																																			
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																																																																																				
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																																																																				
法人市民税	均等割	(再掲) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th colspan="4">税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td colspan="4">3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="4">1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td colspan="4">410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="4">400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td colspan="4">160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="4">150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td colspan="4">130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="4">120,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の法人等</td> <td colspan="4">50,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」						資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)				50億円超	50人超	3,000,000円				10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円				10億円超	50人以下	410,000円				1億円超10億円以下	50人超	400,000円				1億円超10億円以下	50人以下	160,000円				1千万円超1億円以下	50人超	150,000円				1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円				1千万円以下	50人超	120,000円				上記以外の法人等		50,000円																																																						
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																																																																			
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																																																																				
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																																																																				
10億円超	50人以下	410,000円																																																																																																																				
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																																																																																				
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																																																																																				
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																																																																																				
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																																																																																				
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																																																																				
上記以外の法人等		50,000円																																																																																																																				
法人税割	不均一課税 ※新税率はR1.10.1以後に開始する事業年度分から適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> <th colspan="3">新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>12.1/100</td> <td colspan="3">8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>12.1/100</td> <td colspan="3">8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>10.3/100</td> <td colspan="3">6.6/100</td> </tr> </tbody> </table> ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」						資本金等の額	法人税額	税率	新税率			1億円超	—	12.1/100	8.4/100			1億円以下	年額500万円超	12.1/100	8.4/100			1億円以下	年額500万円以下	10.3/100	6.6/100																																																																																										
資本金等の額	法人税額	税率	新税率																																																																																																																			
1億円超	—	12.1/100	8.4/100																																																																																																																			
1億円以下	年額500万円超	12.1/100	8.4/100																																																																																																																			
1億円以下	年額500万円以下	10.3/100	6.6/100																																																																																																																			
固定資産税		1.4%(再掲)																																																																																																																				
軽自動車税		<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下(ミニカーを除く)</td> <td>年額</td> <td colspan="4">2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>年額</td> <td colspan="4">2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>年額</td> <td colspan="4">2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>年額</td> <td colspan="4">3,700円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>年額</td> <td colspan="4">2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>年額</td> <td colspan="4">5,900円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>(250ccを超えるもの)</td> <td>年額</td> <td colspan="4">6,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>年額</td> <td colspan="4">3,600円</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td></td> <td></td> <td>H27.3.31以前に 取得した車両</td> <td>H27.4.1以後の 新規取得車両</td> <td colspan="3">H30.4.1~H31.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率</td> <td>取得後13 年経過車両</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>本則</td> <td>本則</td> <td>75%軽課</td> <td>50%軽課</td> <td>25%軽課</td> <td>重課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>年額 3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="4">4輪以上 のもの (660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>年額 5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>年額 7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>年額 3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>貨物用</td> <td>年額 4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>						原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	2,000円					50ccを超え90cc以下	年額	2,000円					90ccを超え125cc以下	年額	2,400円					ミニカー	年額	3,700円				小型特殊自動車	農耕作業用	年額	2,400円					その他(フォークリフト等)	年額	5,900円				2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	年額	6,000円				軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	年額	3,600円						H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	H30.4.1~H31.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13 年経過車両			本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課		3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円		4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用	営業用	年額 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	乗用	年額 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円	貨物用	営業用	年額 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円	貨物用	年額 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	2,000円																																																																																																																			
	50ccを超え90cc以下	年額	2,000円																																																																																																																			
	90ccを超え125cc以下	年額	2,400円																																																																																																																			
	ミニカー	年額	3,700円																																																																																																																			
小型特殊自動車	農耕作業用	年額	2,400円																																																																																																																			
	その他(フォークリフト等)	年額	5,900円																																																																																																																			
2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	年額	6,000円																																																																																																																			
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	年額	3,600円																																																																																																																			
		H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	H30.4.1~H31.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13 年経過車両																																																																																																															
		本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課																																																																																																															
	3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																																																																															
	4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用	営業用	年額 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																																														
乗用			年額 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円																																																																																																														
貨物用		営業用	年額 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円																																																																																																														
		貨物用	年額 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円																																																																																																														
市たばこ税 (1,000本につき)		5,692円(再掲) (旧3級品)4,000円(再掲)⇒5,692円(10月1日以後売渡分から)																																																																																																																				
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																																																																				
入湯税		150円(再掲)																																																																																																																				
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																																																																				
都市計画税		0.2%(再掲)																																																																																																																				

税目		年度	令和2年度																																																
市民税 個人	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																	
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																	
法人市民税	均等割	(再掲)																																																	
	法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th colspan="2">税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td colspan="2">50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>				資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)		50億円超	50人超	3,000,000円		10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円		10億円超	50人以下	410,000円		1億円超10億円以下	50人超	400,000円		1億円超10億円以下	50人以下	160,000円		1千万円超1億円以下	50人超	150,000円		1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円		1千万円以下	50人超	120,000円		上記以外の法人等		50,000円							
資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																	
50億円超	50人超	3,000,000円																																																	
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																	
10億円超	50人以下	410,000円																																																	
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																	
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																	
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																	
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																	
1千万円以下	50人超	120,000円																																																	
上記以外の法人等		50,000円																																																	
固定資産税	1.4%(再掲)																																																		
軽自動車税	種別割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> <th>新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>12.1/100</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>12.1/100</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>10.3/100</td> <td>6.6/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>				資本金等の額	法人税額	税率	新税率	1億円超	—	12.1/100	8.4/100	1億円以下	年額500万円超	12.1/100	8.4/100	1億円以下	年額500万円以下	10.3/100	6.6/100																														
	資本金等の額	法人税額	税率	新税率																																															
1億円超	—	12.1/100	8.4/100																																																
1億円以下	年額500万円超	12.1/100	8.4/100																																																
1億円以下	年額500万円以下	10.3/100	6.6/100																																																
環境性能割	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車等 【自家用乗用車】 <ul style="list-style-type: none"> ★★★★ 且つ 2020年度燃費基準+10%達成車 ★★★★ 且つ 2020年度燃費基準達成車 ★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+10%達成車 上記以外 【トラック】 <ul style="list-style-type: none"> ★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+20%達成車 ★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+15%達成車 ★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+10%達成車 <p>※★★★★=2018年排出ガス基準50%低減達成車又は2005年排出ガス基準75%以上低減達成車 ※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得した車両</th> <th>H27.4.1以後の新規取得車両</th> <th colspan="3">H31.4.1~R2.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽課税率</th> <th>取得後13年経過車両</th> </tr> <tr> <th>本則</th> <th>本則</th> <th>75%軽課</th> <th>50%軽課</th> <th>25%軽課</th> <th>重課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>年額 3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上のもの(660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table>				取得した車両	H27.4.1以後の新規取得車両	H31.4.1~R2.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13年経過車両	本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課	3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上のもの(660cc以下)	乗用	営業用	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
取得した車両	H27.4.1以後の新規取得車両	H31.4.1~R2.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13年経過車両																																														
本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課																																														
3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																													
4輪以上のもの(660cc以下)	乗用	営業用	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																												
		自家用	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																												
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																												
		自家用	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																												
市たばこ税 (1,000本につき)	5,692円(再掲) ⇒ 6,122円(10月1日以後売渡分から) (旧3級品) 5,692円(再掲)																																																		
特別土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																		
入湯税	150円(再掲)																																																		
事業所税	資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																		
都市計画税	0.2%(再掲)																																																		

税目		年度	令和3年度																																																		
市民税 個人	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																			
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																			
法人市民税	均等割	(再掲)																																																			
	法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>				資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円																		
資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																			
50億円超	50人超	3,000,000円																																																			
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																			
10億円超	50人以下	410,000円																																																			
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																			
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																			
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																			
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																			
1千万円以下	50人超	120,000円																																																			
上記以外の法人等		50,000円																																																			
固定資産税	1.4%(再掲)																																																				
軽自動車税	種別割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>6.6/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>				資本金等の額	法人税額	新税率	1億円超	—	8.4/100	1億円以下	年額500万円超	8.4/100	1億円以下	年額500万円以下	6.6/100																																				
	資本金等の額	法人税額	新税率																																																		
1億円超	—	8.4/100																																																			
1億円以下	年額500万円超	8.4/100																																																			
1億円以下	年額500万円以下	6.6/100																																																			
環境性能割	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車等 【自家用乗用車】 <ul style="list-style-type: none"> ★★★★ 且つ 2020年度燃費基準+10%達成車 ★★★★ 且つ 2020年度燃費基準達成車 ★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+10%達成車 上記以外 【トラック】 <ul style="list-style-type: none"> ★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+20%達成車 ★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+15%達成車 ★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+10%達成車 <p>※★★★★=2018年排出ガス基準50%低減達成車又は2005年排出ガス基準75%以上低減達成車 ※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取得した車両</th> <th rowspan="2">H27.4.1以後の 新規取得車両</th> <th colspan="3">R2.4.1~R3.3.31の間の新規取得車両</th> <th rowspan="2">取得後13 年経過車両</th> </tr> <tr> <th>75%軽課</th> <th>50%軽課</th> <th>25%軽課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>本則</td> <td>年額3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上 のもの (660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>				取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	R2.4.1~R3.3.31の間の新規取得車両			取得後13 年経過車両	75%軽課	50%軽課	25%軽課	3輪のもの(660cc以下)	本則	年額3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用	営業用	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円	自家用	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円	自家用	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円
取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	R2.4.1~R3.3.31の間の新規取得車両			取得後13 年経過車両																																																
		75%軽課	50%軽課	25%軽課																																																	
3輪のもの(660cc以下)	本則	年額3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																														
4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用	営業用	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																																													
		自家用	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円																																													
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円																																													
		自家用	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円																																													
市たばこ税 (1,000本につき)	6,122円(再掲) ⇒ 6,552円(10月1日以後売渡分から)																																																				
特別土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																				
入湯税	150円(再掲)																																																				
事業所税	資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																				
都市計画税	0.2%(再掲)																																																				

※令和3年度は令和2年9月現在。

2 最近の主な税制改正一覧

【平成15年度適用】

税目	項目	概要	改正年
固定資産税	土地にかかる負担調整措置の見直し	商業地等、住宅用地の負担水準を維持するほか、著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置にかかる価格下落率（1－新評価額／当該年度の前3年度の評価額）の要件を12%から15%に引き上げ。	15
市たばこ税	税率引き上げ	・旧3級品以外：1,000本につき 2,688円 → 2,977円 ・旧3級品：1,000本につき 1,266円 → 1,412円 ・手持品課税を実施。	15
特別土地保有税	新規課税の停止	平成15年度以後、新たな課税を停止。	15
	特別土地保有税審議会の廃止	平成15年3月31日をもって廃止。	15
事業所税	新增設にかかる事業所税の廃止	平成15年3月31日をもって廃止。	15

【平成16年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	上場株式の譲渡所得にかかる税率の引き下げ	証券市場の活性化。 上場株式等の譲渡所得	13
		市4% → 市3.4% 県2% → 県1.6%	
	H15～H20：暫定税率（H16～：優遇税率）	15	
			市3.4% → 市2% 県1.6% → 県1%
先物取引にかかる雑所得等にかかる税率の引き下げ	個人投資家の一層の市場参加促進。 先物取引にかかる雑所得	15	
	市4% → 市3.4% 県2% → 県1.6%		
	均等割の税率引き上げ	2,500円 → 3,000円	16
	非課税限度額の引き下げ	控除対象配偶者及び扶養親族がいる場合の加算額の引き下げ。 均等割：+216,000円→+198,000円 所得割：+360,000円→+350,000円	16

【平成17年度適用】

税目	項目	概要	改正年	
個人市・県民税	配偶者特別控除（上乗せ部分）の廃止	配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の配偶者特別控除を廃止。	15	
	均等割非課税措置の廃止	均等割の納税義務を負う夫と生計同一の妻に対する均等割非課税措置の廃止。ただし、平成17年度は2分の1の額で課税し、平成18年度から全額で課税。	16	
	土地建物等の譲渡所得にかかる税率の引き下げ	土地市場の活性化に資する観点から税率引き下げ。		16
		土地建物等の長期譲渡所得		
		市4% 県2%	→	
土地建物等の優良長期譲渡所得				
特控後譲渡益 4,000万以下		→	2,000万以下	
市3.4% 県1.6%		市2.7% 県1.3%		
特控後譲渡益 4,000万超		→	2,000万円超	
市4% 県2%		市3.4% 県1.6%		
土地建物等の短期譲渡所得				
市9% 県3% または 総合課税による 上積税額×110%	→	市3.4% 県1.6%		
国等に対する譲渡 市：4% 県：2%		→	国等に対する譲渡 市：3.4% 県：1.6%	
非上場株式の譲渡所得にかかる税率の引き下げ	中小企業支援の観点から税率引き下げ。		16	
	非上場株式の譲渡所得			
市4% 県2%	→	市3.4% 県1.6%		

【平成18年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
	非課税限度額の引き下げ	控除対象配偶者及び扶養親族がいる場合の加算額の引き下げ。 均等割：+198,000円→+189,000円 所得割：+350,000円→+320,000円	18
固定資産税	土地にかかる負担調整措置の見直し	当該年度課税標準額は、原則として前年度課税標準額に当該年度評価額の5%を加える。従前どおり、負担水準が高い土地は課税標準額を引き下げるか、据え置く。	18
	著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置の廃止	負担水準が商業地等で45%以上、小規模住宅用地で55%以上、一般住宅用地で50%以上であり、かつ、価格下落率（1-新評価額/当該年度の前3年度の評価額）が15%の場合、前年度の課税標準額を据え置く措置の廃止。	18
市たばこ税	税率引き上げ	・旧3級品以外：1,000本につき 2,977円 → 3,298円 ・旧3級品：1,000本につき 1,412円 → 1,564円 ・手持品課税を実施。	18

【平成19年度適用】

税目	項目	概要	改正年																										
個人市・県民税	税率構造の改正	<p>所得税から市・県民税への税源移譲に伴い、税率を改正。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>5%(市3%・県2%)</td> </tr> <tr> <td>700万円以下</td> <td>10%(市8%・県2%)</td> </tr> <tr> <td>700万円超</td> <td>13%(市10%・県3%)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一律</td> <td>10%(市6%・県4%)</td> </tr> </tbody> </table>	課税標準額	税率	200万円以下	5%(市3%・県2%)	700万円以下	10%(市8%・県2%)	700万円超	13%(市10%・県3%)	課税標準額	税率	一律	10%(市6%・県4%)	18														
	課税標準額	税率																											
	200万円以下	5%(市3%・県2%)																											
700万円以下	10%(市8%・県2%)																												
700万円超	13%(市10%・県3%)																												
課税標準額	税率																												
一律	10%(市6%・県4%)																												
調整控除の創設	<p>所得税と市・県民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、一定額を市・県民税所得割額から減額する調整控除を創設。</p> <p>課税標準額が200万円以下 「人的控除額の差の合計額」と「課税標準額」のいずれか小さい額の5%(市3%・県2%)を減額。</p> <p>課税標準額が200万円超 {人的控除額の差の合計額 - (課税標準額 - 200万円)} × 5%(市3%・県2%)を減額。 (※2,500円未満の場合、2,500円)</p>	18																											
申告分離課税等の税率割合の改正	<p>総合課税における税率割合をもとに設定されている申告分離課税等の税率について、税率構造の改正に合わせた改正。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">土地建物等の長期譲渡所得・優良短期譲渡所得、非上場株式等の譲渡所得等、先物取引の雑所得等、上場株式等の譲渡所得(平成21年度以後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市3.4%</td> <td>→</td> <td>市3%</td> </tr> <tr> <td>県1.6%</td> <td></td> <td>県2%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">上場株式等の譲渡所得(優遇税率:~H20)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市2%</td> <td>→</td> <td>市1.8%</td> </tr> <tr> <td>県1%</td> <td></td> <td>県1.2%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">土地建物等の短期譲渡所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市6%</td> <td>→</td> <td>市5.4%</td> </tr> <tr> <td>県3%</td> <td></td> <td>県3.6%</td> </tr> </tbody> </table>	土地建物等の長期譲渡所得・優良短期譲渡所得、非上場株式等の譲渡所得等、先物取引の雑所得等、上場株式等の譲渡所得(平成21年度以後)			市3.4%	→	市3%	県1.6%		県2%	上場株式等の譲渡所得(優遇税率:~H20)			市2%	→	市1.8%	県1%		県1.2%	土地建物等の短期譲渡所得			市6%	→	市5.4%	県3%		県3.6%	18
土地建物等の長期譲渡所得・優良短期譲渡所得、非上場株式等の譲渡所得等、先物取引の雑所得等、上場株式等の譲渡所得(平成21年度以後)																													
市3.4%	→	市3%																											
県1.6%		県2%																											
上場株式等の譲渡所得(優遇税率:~H20)																													
市2%	→	市1.8%																											
県1%		県1.2%																											
土地建物等の短期譲渡所得																													
市6%	→	市5.4%																											
県3%		県3.6%																											

【平成19年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年					
個人市・県民税	申告分離課税等の税率割合の改正	<p>土地等の事業所得等（H21年度まで課税停止）</p> <p>①・②のいずれか多い方の金額</p> <p>①市9%・県3%</p> <p>② {(課税事業所得等の金額+課税総所得金額)} × 総合課税の税率 - (課税総所得金額 × 総合課税の税率) × 110%</p>	18					
		<p style="text-align: center;">↓</p> <p>①・②のいずれか多い方の金額</p> <p>①市7.2%・県4.8%</p> <p>② {(課税事業所得等の金額+課税総所得金額)} × 総合課税の税率 - (課税総所得金額 × 総合課税の税率) × 110%</p>						
		<p>県民税配当割、株式等譲渡所得割の市町村交付金交付割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">68/100</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">→</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">3/5</td> </tr> <tr> <td>※配当割 H20.3.31まで 2/3</td> </tr> <tr> <td>※株式等譲渡所得割 H19.12.31 まで 2/3</td> </tr> </table>		68/100	→	3/5	※配当割 H20.3.31まで 2/3	※株式等譲渡所得割 H19.12.31 まで 2/3
		68/100		→			3/5	
		※配当割 H20.3.31まで 2/3						
		※株式等譲渡所得割 H19.12.31 まで 2/3						
<p>配当控除の控除割合（一般的な控除）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">市2.0% 県0.8%</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">市1.6% 県1.2%</td> </tr> </table>	市2.0% 県0.8%	→	市1.6% 県1.2%					
市2.0% 県0.8%	→	市1.6% 県1.2%						
<p>外国税額控除の控除割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">市20% 県10%</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">市18% 県12%</td> </tr> </table>	市20% 県10%	→	市18% 県12%					
市20% 県10%	→	市18% 県12%						
税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置（平成19年度のみ適用）	平成19年度分市・県民税において「調整控除」の適用を受け、平成20年度分市・県民税において「調整控除」の適用を受けなかった者について、申告により、平成19年度分市・県民税を税源移譲前の税額まで減額。	18						

【平成19年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	退職所得に係る特別徴収税額表の廃止	市・県民税率の10%比例税率化に伴い、特別徴収税額表を廃止。	18
	山林所得の5分5乗規定、変動所得又は臨時所得に係る平均課税の廃止	市・県民税率の10%比例税率化に伴い、山林所得の5分5乗規定、変動所得又は臨時所得に係る平均課税を廃止。	18
	定率減税の廃止	平成11年度税制改正において、当時の著しく停滞した経済状況に対応して、緊急避難的な特例措置として導入されたもので、経済状況の改善とともに廃止。	18
	65歳以上非課税制度の段階的廃止	65歳以上で前年合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税制度を廃止。ただし、平成17年1月1日現在65歳（昭和15年1月2日以前生まれ）以上で前年合計所得金額が125万円以下の者は、平成19年度分は3分の2で課税。	16
固定資産税	住宅耐震改修に係る固定資産税減額措置	昭和57年1月1日以前から存する住宅(120㎡まで)で、30万円以上の耐震改修を行った場合、改修年に応じて翌年度以後最大3年度分の固定資産税(家屋)を1/2に減額。(H19年度からH28年度まで)	18
	鉄軌道用地の価格の特例新設	鉄道施設と商業等施設に複合利用されている鉄軌道用地について、それぞれの床面積割合で鉄軌道用地と宅地に地積を案分して価格を評価。	19
固定資産税・都市計画税	高圧ガス施設に係る特例措置の廃止	高圧ガス保安法の業務の用に供する施設の固定資産税・都市計画税の課税標準について、価格の2分の1とする特例を平成19年度から廃止。	19
	協同組織金融機関(信金・労金・信組)に係る特例措置の見直し	協同組織金融機関の事務所及び倉庫の固定資産税・都市計画税の課税標準について、「1/2」に軽減から、段階的に、「3/5」に軽減へ変更。	19
市たばこ税	特例税率の廃止、本則税率改定	現在適用している特例税率(3,298本/千本)を廃止し、当該税率を本則税率に改定。(旧3級品を除く)	19

【平成20年度適用】

税目	項目	概要	改正年				
個人市・県民税	住宅借入金等特別税額控除の創設（～平成28年度）	<p>税源移譲に伴い、所得税額が減少することにより、住宅ローン控除が所得税から控除しきれなくなる一方、個人住民税の負担が増加することから、移譲前の所得税額において控除できた額と同等の負担減となるよう、個人住民税の減額措置を講じる。</p> <p>平成19年分以降の所得税において住宅借入金等特別控除の適用がある者（平成11年から平成18年までに入居した者に限る）のうち、所得税に係る住宅借入金等特別控除額と税源移譲前の所得税額のいずれか小さい金額から、税源移譲後の所得税額を控除した金額を、翌年度の個人住民税所得割額から控除。（控除割合は、市民税3/5、県民税2/5）</p>	18				
	住宅借入金等特別税額控除の適用申告に係る規定の整備	<p>住宅ローン控除の申告が、期限後になされた場合であっても、市町村長がやむをえないと認める場合については、適用を受けられるとするもの</p>	20				
	損害保険料控除の廃止・地震保険料控除の創設	<p>地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図るとの観点から、損害保険料控除を全廃し、地震保険料控除を創設。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">損害保険料控除</td> </tr> <tr> <td> <p>支払った損害保険料の額に応じた一定金額を所得金額から控除</p> <p>長期損害保険料控除額(限度額) 10,000円</p> <p>短期損害保険料控除額(限度額) 2,000円</p> <p>※長期・短期の合計額は10,000円を限度(適用)平成19年度分まで</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地震保険料控除</td> </tr> <tr> <td> <p>支払った地震保険料の1/2の額を所得金額から控除(限度額25,000円)</p> <p>(適用)平成20年度分から(経過措置)</p> <p>平成18年末までに締結した長期損害保険料は、従前どおり損害保険料控除を適用。この場合、長期損害保険料控除分と地震保険料控除分を併せて限度額は25,000円。</p> </td> </tr> </table>	損害保険料控除	<p>支払った損害保険料の額に応じた一定金額を所得金額から控除</p> <p>長期損害保険料控除額(限度額) 10,000円</p> <p>短期損害保険料控除額(限度額) 2,000円</p> <p>※長期・短期の合計額は10,000円を限度(適用)平成19年度分まで</p>	↓	地震保険料控除	<p>支払った地震保険料の1/2の額を所得金額から控除(限度額25,000円)</p> <p>(適用)平成20年度分から(経過措置)</p> <p>平成18年末までに締結した長期損害保険料は、従前どおり損害保険料控除を適用。この場合、長期損害保険料控除分と地震保険料控除分を併せて限度額は25,000円。</p>
損害保険料控除							
<p>支払った損害保険料の額に応じた一定金額を所得金額から控除</p> <p>長期損害保険料控除額(限度額) 10,000円</p> <p>短期損害保険料控除額(限度額) 2,000円</p> <p>※長期・短期の合計額は10,000円を限度(適用)平成19年度分まで</p>							
↓							
地震保険料控除							
<p>支払った地震保険料の1/2の額を所得金額から控除(限度額25,000円)</p> <p>(適用)平成20年度分から(経過措置)</p> <p>平成18年末までに締結した長期損害保険料は、従前どおり損害保険料控除を適用。この場合、長期損害保険料控除分と地震保険料控除分を併せて限度額は25,000円。</p>							

【平成20年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
	65歳以上非課税制度の段階的廃止	65歳以上で前年合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税制度の廃止。	16
市民税 法人税	法人課税信託の受託者に法人税割を新たに課税	原則、受益者に課税するが、信託法改正に伴い、例外的に、法人課税信託の受託者に対しても、法人税割を課税する。	19
固定資産税	住宅バリアフリー改修に係る固定資産税減額措置	住宅バリアフリー改修が行われた住宅について、床面積100㎡分までを限度に翌年度分の税額を3分の1減額。（適用は、H20年度からH23年度までの間に1年度限り）	19
固定資産税・都市計画税	固定資産税・都市計画税の課税標準の特例を新設	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が所有する固定資産の固定資産税・都市計画税の課税標準を価格の2分の1にする特例を平成20年度より適用。また、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社がそれぞれ所有する固定資産の固定資産税・都市計画税の課税標準を価格の2分の1にする特例を平成20年度から平成24年度に限り適用。 ※平成19年度までは、日本郵政公社有資産所在市町村納付金で算定されていた。	19

【平成21年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	上場株式等の譲渡所得に係る課税の特例の適用期限延長	特例の適用期限について 「平成20年度まで」 →「平成21年度まで」に1年延長。	19
	公的年金からの特別徴収の実施	4月1日現在で65才以上の老齢基礎年金等の受給者について、公的年金等に係る所得に係る市・県民税を、老齢基礎年金等から特別徴収するもの。平成21年10月支給分から実施。	20
	寄附金控除の見直し	住民税の寄附金控除全般について、従来の所得控除から税額控除に変更し、適用下限額について従来の10万円から5千円に引き下げ、控除対象となる寄附金の総額の上限を総所得金額の25%以下から30%以下に引き上げる、抜本的見直しを行う。	20
		地方公共団体に対する寄附金については、原則、寄附額から5千円を差し引いた額が、住民税と所得税を通じて控除されることになる。(ふるさと納税)	
		所得税の控除対象となる団体への寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして、地方公共団体が条例で指定した団体への寄附金についても、新たに住民税の寄附金控除の対象となる。 所得税の控除対象となる団体のうち、市内に主たる事務所を有する法人への寄附金については、越谷市税条例により指定された。 このほか、市外に主たる事務所等があり、市内に施設等を有し継続的に活動する法人等への寄附金については、当該法人等が、越谷市税条例施行規則に基づき申請することにより、市民税の寄附金控除の対象となる。【平成22年度から適用される】	20 21
公益法人改革に係る所要の改正	従来の民法34条の公益法人は、H20年12月1日以降、特例民法法人に移行する。5年の移行期間内に、①公益社団法人・公益財団法人、②一般社団法人・一般財団法人、③解散を選択することになる。①②へ移行した場合、原則、均等割については最低税率が適用されることになる。	20	

【平成21年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
固定資産税	公益法人改革に係る所要の改正	<p>従来の民法34条の公益法人は、H20年12月1日以降、特例民法法人に移行する。</p> <p>そして、5年の移行期間内に、①公益社団法人・公益財団法人に移行、②一般社団法人・一般財団法人に移行、③解散を選択することになる。</p> <p>特例民法法人の間は従来の非課税措置が継続。</p> <p>また、①へ移行した場合、従来と同様の非課税措置が受けられる。②へ移行した場合、平成25年度課税分までは、従来の非課税措置が継続する。</p>	20
	省エネ改修に係る固定資産税減額措置	<p>平成20年1月1日に存在する住宅を対象に、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に省エネ改修が行われた場合、床面積120㎡を限度について、床面積100㎡分までを限度に翌年度分の税額を3分の1減額。（適用は、H21年度からH23年度までの間に1年度限り）</p>	20
都市計画税・固定資産税	固定資産税・都市計画税の課税標準の特例を新設	<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業・鉄道再構築事業を実施する路線において取得する固定資産、及び、公益社団法人・公益財団法人が所有する重要無形文化財に指定された伝統芸能を公演するための専用施設である固定資産について、固定資産税・都市計画税の課税標準の特例を新設。</p>	20

【平成22年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	住宅借入金等特別税額控除の創設	平成21年から平成25年までの間に居住を開始した住宅取得者を対象に、前年分の所得税の住宅借入金等特別税額控除額から、前年分の所得税を控除した金額を、住民税の所得割の額から控除する。 ただし、所得税の課税総所得金額等の5%または9万7500円のいずれか少ない金額を限度とする。 住民税の住宅借入金等特別税額控除の申告は不要。また、平成11年から18年まで間に居住を開始した者は、従来申告が必要とされていたが、平成22年度からは、申告が原則不要になる。	21
	上場株式等の配当所得にかかる軽減税率の適用期限延長	軽減税率適用の対象となる配当支払時期について 「平成20年3月31日まで」(H21年度) →「平成21年3月31日まで」(H22年度)に延長。	19
	上場株式等の配当所得にかかる軽減税率適用期限の短縮	軽減税率適用の対象となる配当支払時期について 「平成21年3月31日まで」(H22年度) →「平成20年12月31日まで」(H21年度)に短縮。	20
	上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得について、課税の特例一部延長	平成22・23年度分(平成21年1月から平成22年12月末日までに発生・支払分)についてのみ、譲渡所得500万円未満、配当所得100万円未満の部分については軽減税率を引き続き適用。	20
	上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得について、課税の特例の延長	上記平成20年改正内容をさらに改正し、平成22年度から平成24年度分(平成21年1月から平成23年12月末日までに発生・支払分)の譲渡所得・配当所得については、軽減税率を適用。	21
	上場株式等の譲渡所得・配当所得間の損益通算制度の実施	平成21年1月以降支払い分(平成22年度課税分)から、配当所得については、申告により、総合課税のみならず、分離課税を選択可能となる。 分離課税を選択した場合には、過去3年分の譲渡損失との損益通算が可能になる。 ※H22年1月以降支払い分(H23年度課税分)からは、特定口座内でも損益通算が可能となる。	20
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長と見直し	特例の適用期限を3年延長(H24年度課税分まで)。売却価格50万円未満、2,000頭以下の部分のみ特例の対象となる。	20
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例を平成26年度まで5年間延長。	21

【平成22年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
固定資産税	認定長期優良住宅に係る固定資産税減額措置	施行日（H21年6月4日）からH22年3月31日までの間に新築された認定長期優良住宅は、申告により、5年度分（中高層耐火は7年度分）床面積120㎡までの部分に限り、税額が2分の1に減額。	21
市たばこ税	税率の引き上げ	平成22年10月1日以降の販売分につき税率引上げ <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧3級品以外1000本につき 3,298円⇒4,618円 ・ 旧3級品1000本につき 1,564円⇒2,190円 手持品が2万本以上の場合、手持品課税を実施。	22

【平成23年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市税	東日本大震災に係る雑損控除の特例	東日本大震災による住宅や家財等に係る損失の雑損控除を、納税義務者の選択により、平成23年度住民税での適用を可能とし、繰越可能期間を3年から5年に延長する。	23
軽自動車税	東日本大震災に係る被災自動車等の代替軽自動車の非課税措置	東日本大震災により滅失・損壊した自動車等の所有者等が被災自動車等に代わるものとして取得した軽自動車等に対して、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税を非課税とする。	23
	福島第一原子力発電所事故の警戒区域内にある永久抹消登録等の代替軽自動車の非課税措置	福島第一原子力発電所事故の警戒区域内にある永久抹消登録等された自動車等に代わるものとして取得した軽自動車等に対して、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税を非課税とする。	23

【平成24年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	年少扶養控除の廃止 特定扶養控除上乗せ分の廃止	こども手当の実施により、16歳未満の扶養控除(年少扶養控除)が廃止される。 また、高校授業料無償化により、16歳以上19歳未満の特定扶養控除上乗せ分が廃止される。 ※この扶養控除見直しに伴い、「扶養控除及び配偶者控除に係る同居特別障害者加算の特例措置」を、「特別障害者控除に係る同居特別障害者の加算額」に改組する。	22
	住民税の寄附金税額控除の適用 下限額の引き下げ	住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げる。	23
	NPO法人の寄附金控除対象の 拡大	NPO法人への寄附金のうち「住民の福祉の増進に寄与する寄附金」として条例で個別に指定することにより、当該NPO法人への寄附金を寄附金控除の対象とする。	23
	東日本大震災に係る雑損控除額 等の特例	東日本大震災に係る雑損控除の損失額の計算等における災害関連支出の対象期間を1年から3年に延長する。	24
	東日本大震災に係る住宅ローン 控除の特例	・東日本大震災により所有する住宅が滅失した者が再取得した住宅に住宅ローン控除の特例を適用する。 ・また、滅失住宅に係る住宅ローン控除と再取得住宅に係る住宅ローン控除の重複適用を可能とする。	24
	個人住民税における退職所得の 10%税額控除の廃止	平成25年1月1日以降の個人住民税における退職所得の所得割の10%税額控除を廃止する。	24
	個人住民税における勤続5年以 下の法人役員等の退職所得の2 分の1課税の廃止	平成25年1月1日以降の個人住民税における勤続5年以下の法人役員・国会議員・地方議会議員・国家公務員・地方公務員について退職所得の2分の1課税を廃止する。	24

【平成24年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
	東日本大震災に係る被災住宅用地の特例	東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地は、平成24年度分から令和3年度分まで住宅用地とみなし、住宅用地の特例を適用する。	23
固定資産税・都市計画税	東日本大震災に係る被災代替土地・家屋等の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により被災した住宅用地に代わる土地を令和3年3月31日までに取得した場合、被災住宅用地相当分を取得後3年度分、住宅用地とみなし特例を適用する。 ・東日本大震災により被災した家屋に代わる家屋を平成33年3月31日までに取得・改築した場合、被災家屋床面積相当分について4年度分を1/2、その後2年度分を1/3の税額を減額する。 	23
	福島第一原子力発電所事故の警戒区域内に係る被災代替土地・家屋等の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域内にある住宅用地に代わる土地を平成23年3月11日から警戒区域の解除から一定期間経過する日までに取得した場合、警戒区域内住宅用地相当分を取得後3年度分、住宅用地とみなし特例を適用する。 ・警戒区域内にある家屋に代わる家屋を平成23年3月11日から警戒区域の解除から一定期間経過する日までに取得した場合、警戒区域内家屋床面積相当分について4年度分を1/2、その後2年度分を1/3の税額を減額する。 	23
	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の2年延長	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の終了を平成24年3月31日から平成26年3月31日まで2年延長する。	24
	住宅用地及び市街化調整区域農地の負担調整措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・評価替に伴い負担調整措置を3年延長する。 ・負担水準が80%以上100%未満の場合に前年度の課税標準額に据え置く「据置特例」を90%以上100%未満とする。（平成26年度に廃止） 	24
	わがまち特例の創設	<p>地域の実情により特例措置を法律の範囲内で条例で定める地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）を創設し、平成24年度分は以下を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定都市河川浸水被害対策法に係る雨水貯留浸透施設の課税標準の軽減率（本市は従前どおり2/3） ・公害防止用の下水道除害施設の課税標準の軽減率（本市は従前どおり3/4） 	24

【平成25年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	少額上場株式の譲渡所得及び配当所得に係る非課税措置	証券会社等に「非課税口座」を開設し、非課税口座内で取得した上場株式等については、その譲渡所得・配当所得については、取得後10年間は非課税となる。この非課税措置は、平成24年から平成26年に、非課税口座内で取得した上場株式等のみが対象となり、各年100万円分（取得対価）が上限となる。	22
	生命保険料控除の仕組みの変更	生命保険料控除の対象となる保険の種別として、一般生命保険・個人年金保険のほかに、介護医療保険が控除の対象になる。これに伴い、各保険の控除額の上限は2.8万円に変更になる。 この変更は平成24年1月1日以降契約分（新規分）がある場合のみ、適用になる。	22
	東日本大震災に係る住宅ローン控除の適用期間に係る特例	住宅ローン控除を受けていた住宅が東日本大震災により居住できなくなった場合、残りの控除対象期間において引き続き控除適用可能とする。	23
	上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得について、課税の特例の延長	前記平成21年改正内容をさらに改正し、平成25年度から平成26年度分（平成24年1月から平成25年12月末日までに発生・支払分）の譲渡所得・配当所得については、軽減税率を適用。	23
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長と見直し	特例の対象を売却価格50万円未満で、頭数を2,000頭から1,500頭以下の部分に変更し、適用期限を3年延長（H27年度課税分まで）する。	23
市たばこ税	県と市の税収調整のためのたばこ税の移譲	平成24年4月1日以降に開始する事業年度からの法人実効税率の引下げに伴い、県と市の税収調整のため、平成25年4月1日以降の販売につき県から市へたばこ税の一部を移譲する。 ・旧3級品以外1000本につき 4,618円⇒5,262円 ・旧3級品1000本につき 2,190円⇒2,495円	24

【平成25年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
共通	延滞金等の見直し	<p>昨今の低金利を踏まえ H26 年より延滞金等の割合を引き下げる。</p> <p>(延滞金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 カ月超 …本則 年 14.6% <li style="padding-left: 2em;">⇒新特例基準割合 + 7.3% ・ 1 カ月以内…本則 年 7.3% <li style="padding-left: 2em;">特例 旧特例基準割合 + 年 4% <li style="padding-left: 2em;">⇒新特例基準割合 + 年 1% <p>※旧特例基準割合…商業手形の基準割引率（公定歩合） + 年 4%</p> <p>※新特例基準割合…各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として財務大臣が告示する割合 + 年 1%</p>	25
固定資産税	耐震改修住宅に係る減額措置申請に伴う必要書類の追加	減額措置の適用対象となる耐震改修費用の額の引上げに伴う経過措置の対象となる耐震改修について、減額措置申請時における必要書類を追加する。	25
都市計画税 固定資産税・	都市再生特別措置法の規定による管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る課税標準の特例措置（わがまち特例）	備蓄倉庫の用に供する家屋に係る課税標準を最初の 5 年間、条例で定める割合を乗じた額とする特例措置を新設する。（本市は従前どおり 2 / 3）	25
特別土地保有税 固定資産税・	納税義務者の特例措置の廃止	独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に伴う指定仮換地に係る納税義務者の特例措置を事業の終了に伴い廃止する。	25

【平成26年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	住民税の申告規定の簡素化	公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、寡婦（夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。	24
	給与所得控除額の上限定	給与所得控除額について、年収1,500万円以上は、控除額245万円を上限とする。	24
	特定支出控除の範囲の拡大及び基準の緩和	給与所得者の特定支出控除の見直しを以下のとおり行う。 ・弁護士・公認会計士・税理士等の資格取得費、図書費・衣服費・交際費の勤務必要経費を追加する ・適用判定の基準を給与所得控除額から給与所得控除額の2分の1に緩和する。	24
	復興特別所得税の導入に伴う寄附金税額控除の見直し	地方公共団体への「ふるさと寄附金」において、住民税特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を復興特別所得税率の2.1%を乗じた率とし、住民税寄附金税額控除額から復興特別所得税額を除外することにより適用下限額2,000円を維持する。	25
	東日本大震災による被災住宅居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の対象者の拡大	東日本大震災による被災住宅居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の対象者をその相続人にも拡大する。	25
法人市民税	地方法人課税の偏在是正に伴う法人税割の見直し	地方法人税創設に伴い平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から法人税割の標準税率及び制限税率をそれぞれ2.6%引下げる。（本市採用の不均一課税の税率もそれぞれ2.6%引下げ） ・資本金等1億円超又は法人税額500万円超の法人 14.7%⇒12.1% ・資本金等1億円以下かつ法人税額500万円以下の法人 12.9%⇒10.3%	26
都市計画税 固定資産税	住宅用地及び特定市街化区域農地の負担調整措置の見直し	負担水準が90%以上100%未満の場合に前年度の課税標準額に据え置く「据置特例」を廃止する。	24

【平成26年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
軽自動車税	東日本大震災の復興支援のための被災自動車等の代替軽自動車の非課税措置の延長	東日本大震災により滅失・損壊した自動車等の所有者等が被災自動車等に代わるものとして取得した軽自動車に対する、平成23年度から平成25年度までの非課税措置を2年延長し、平成25年度取得分は平成26年度分の、平成26年度取得分は平成26・27年度分の、平成27年度取得分は平成27・28年度分の軽自動車税を非課税とする。	26

【平成27年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	少額上場株式の譲渡所得及び配当所得に係る非課税措置の施行時期の繰り下げ	前記平成22年改正内容を改正し、証券会社等に「非課税口座」を開設し、非課税口座内で取得した上場株式等について、その譲渡所得・配当所得については、取得後10年間は非課税とする措置を2年繰り下げ、平成26年から平成28年に、非課税口座内で取得した上場株式等を対象とする。(各年100万円分(取得対価)が上限となる)	23
	少額上場株式の譲渡所得及び配当所得に係る非課税措置(NISA)の見直し	前記平成23年改正内容を改正し、証券会社等に「非課税口座」を開設し、非課税口座内で取得した上場株式等について、その譲渡所得・配当所得について非課税とする措置を、非課税口座の開設期間を平成26年から平成28年までの3年間を令和5年までの10年間とし、各口座の非課税期間を10年から5年に縮減する。	25
	住宅ローン控除の延長等	住宅ローン控除の適用期限を平成25年12月31日までの入居から平成29年12月31日までの入居まで4年間延長する。 住宅購入時に適用される消費税の税率が引き上げられた場合の住民税控除額は、控除率を5%⇒7%に、限度額を97,500円⇒136,500円に引き上げる。	25
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例(2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例(譲渡特別控除との併用不可))の適用期限を平成26年度までから平成29年度までに3年延長する。	26
	一定の要件を満たす耐震改修住宅の住宅借入金等特別税額控除の適用の創設	耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、一定の要件を満たす耐震改修工事を行う場合における、住宅ローン減税制度の最大控除額まで所得税額が控除されない者について、所得税から控除しきれない額を、個人住民税から控除することとし、平成26年4月1日以後に既存住宅の取得をし、自己の居住の用に供する場合について適用する。	26

【平成27年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設	確定申告が不要な給与所得者等が平成27年4月1日以後に行うふるさと納税について、寄附先の自治体に申告特例の申請を行うことで、確定申告の手続を要せずに、所得税減税分相当額（申告特例控除額）を併せた額を住民税所得割額から税額控除する申告特例制度を創設する。	27
法人市民税	均等割の税率区分判定等に用いる資本金等の額に係る基準の見直し	均等割の税率区分及び法人税割の税率区分の適用判定に用いる「資本金等の額」の基準を見直し、法人事業税における取扱いと統一する。 ・「資本金等の額」の算定に当たり、無償増減資等の資本の増減に係る調整措置を講ずる。 ・「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は、「資本金＋資本準備金」をもとに税率区分を決定する。	27
固定資産税	公害防止用設備の課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	(i) 汚水・廃液処理施設 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は1/3を参酌し1/6以上1/2以下の範囲内で条例で定める（本市は従前どおり1/3） (ii) トラクロエチル系溶剤使用ドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は1/2を参酌し1/3以上2/3以下の範囲内で条例で定める（本市は従前どおり1/2） (iii) フッ素系溶剤使用ドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は1/2を参酌し1/3以上2/3以下の範囲内で条例で定める（本市は従前どおり1/2）	26
	地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	(i) 浸水防止計画に基づき設置する浸水防止用設備 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した浸水防止用設備について、最初の5年間、課税標準の特例割合は2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲内で条例で定める（本市は2/3） (ii) 自然冷媒を利用した業務用冷蔵・冷凍機器（ノンフロン製品） 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得したノンフロン製品について、最初の3年間、課税標準の特例割合は3/4を参酌し2/3以上5/6以下の範囲内で条例で定める（本市は3/4）	26

【平成27年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年																											
固定資産税	耐震改修を行った既存家屋に係る減額措置	耐震診断及び所管行政庁への結果報告が義務付けられた大規模建築物等の既存家屋について、政府の補助を受けて平成26年4月1日から平成29年3月31日までに耐震基準に適合させる改修工事を行った場合における減額措置の創設。2年間、税額の2分の1を減額（改修工事費の2.5%を限度）	26																											
都市計画税 固定資産税	土地の負担調整措置の延長	評価替えに伴う負担調整措置を3年延長する。	27																											
軽自動車税	原動機付自転車等の税率引上げ	<p>原動機付自転車等の税率を約1.5倍に引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(車両区分)</th> <th>(改正前)</th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・原動機付自転車 50cc 以下</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc 以下</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>125cc 以下</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>・2輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下)</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>・2輪の小型自動車 (250cc 超)</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>・小型特殊自動車 農耕作業用</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>〃 その他 (フォークリフト等)</td> <td>4,700円</td> <td>5,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(小型特殊自動車の農耕作業用、その他は条例のみの規定)</p>	(車両区分)	(改正前)	(改正後)	・原動機付自転車 50cc 以下	1,000円	2,000円	90cc 以下	1,200円	2,000円	125cc 以下	1,600円	2,400円	ミニカー	2,500円	3,700円	・2輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下)	2,400円	3,600円	・2輪の小型自動車 (250cc 超)	4,000円	6,000円	・小型特殊自動車 農耕作業用	1,600円	2,400円	〃 その他 (フォークリフト等)	4,700円	5,900円	26
	(車両区分)	(改正前)	(改正後)																											
	・原動機付自転車 50cc 以下	1,000円	2,000円																											
90cc 以下	1,200円	2,000円																												
125cc 以下	1,600円	2,400円																												
ミニカー	2,500円	3,700円																												
・2輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下)	2,400円	3,600円																												
・2輪の小型自動車 (250cc 超)	4,000円	6,000円																												
・小型特殊自動車 農耕作業用	1,600円	2,400円																												
〃 その他 (フォークリフト等)	4,700円	5,900円																												
原動機付自転車等の税率引上げの適用開始期日の延期	上記の原動機付自転車等の税率引上げの適用開始期日を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期する。	27																												
4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係る税率の引上げ	<p>新規に取得される (H27.4.1 以後に初めて車両番号の指定を受けた車両から) 4輪以上及び3輪の軽自動車に係る税率を自家用乗用車は1.5倍に引き上げ、その他の区分は約1.25倍に引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(車両区分)</th> <th>(改正前)</th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・3輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>・4輪以上 乗用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td> 自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td> 貨物用 営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td> 自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	(車両区分)	(改正前)	(改正後)	・3輪	3,100円	3,900円	・4輪以上 乗用			営業用	5,500円	6,900円	自家用	7,200円	10,800円	貨物用 営業用	3,000円	3,800円	自家用	4,000円	5,000円	26							
(車両区分)	(改正前)	(改正後)																												
・3輪	3,100円	3,900円																												
・4輪以上 乗用																														
営業用	5,500円	6,900円																												
自家用	7,200円	10,800円																												
貨物用 営業用	3,000円	3,800円																												
自家用	4,000円	5,000円																												

【平成28年度適用】

税目	項目	概要	改正年
共通	納税環境整備としての猶予制度の見直し	<p>猶予制度について、手続の明確化等の国税と同様の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分割納付の方法や手続における基準等を条例で定めるものとする徴収猶予制度の見直し ・申請による換価猶予制度の創設、分割納付の方法や手続における基準等を条例で定めるものとするなどの換価猶予制度の見直し ・担保を徴する必要のない場合の基準を条例で定めるものとする担保不徴取基準の見直し（本市は猶予金額100万円以下又は猶予期間3月以内） 	27
個人市・県民税	特定の土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設	個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得をした国内にある土地等で、その年1月1日において、所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、当該土地等に係る長期譲渡所得金額から最大で1,000万円を控除する。	21
	年金特別徴収の仮徴収税額と本徴収税額の平準化	公的年金等から差し引かれる特別徴収税額の本徴収分（10・12・2月）と仮徴収分（4・6・8月）との平準化を図るため、仮徴収分の金額を前年度2月分税額と同額から、前年度の年税額の2分の1に変更する。	25
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する特例の適用期限を平成27年度までから平成30年度までに3年延長する。	26
	ふるさと納税特例控除額の控除限度額引上げ	平成27年1月1日以後に行うふるさと納税に係る特例控除額の控除限度額を住民税所得割の1割から2割に引き上げる。	27
	最高裁判決を踏まえた延滞金計算期間の見直し	減額更正後に増額更正があった場合の不足税額の徴収においては、当初申告による納付部分については延滞金がかからないこととする。	28
法人市民税	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税制度）の創設	法人が地方公共団体の実施する認定地域再生計画に基づく寄附金活用事業に関連する寄附金（特定寄附金）を支出した場合に、法人税割額から一定額の税額控除を受けることができる特定寄附金税額控除制度を創設。平成29年3月31日までの事業年度分については特定寄附金額の15%に相当する額を、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分については特定寄附金額の17.1%に相当する額を法人税割額から控除する。	28

【平成28年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
市 た ば こ 税	旧3級品の紙巻たばこに係る 税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、 平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を 縮小する。 平成28年度（第1段階） 1,000本当たり2,495円（特例税率）⇒2,925円	27

【平成29年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	公社債等と株式等の所得課税の一体化	<p>公社債等を特定公社債等と一般公社債等に、株式等を上場株式等と一般株式等に区分する。</p> <p>特定公社債等と一般公社債等の譲渡所得は、非課税から申告分離課税とする。</p> <p>特定公社債等の利子所得・譲渡所得は上場株式等の配当所得・譲渡所得と損益通算・繰越控除を可能とする。</p>	25
	給与所得控除額の上限引下げ	給与所得控除額について、年収1,200万円以上は、控除額230万円を上限とする。	26
	国外居住扶養親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化	日本国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受ける場合における親族関係書類及び送金関係書類の添付又は提示を義務付ける。	27
	空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設	相続から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、その家屋を一定の条件の下に売却した場合又はその家屋を除却してその敷地を売却した場合には、譲渡益から3,000万円を控除する特別控除の特例を創設。	28
固定資産税	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の2年延長	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の適用期限を平成28年3月31日から平成30年3月31日まで2年延長する。	28
	中小事業者等が取得する経営力向上設備等に係る課税標準特例措置の創設	中小事業者等が中小企業等経営強化法の規定による認定経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等に該当する機械及び装置については、最初の3年度間、課税標準を価格の2分の1とする特例を創設。	28
	課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	津波防災地域づくりに関する法律の推進計画に基づく津波対策用償却資産について、特例措置の適用期限を4年延長。課税標準の特例割合は1/2を参酌し1/3以上2/3以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり1/2）	28
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく発電設備の課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	<p>(i) 太陽光発電設備・風力発電設備 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は2/3を参酌し1/2以上5/6以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり2/3）</p> <p>(ii) 水力発電設備・地熱発電設備・バイオマス発電設備 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は1/2を参酌し1/3以上2/3以下の範囲内で条例で定める。（本市は参酌基準の1/2）</p>	28

【平成29年度適用（つづき）】

固定資産税・都市計画税	勧告遊休農地に係る課税の強化	農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地については、その評価において、農地売買の特殊性を考慮して正常売買価格に修正率を乗じる農地の特例措置を適用しないこととする。	28
	農地中間管理事業のための賃借権等を設定した農地に係る課税標準特例措置の創設	農地中間管理機構に対して貸し付けた農地のうち一定の要件に該当するものについては、最初の3年度間、課税標準を価格の2分の1とする特例を創設。	28
	課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	都市再生特別措置法の立地適正化計画に基づき認定誘導事業者が取得する公共施設等について、特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は4/5を参酌し7/10以上9/10以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり4/5）	28
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長	平成28年度におけるグリーン化特例による軽課制度の適用期限を延長し、H28.4.1からH29.3.31の間に新規に取得される（初めて車両番号の指定を受ける）4輪以上及び3輪の軽自動車環境負荷の小さいものに係る平成29年度の税率について、その燃費性能等の区分に応じた軽課税率を適用する。	28
	不正認定による軽減税率適用車両に係る不足額の賦課徴収特例制度の創設	軽減税率適用車両について、納期限後に不正認定車両であることが発覚した場合には、不正認定を行った者等の第三者を納税義務者とみなして不足額（軽減税額）を賦課・徴収することができる特例を創設。（不足額に10%を加重）	29
市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を縮小する。 平成29年度（第2段階） 1,000本当たり2,925円⇒3,355円	27

【平成30年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	給与所得控除額の上限引下げ	給与所得控除額について、年収1,000万円以上は、控除額220万円を上限とする。	26
	医療費控除の特例の創設	健康維持増進への一定の取組みを行っている場合において、通常の医療費控除制度との選択性により、特定一般用医薬品等（スイッチOTC医薬品）の購入費用のうち12,000円を超える部分について所得控除の適用を受けられることができる特例を創設。	28
	医療費控除の添付書類の見直し	医療費控除又は医療費控除の特例（スイッチOTC薬控除）の適用を受けられる場合、医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付（提示）に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を添付しなければならないこととする。	29
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例（2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例（譲渡特別控除との併用不可））の適用期限を平成29年度までから令和2年度までに3年延長する。	29
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長及び適用要件の見直し	グリーン化特例による軽課制度について、燃費性能等の区分に応じた適用要件を厳格化する見直しを行うとともに、適用期限を2年延長し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新規取得する車両に係る平成30年度分及び平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新規取得する車両に係る平成31年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	29
市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を縮小する。 平成30年度（第3段階） 1,000本当たり3,355円⇒4,000円	27
	紙巻たばこに係る税率の引上げ	紙巻たばこに係る税率を平成30年度からの3年間で段階的に引き上げる。 平成30年度（第1段階：10月1日以後売渡分から） 1,000本当たり5,262円⇒5,692円	30

【平成30年度適用（つづき）】

市たばこ税	加熱式たばこの課税方式の見直し	喫煙用の製造たばこの区分として、「加熱式たばこ」の区分を創設するとともに、平成30年10月1日以後売渡分から、課税標準となる紙巻たばこ本数への換算方式を、「重量」のみによる換算方式から、「重量」と「価格」による換算方式へ移行する。 ※激変緩和措置として、換算方式の移行は、見直し後の換算方式による紙巻たばこ本数への換算率を1年につき1/5ずつ増加させていく方法により、5年間かけて段階的に行う。	30
固定資産税	特定耐震基準適合住宅・特定熱損失防止改修住宅に係る減額措置の創設	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に耐震改修又は熱損失防止改修に併せて耐久性向上改修工事を行うことにより、改修後の住宅が認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る減額措置の創設。改修工事が完了した年の翌年度分の税額の3分の2に相当する額を減額。	29
	課税標準特例措置における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産について、課税標準の特例割合は1/2を参酌し1/3以上2/3以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり1/2）	29
固定資産税・都市計画税	居住用超高層建築物に対する課税の見直し	居住用超高層建築物に係る税額を各区分所有者に按分する際に用いる当該各区分所有者の専有部分の床面積については、住戸の所在する階層の差異による床面積当たりの取引単価の変化の傾向を反映するための補正率により補正する。	29
	地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	(i) 市民緑地の用に供する土地 平成29年6月15日（都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日）から平成31年3月31日までの間に都市緑地法に基づき設置する市民緑地の用に供する土地について、最初の3年度間における課税標準特例措置を創設し特例割合は2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲内で条例で定める。（本市は2/3） (ii) 特定事業所内保育施設 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に政府による企業主導型保育事業運営費の補助を受けて行う事業所内保育事業の施設の用に供する固定資産について、最初の5年度間における課税標準特例措置を創設し課税標準の特例割合は1/2を参酌し、1/3以上2/3以下の範囲内で条例で定める。（本市は1/3）	29
	土地の負担調整措置の延長	評価替えに伴う負担調整措置を3年延長する。	30

【平成31（令和元）年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	住宅ローン控除の延長	住宅ローン控除の適用期限を平成29年12月31日までの入居から令和元年6月30日までの入居まで1年半延長する。	27
	配偶者控除・配偶者特別控除の見直し	納税義務者本人に係る所得制限を導入・強化（合計所得金額900万円超から控除額逡減・1,000万円超で適用除外）するとともに、配偶者特別控除の適用対象となる配偶者の合計所得金額の上限を76万円未満から123万円以下に引上げ。	29
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する特例の適用期限を平成30年度までから令和3年度までに3年延長する。	29
法人市民税	地方法人課税の偏在是正に伴う法人税割の見直し	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から法人税割の標準税率及び制限税率をそれぞれ3.7%引下げる。（地方法人税の税率引上げによる国税化相当分の引下げ） ・資本金等1億円超又は法人税額500万円超の法人 12.1%⇒8.4% ・資本金等1億円以下かつ法人税額500万円以下の法人 10.3%⇒6.6%	28
軽自動車税	環境性能割の創設	三輪以上の軽自動車の取得者に対して、環境への負荷の低減に資する程度に応じて課税する「環境性能割」を創設するとともに、4月1日現在の所有者に対して車両の種別等の区分に応じて課税する従来の軽自動車税を「種別割」として税区分を整理。	28
	環境性能割の臨時的軽減措置の実施	令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間において取得する自家用乗用車に係る環境性能割の税率を1%分軽減する措置を実施。	31 (元)
	不正認定による環境性能割軽減税率適用車両に係る不足額の賦課徴収特例制度の創設	環境性能割の軽減税率適用車両について、納期限後に不正認定車両であることが発覚した場合においては、不正認定を行った者等の第三者を納税義務者とみなして不足額を賦課・徴収することができる特例を創設。（不足額に10%を加重）	31 (元)
市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を縮小する。 平成31年度（第4段階：4月1日以後売渡分から）1,000本当たり4,000円⇒5,262円（本則税率）	27

【平成31（令和元）年度適用（つづき）】

<p>市たばこ税</p>	<p>旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止に伴う本則税率への引上げ時期の延期</p>	<p>上記の旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止・特例減税分の縮小による本則税率への引上げ時期を、平成31年4月1日から同年10月1日に6月延期し、次のとおり本則税率へ引き上げるものとする。 平成31年度(第4段階：10月1日以後売渡分から) 1,000本当たり4,000円⇒5,692円(本則税率)</p>	<p>30</p>
<p>固定資産税</p>	<p>新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の2年延長</p>	<p>新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の適用期限を平成30年3月31日から令和2年3月31日まで2年延長する。</p>	<p>30</p>
	<p>先端設備等に係る課税標準特例措置の創設</p>	<p>平成30年6月6日から令和3年3月31日までの間に生産性向上特別措置法に基づく認定先端設備等導入計画に従って中小事業者等が取得した先端設備等について、最初の3年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は、0以上2分の1以下の範囲内で条例で定める。(本市は0)</p>	<p>30</p>
	<p>河川法に基づく高規格堤防の整備事業による代替家屋に係る減額措置の創設</p>	<p>河川法に基づく高規格堤防整備事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に、同土地の上に代替家屋を取得した場合に係る減額措置を創設。代替家屋を取得した年の翌年度から5年間、税額の3分の1又は3分の2を減額</p>	<p>31 (元)</p>
<p>都市計画税 固定資産税</p>	<p>利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に係る減額措置の創設</p>	<p>平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に利便性等向上改修工事が行われた劇場等の実演芸術公演施設のうち、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものに係る減額措置を創設。2年間、税額の3分の1を減額(改修工事費の60分の1を限度)</p>	<p>30</p>

【令和2年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	非課税累積投資契約に係る非課税措置の創設	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託を対象とする非課税措置（つみたてNISA）を創設。（年間投資上限額 40 万円・非課税期間 20 年）	29
	住宅ローン控除の控除期間の特例の創設	令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に、消費税率 10%により住宅を取得・入居した場合については控除期間を現行の最長 10 年から最長 13 年とする特例を創設。	31 (元)
	ふるさと納税の対象となる地方団体への寄附の見直し	令和元年 6 月 1 日以後に行う地方団体への寄附については、国が基準に適合するものとして指定した地方団体に対する寄附のみに対してふるさと納税による特例控除分の寄附金税額控除を適用。	31 (元)
	空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の延長	相続から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、その家屋を一定の条件の下に売却した場合又はその家屋を除却してその敷地を売却した場合には、譲渡益から 3,000 万円を控除する特別控除の特例の適用対象となる譲渡の期間を令和 5 年 12 月 31 日まで 4 年間延長。	31 (元)
	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく収用による譲渡所得に係る特別控除の創設	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく収用があった場合において、収用交換等の場合の譲渡所得について 5,000 万円特別控除を適用。	31 (元)
軽自動車税	4 輪以上及び 3 輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長	グリーン化特例による軽課制度について、適用期限を 2 年延長し、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新規取得する車両に係る令和 2 年度分及び令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に新規取得する車両に係る令和 3 年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	31 (元)
	環境性能割の臨時的軽減措置の適用期限延長	自家用乗用車に係る環境性能割の税率を 1%分軽減する措置について、適用期限を令和 2 年 9 月 30 日から令和 3 年 3 月 31 日まで 6 月延長する	2
市民税 法人	特定法人に係る電子申告義務化	資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人等（特定法人）が行う令和 2 年 4 月 1 日以後開始事業年度分の申告について、電子申告を義務化	30

【令和2年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
市たばこ税	紙巻たばこに係る税率の引き上げ	紙巻たばこに係る税率を平成30年度からの3年間で段階的に引き上げる。 令和2年度(第2段階:10月1日以後売渡分から)1,000本当たり5,692円⇒6,122円	30
	軽量の葉巻たばこに係る課税方式の見直し	1本当たりの葉たばこの重量が1グラム未満の葉巻たばこの課税方式について、課税標準となる紙巻たばこ本数への換算方法を見直し、使用する葉たばこの重量により換算する「重量比例課税方式」から、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する「本数課税方式」へ段階的に移行する。 ・令和2年度(第1段階:10月1日以後売渡分から)葉たばこの重量0.7グラム未満の葉巻たばこ1本⇒紙巻たばこ0.7本に換算	2
固定資産税	所有者死亡による相続登記がなされていない土地又は家屋の現所有者による申告制度の創設	登記簿上の所有者が死亡した土地又は家屋について、相続登記がされるまでの間に現に土地等を所有している相続人等に対し、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日以後の条例で定める日までに氏名・住所等必要な事項を申告させることができる制度を創設(本市は3月を経過した日までに申告)	2
	中小事業者等が取得する先端設備等(事業用家屋・構築物)に係る地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)による課税標準特例措置の創設	令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に中小事業者等が生産性向上特別措置法の認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する事業用家屋及び構築物について、最初の3年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は、0以上2分の1以下の範囲内で条例で定める。(本市は0)	2
都市計画税 固定資産税・	浸水被害軽減地区内の土地に係る地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)による課税標準特例措置の創設	令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に水防法の規定により浸水被害軽減地域内に指定された地域内の土地について、最初の3年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で条例で定める。(本市は3分の2)	2

【令和3年度適用】

税目	項目	概要	改正年
共通	期限延長に伴う延滞金割合等の見直し	法人税確定申告書の提出期限延長の特例を受けた法人による法人市民税の申告納付に係る延滞金の割合及び徴収猶予の場合の延滞金の割合並びに還付加算金の割合を0.5%引下げ	2
個人市・県民税	住宅ローン控除の延長	住宅ローン控除の適用期限を令和元年6月30日までの入居から令和3年12月31日までの入居まで2年半延長する。	28
	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への控除額の振替	給与所得控除及び公的年金等控除の控除額をそれぞれ10万円引き下げ、基礎控除の控除額を10万円引き上げることにより控除額を振替	30
	非課税措置の適用判定等に用いる所得金額要件の引上げ	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への控除額の振替に伴い、障害者、未成年者、寡婦・寡夫に係る非課税措置の適用判定に用いる前年合計所得金額要件を125万円から135万円に10万円引き上げるとともに、均等割・所得割の非課税限度額を10万円引き上げる。	30
	基礎控除・調整控除における所得制限の導入	基礎控除について、前年合計所得金額が2,400万円を超える場合は所得金額の区分に応じて控除額が逡減し、2,500万円を超える場合は適用除外とする所得制限を導入 調整控除について、前年合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用除外とする所得制限を導入	30
	給与所得控除の控除上限の引下げ	控除上限額を適用する給与収入の額を1,000万円超から850万円超に引き下げるとともに、控除上限額を220万円から195万円に引き下げる。	30
	公的年金等控除の控除上限の創設	公的年金等収入の額が1,000万円超の場合は控除額195万5千円を上限とする。	30
	公的年金等収入に係る雑所得以外の所得金額が一定額を超える場合における公的年金等控除額の引下げ	公的年金等収入に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合は控除額を10万円引き下げ、2,000万円を超える場合は控除額を20万円引き下げる。	30
	未婚のひとり親に係る非課税措置の創設	婚姻によらないで生まれた子どもを持つ児童扶養手当の受給者である未婚のひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下である者に係る非課税措置を創設	31 (元)

【令和3年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	未婚のひとり親に対する税制上の措置としての非課税措置の見直し	未婚のひとり親も適用対象とする「ひとり親控除」の創設等による所得控除の見直しに伴い、非課税措置の適用対象者の区分を「寡婦・寡夫」から「寡婦・ひとり親」に改める。なお、この見直しに伴い、平成31年度税制改正により創設された未婚のひとり親に係る非課税措置は廃止	2
	未婚のひとり親に対する税制上の措置としての「ひとり親控除」の創設等による所得控除の見直し	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいない合計所得金額500万円以下の単身者で、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有するものに適用される「ひとり親控除」を創設し、「寡婦・寡夫」による所得控除の区分を「寡婦・ひとり親」に改める。	2
	非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）の勘定設定期間の延長	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託を対象とする非課税措置（つみたてNISA）の勘定設定期間を令和19年12月31日までから令和24年12月31日までに5年延長する。	2
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例（2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例（譲渡特別控除との併用不可））の適用期限を令和2年度までから令和5年度までに3年延長する。	2
	低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設	所有期間が5年を超える低未利用土地等を譲渡価格の総額が500万円以下であること等の一定の要件により譲渡した場合において、長期譲渡所得の金額から100万円を控除する特別控除を創設	2
	イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者に係る寄附金控除の特例制度の創設	文部科学大臣が指定する行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権のうち、市の条例で定めるものを放棄した場合について、放棄した払戻請求権相当額を寄附金支出額とみなして寄附金税額控除の規定を適用する特例を創設	2
市たばこ税	紙巻たばこに係る税率の引き上げ	紙巻たばこに係る税率を平成30年度からの3年間で段階的に引き上げる。 令和3年度（第3段階：10月1日以後売渡分から） 1,000本当たり6,122円⇒6,552円	30

【令和3年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
市たばこ税	軽量の葉巻たばこに係る課税方式の見直し	<p>1 本当たりの葉たばこの重量が1グラム未満の葉巻たばこの課税方式について、課税標準となる紙巻たばこ本数への換算方法を見直し、使用する葉たばこの重量により換算する「重量比例課税方式」から、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する「本数課税方式」へ段階的に移行する。</p> <p>・令和3年度(第2段階：10月1日以後売渡分から) 葉たばこの重量1グラム未満の葉巻たばこ1本 ⇒紙巻たばこ1本に換算</p>	2
固定資産税	使用者に対するみなし課税制度の拡充	<p>一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合についても、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるものとするみなし課税制度の拡充</p>	2
	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の2年延長	<p>新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の適用期限を令和2年3月31日から令和4年3月31日まで2年延長する。</p>	2

【令和4年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人住民税	住宅ローン控除制度の控除期間等の特例における適用要件の弾力化の措置	令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に消費税率10%により住宅を取得・入居した場合の住宅ローン控除制度の控除期間を最長10年から最長13年とする控除期間等の特例について、新型コロナウイルス感染症の影響によって住宅への入居が遅れる場合には、適用要件である住宅への入居期限を令和3年12月31日までとする。	2
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する特例の適用期限を令和3年度までから令和6年度までに3年延長する。	2
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長及び適用対象車両の見直し	グリーン化特例による軽課制度について、適用対象車両を電気軽自動車及び天然ガス軽自動車である自家用乗用車に限定する見直しを行うとともに、適用帰期限を2年延長し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和4年度分及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和5年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	31 (元)

【令和5年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）及び未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）に係る年齢制限の引下げ	居住者等が非課税口座を開設することができる年齢要件をその年1月1日において18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げ、未成年者口座の開設並びに非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定をすることができる年齢要件をその年1月1日において18歳未満（現行：20歳未満）に引き下げる。	31 (元)

【令和6年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	森林環境税(国税)の創設	市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるための国税として、個人市・県民税均等割と併せて市町村が賦課徴収を行う森林環境税(年税額1,000円)を創設。	31 (元)
	日本国外の居住親族に係る扶養控除の見直し	日本国外に居住する親族に係る扶養控除について、年齢が30歳以上70歳未満の者であって、①留学により非居住者となった者、②障害者、③納税義務者から生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者のいずれにも該当しない者については適用対象外とする。	2
	未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)の終了	令和5年12月31日の期限をもって延長せず終了とし、令和6年1月1日以後は、課税未成年者口座及び未成年口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出すことを可能とする。	2
	NISAの改組による特定非課税累積投資契約に係る非課税措置(新・NISA)の創設	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、令和5年12月31日の勘定設定期間満了をもって制度を改組し、特定非課税累積投資契約に係る非課税措置(新・NISA)を創設	2

3 個人市・県民税の所得控除等の変遷

年度		平成9・10年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 650,999円 0円 651,000円～1,618,999円 給与収入金額-650,000円 1,619,000円～1,619,999円 969,000円 1,620,000円～1,621,999円 970,000円 1,622,000円～1,623,999円 972,000円 1,624,000円～1,627,999円 974,000円 1,628,000円～1,799,999円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60% 1,800,000円～3,599,999円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%-180,000 3,600,000円～6,599,999円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%-540,000 6,600,000円～9,999,999円 給与収入金額×90%-1,200,000 10,000,000円～ 給与収入金額×95%-1,700,000		
	青色専従者給与	支払った金額		
	白色専従者給与	事業専従者1人につき次の①②のいずれか少ない金額 ①50万円(※配偶者86万円) ②事業所得÷(事業専従者の人数+1)	※事業専従者は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除から除く	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	1円～1,400,000円 0円 1,400,001円～2,599,999円 公的年金等収入金額-1,400,000円 2,600,000円～4,599,999円 公的年金等収入金額×75%-750,000円 4,600,000円～8,199,999円 公的年金等収入金額×85%-1,210,000円 8,200,000円～ 公的年金等収入金額×95%-2,030,000円	
	前年12月31日現在 65歳未満の者	1円～700,000円 0円 700,001円～1,299,999円 公的年金等収入金額-700,000円 1,300,000円～4,099,999円 公的年金等収入金額×75%-375,000円 4,100,000円～7,699,999円 公的年金等収入金額×85%-785,000円 7,700,000円～ 公的年金等収入金額×95%-1,555,500円		
所得控除	雑損控除	前年中に災害や盗難、横領により資産に損害を受けた場合、次の①②のいずれか多い金額 ①(損失額-保険等の補てん額)-総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の金額-5万円		
	医療費控除	本人及び本人と生計を一にする親族のため前年中に支払った医療費 (医療費の支払額-保険等の補てん額)-(10万円と総所得金額等×5%のいずれか少ない金額) ※限度額200万円		
	社会保険料控除	前年中に支払った社会保険料(国民健康保険税、国民年金、雇用保険、厚生年金等)の支払額全額		
	小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った第1種小規模企業共済掛金と心身障害者扶養共済掛金の支払額全額		
	生命保険料控除	前年中に本人や親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料や一定要件に当てはまる個人年金保険の支払保険料 1円～15,000円 支払保険料の全額 15,001円～40,000円 支払保険料×0.5+7,500円 ※生命保険料と個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれを計算した額の合計額 ※限度額 生命保険料 35,000円 個人年金保険料 35,000円 40,001円～70,000円 支払保険料×0.25+17,500円 70,001円～ 35,000円 合計 70,000円		
	損害保険料控除	前年中に支払った損害保険料(火災保険、損害保険など) ①保険期間が10年以上で保険期間満了後に満期返戻金がある場合(長期契約) 1円～5,000円 支払保険料の全額 5,001円～15,000円 支払保険料×0.5+2,500円 15,001円～ 10,000円 ②①以外(短期契約) 1円～1,000円 支払保険料の全額 1,001円～3,000円 支払保険料×0.5+500円 ※長期契約と短期契約の両方がある場合は、それぞれを計算した額の合計額 ※限度額10,000円 3,001円～ 2,000円		
	寄附金控除	埼玉県共同募金会・日本赤十字社・都道府県・市町村・特別区・災害救助法第32条の規定により日本赤十字社に協力する募金団体(報道機関、慈善団体又は宗教団体、商工会議所等)に対する寄附金 (寄附金の額と総所得金額等の25%相当額のうち、いずれか少ない金額)-10万円		
	障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合 ①普通障害者 26万円 ②特別障害者 28万円		
	高齢者控除	前年12月31日現在65歳以上で前年合計所得金額が1,000万円以下である場合 48万円		
	寡婦控除	①高齢者でなく、夫と死別又は離婚後再婚していない人や夫の生死が不明で、扶養親族や生計を一にする所得税の基礎控除額(38万円)以下の前年所得しかない子のある人 26万円 ②高齢者でなく、夫と死別後再婚していない人や夫の生死が不明で、前年合計所得金額が500万円以下の人 26万円 ③①に該当する人で、扶養親族である子を有し、かつ、前年合計所得金額が500万円以下の人 30万円(特別寡婦)		
	寡夫控除	高齢者でなく、妻と死別又は離婚後再婚していない人や妻の生死が不明で、生計を一にする所得税の基礎控除額(38万円)以下の前年所得しかない子があり、前年合計所得金額が500万円以下の人 26万円		
	勤労学生控除	大学や高校などの学生や生徒で、前年合計所得金額が65万円以下、かつ、給与所得以外の所得が10万円以下である人 26万円		
配偶者控除	前年12月31日現在、生計を一にする配偶者で前年合計所得金額が38万円以下 一般 33万円 老人(70歳以上) 38万円 ※同居特別障害者の場合、21万円を加算			
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が1,000万円以下である場合、配偶者の所得金額に応じて、最大33万円を控除(配偶者の所得が76万円未満に限る)			
扶養控除	前年12月31日現在、生計を一にする親族などで前年合計所得金額が38万円以下 一般 33万円 特定 41万円 老人 38万円 同居老親 45万円 ※同居特別障害者の場合、21万円を加算			
基礎控除	33万円			
障害者・高齢者・寡婦(夫)・未成年の非課税判断	前年合計所得金額が125万円以下			

年度		平成11年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
	所得控除	雑損控除	同 左	
医療費控除		同 左		
社会保険料控除		同 左		
小規模企業共済等 掛金控除		同 左		
生命保険料控除		同 左		
損害保険料控除		同 左		
寄附金控除		同 左		
障害者控除		本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合 ①普通障害者 26万円 ②特別障害者 30万円 【10改正】		
老年人控除		同 左		
寡婦控除		同 左		
寡夫控除		同 左		
勤労学生控除		同 左		
配偶者控除		前年12月31日現在、生計を一にする配偶者で前年合計所得金額が38万円以下 一般 33万円 老人(70歳以上) 38万円 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算 【10改正】		
配偶者特別控除		同 左		
扶養控除		前年12月31日現在、生計を一にする親族などで前年合計所得金額が38万円以下 一般 33万円 特定 43万円 老人 38万円 同居老親 45万円 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算 【10改正】		
基礎控除	同 左			
障害者・老年人・寡婦 (夫)・未成年の非課税判断	同 左			

年度		平成12～16年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	損害保険料控除	同 左		
	寄附金控除	同 左		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	同 左		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	前年12月31日現在、生計を一にする親族などで前年合計所得金額が38万円以下 一般 33万円 特定 45万円 老人 38万円 同居老親 45万円 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算 【11改正】		
基礎控除	同 左			
障害者・老年者・寡婦 (夫)・未成年の非課税判断	同 左			

年度		平成17年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	損害保険料控除	同 左		
	寄附金控除	同 左		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	同 左		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が1,000万円以下である場合、配偶者の所得金額に応じて、最大33万円を控除(配偶者の所得が、 38万円を超えて 76万円未満に限る) ※配偶者控除と重複して適用されない 【15改正】		
	扶養控除	同 左		
基礎控除	同 左			
障害者・老年者・寡婦 (夫)・未成年の非課税判断	同 左			

年度		平成18年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	1円～1,200,000円 1,200,001円～3,299,999円 3,300,000円～4,099,999円 4,100,000円～7,699,999円 7,700,000円～	0円 公的年金等収入金額－1,200,000円 公的年金等収入金額×75%－375,000円 公的年金等収入金額×85%－785,000円 公的年金等収入金額×95%－1,555,500円 ※公的年金等控除の見直し 【16改正】
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	損害保険料控除	同 左		
	寄附金控除	同 左		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	廃止		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	同 左		
基礎控除	同 左			
障害者・老年者・寡婦 (夫)・未成年の非課税判断	「老年者」を段階的廃止。昭和15年1月2日以前生まれで前年合計所得金額125万円以下の場合、税額は3分の1 【17改正】			

年度		平成19年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	損害保険料控除	同 左		
	寄附金控除	同 左		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	同 左		
基礎控除	同 左			
障害者・老年者・寡婦 (夫)・未成年の非課税判断	「老年者」を段階的廃止。昭和15年1月2日以前生まれで前年合計所得金額125万円以下の場合、税額は 3分の2 【17改正】			

年度		平成20年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	損害保険料控除 ↓(廃止) 地震保険料控除 (創設)	<p>損害保険料控除を廃止。 地震等による損害により生じた損失の額を補てんする保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等による損害の部分の保険料又は掛金の2分の1を総所得金額等から控除する地震保険料控除を創設 ※限度額25,000円 ※経過措置として、平成18年末までに結んだ長期の損害保険契約については従来の損害保険料控除を適用。 この場合、地震保険料控除と損害保険料控除を合計して25,000円を限度額とする。</p>		
		【18改正】		
	寄附金控除	同 左		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
配偶者特別控除	同 左			
扶養控除	同 左			
基礎控除	同 左			
障害者・老年者・寡婦 (夫)・未成年の非課税判断	老年者の非課税判断を廃止。【17改正】			

年度		平成 21 年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年 12 月 31 日現在 65 歳以上の者	同 左	
		前年 12 月 31 日現在 65 歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	前年中に支払った地震保険料 50,000 円以下 支払い保険料×0.5 50,000 円超 25,000 円 ※限度額 25,000 円 保険期間が 10 年以上で保険期間満了後に満期返戻金がある損害保険料(長期契約) 1 円～ 5,000 円 支払保険料の全額 5,001 円～15,000 円 支払保険料×0.5+2,500 円 15,001 円～ 10,000 円(最高限度額) ※経過措置として、平成 18 年末までに結んだ長期の損害保険契約については従来の損害保険料控除を適用。 この場合、地震保険料控除と損害保険料控除を合計して 25,000 円を限度額とする。		
	寄附金控除	廃 止 税額控除に変更(平成 21 年度より)		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
配偶者特別控除	同 左			
扶養控除	同 左			
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成22・23年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	同 左		
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

区分		年度	平成24年度	
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同居特別障害者加算新設（扶養控除への加算から変更）		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	16歳未満の者について扶養控除（年少扶養控除）の廃止、16歳以上19歳未満の者について特定扶養控除上乗せ分の廃止		
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成25年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	<p>(旧契約) 平成23年12月31日以前の契約 前年中に本人や親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料や一定要件に当てはまる個人年金保険の支払保険料 1円～15,000円 支払保険料の全額 15,001円～40,000円 支払保険料×0.5+7,500円 ※生命保険料と個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれを計算した額の 40,001円～70,000円 支払保険料×0.25+17,500円 合計額 ※限度額 生命保険料 35,000円 個人年金保険料 35,000円 70,001円～ 35,000円 合計 70,000円</p> <p>(新契約) 平成24年1月1日以降の契約 前年中に本人や親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料や一定要件に当てはまる個人年金保険の支払保険料に加えて、新たに介護医療保険料が控除の対象となる。 1円～12,000円 支払保険料の全額 12,001円～32,000円 支払保険料×0.5+6,000円 ※一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の 32,001円～56,000円 支払保険料×0.25+14,000円 それぞれの適用限度額は28,000円になる(合計70,000円が上限)。 56,001円～ 28,000円 ※新旧両契約の一般生命保険、個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、それぞれの上限は28,000円となる。</p>		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
配偶者特別控除	同 左			
扶養控除	同 左			
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成26年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 650,999円 651,000円～1,618,999円 1,619,000円～1,619,999円 1,620,000円～1,621,999円 1,622,000円～1,623,999円 1,624,000円～1,627,999円 1,628,000円～1,799,999円 1,800,000円～3,599,999円 3,600,000円～6,599,999円 6,600,000円～9,999,999円 10,000,000円～14,999,999円 15,000,000円～	0円 給与収入金額-650,000円 969,000円 970,000円 972,000円 974,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60% 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%-180,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%-540,000円 給与収入金額×90%-1,200,000円 給与収入金額×95%-1,700,000円 給与収入金額-2,450,000円 ※H24改正で1,500万円以上は控除額は245万円が上限	
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
	前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左		
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	同 左		
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成27年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
	所得控除	雑損控除	同 左	
医療費控除		同 左		
社会保険料控除		同 左		
小規模企業共済等 掛金控除		同 左		
生命保険料控除		同 左		
地震保険料控除		同 左		
寄附金控除		—		
障害者控除		同 左		
老年者控除		—		
寡婦控除		同 左		
寡夫控除		同 左		
勤労学生控除		同 左		
配偶者控除		同 左		
配偶者特別控除		同 左		
扶養控除		同 左		
基礎控除		同 左		
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成28年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
	所得控除	雑損控除	同 左	
医療費控除		同 左		
社会保険料控除		同 左		
小規模企業共済等 掛金控除		同 左		
生命保険料控除		同 左		
地震保険料控除		同 左		
寄附金控除		—		
障害者控除		同 左		
老年者控除		—		
寡婦控除		同 左		
寡夫控除		同 左		
勤労学生控除		同 左		
配偶者控除		同 左		
配偶者特別控除		同 左		
扶養控除		同 左		
基礎控除		同 左		
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成29年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 650,999円 651,000円～1,618,999円 1,619,000円～1,619,999円 1,620,000円～1,621,999円 1,622,000円～1,623,999円 1,624,000円～1,627,999円 1,628,000円～1,799,999円 1,800,000円～3,599,999円 3,600,000円～6,599,999円 6,600,000円～9,999,999円 10,000,000円～11,999,999円 12,000,000円～	0円 給与収入金額-650,000円 969,000円 970,000円 972,000円 974,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60% 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%-180,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%-540,000円 給与収入金額×90%-1,200,000円 給与収入金額×95%-1,700,000円 給与収入金額-2,300,000円 ※1,200万円以上は控除額230万円が上限	
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
	所得控除	雑損控除	同 左	
		医療費控除	同 左	
		社会保険料控除	同 左	
		小規模企業共済等 掛金控除	同 左	
		生命保険料控除	同 左	
地震保険料控除		同 左		
寄附金控除		—		
障害者控除		同 左		
老年者控除		—		
寡婦控除		同 左		
寡夫控除		同 左		
勤労学生控除		同 左		
配偶者控除		同 左		
配偶者特別控除		同 左		
扶養控除		同 左		
基礎控除		同 左		
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成30年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 650,999円 651,000円～1,618,999円 1,619,000円～1,619,999円 1,620,000円～1,621,999円 1,622,000円～1,623,999円 1,624,000円～1,627,999円 1,628,000円～1,799,999円 1,800,000円～3,599,999円 3,600,000円～6,599,999円 6,600,000円～9,999,999円 10,000,000円～	0円 給与収入金額－650,000円 969,000円 970,000円 972,000円 974,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60% 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%－180,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%－540,000円 給与収入金額×90%－1,200,000円 給与収入金額－2,200,000円 ※1,000万円以上は控除額220万円が上限	
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	(医療費控除) 本人及び本人と生計を一にする親族のために前年中に支払った医療費 (医療費の支払額－保険金等で補填される金額)－(10万円と総所得金額等×5%のいずれか少ない金額) ※限度額200万円 (医療費控除の特例：スイッチOTC薬控除) 本人が健康の維持増進・疾病の予防のための一定の取組を行っている場合における本人及び本人と生計を一にする親族のために前年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費 (支払ったスイッチOTC医薬品の購入費－保険金等で補填される金額)－12,000円 ※限度額88,000円 ※医療費控除と医療費控除の特例の重複適用不可 ※医療費控除の特例は平成30年度申告分から平成34年度申告分までの適用		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	同 左		
	基礎控除	同 左		
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成31（令和元）年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左	
	青色専従者給与	同 左	
	白色専従者給与	同 左	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左
前年12月31日現在 65歳未満の者		同 左	
所得控除	雑損控除	同 左	
	医療費控除	同 左	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	同 左	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	同 左	
	寡夫控除	同 左	
	勤労学生控除	同 左	
	配偶者控除	前年12月31日現在、生計を一にする前年合計所得金額38万円以下の配偶者を有する納税義務者で、 前年合計所得金額が1,000万円以下である場合（900万円超の場合には控除額の逦減有） 、下記金額を控除。 【900万円以下】33（38）万円 【900万円超～950万円以下】 22（26）万円、【950万円超～1,000万円以下】 11（13）万円 ※（ ）は老人控除対象配偶者の場合 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算	
	配偶者特別控除	前年12月31日現在、生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が1,000万円以下である場合 （900万円超の場合には控除額の逦減有） 、配偶者の前年合計所得金額に応じて、最大33万円を控除（配偶者の所得が、38万円を超えて 123万円以下に限る ） ※配偶者控除と重複して適用されない	
扶養控除	同 左		
基礎控除	同 左		
障害者・寡婦（夫）・未成年の非課税判断	同 左		

年度		令和2年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	同 左		
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		令和3年度			
区分					
給与所得控除 ※控除後の所得金額		1円～ 550,999円	0円		
		551,000円～1,618,999円	給与収入金額-550,000円		
		1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円		
		1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円		
		1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円		
		1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円		
		1,628,000円～1,799,999円	給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60%+100,000円		
		1,800,000円～3,599,999円	給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%-80,000円		
		3,600,000円～6,599,999円	給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%-440,000円		
		6,600,000円～8,499,999円	給与収入金額×90%-1,100,000円		
	8,600,000円～8,499,999円	給与収入金額-1,950,000円 ※850万円以上は控除額195万円が上限			
青色専従者給与	同 左				
白色専従者給与	同 左				
収入額より控除	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年 12月 31日 現在 65歳 以上の者	1円～ 1,100,000円	0円	
			公的年金等以外の合計所得金額が ^a 1,000万円以下の場合	1,100,001円～ 3,299,999円	公的年金等収入金額-1,100,000円
				3,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額×75%-275,000円
			4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×85%-685,000円	
			7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×95%-1,455,000円	
			10,000,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額-1,955,000円	
			※1,000万円以上は控除額195万5千円が上限		
			1円～ 1,000,000円	0円	
		公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合	1,000,001円～ 3,299,999円	公的年金等収入金額-1,000,000円	
			3,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額×75%-175,000円	
	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×85%-585,000円			
	7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×95%-1,355,000円			
	10,000,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額-1,855,000円			
	※1,000万円以上は控除額185万5千円が上限				
	1円～ 900,000円	0円			
公的年金等以外の合計所得金額が2,000万円超の場合	900,001円～ 3,299,999円	公的年金等収入金額-900,000円			
	3,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額×75%-75,000円			
	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×85%-485,000円			
	7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×95%-1,255,000円			
	10,000,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額-1,755,000円			
	※1,000万円以上は控除額175万5千円が上限				
	前年 12月 31日 現在 65歳 未満 の者	1円～ 600,000円	0円		
公的年金等以外の合計所得金額が ^a 1,000万円以下の場合		600,001円～ 1,299,999円	公的年金等収入金額-600,000円		
		1,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額×75%-275,000円		
		4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×85%-685,000円		
		7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×95%-1,455,000円		
		10,000,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額-1,955,000円		
	※1,000万円以上は控除額195万5千円が上限				
		1円～ 500,000円	0円		
公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合	500,001円～ 1,299,999円	公的年金等収入金額-500,000円			
	1,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額×75%-175,000円			
	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×85%-585,000円			
	7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×95%-1,355,000円			
	10,000,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額-1,855,000円			
	※1,000万円以上は控除額185万5千円が上限				
		1円～ 400,000円	0円		
公的年金等以外の合計所得金額が2,000万円超の場合	400,001円～ 1,299,999円	公的年金等収入金額-400,000円			
	1,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額×75%-75,000円			
	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×85%-485,000円			
	7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×95%-1,255,000円			
	10,000,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額-1,755,000円			
	※1,000万円以上は控除額175万5千円が上限				

所得金額調整控除	所得金額調整控除	<ul style="list-style-type: none"> 前年の給与収入金額が850万円を超える所得割の納税義務者で、以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①年齢23歳未満の扶養親族を有する、②本人が特別障害者に該当する、③特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族を有する 前年に給与収入と公的年金等収入がある者で、それらの収入に係る給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える所得割の納税義務者 <p>【控除額】給与収入金額（1,000万円を超える場合には、1,000万円）－850万円×10%</p> <p>【控除額】給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合には10万円）＋ 公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合には10万円）－10万円</p>
	雑損控除	同 左
	医療費控除	同 左
	社会保険料控除	同 左
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左
	生命保険料控除	同 左
	地震保険料控除	同 左
	寄附金控除	—
	障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合 ①普通障害者 26万円 ②特別障害者 30万円 ※扶養親族が同居特別障害者の場合、23万円を加算
	高齢者控除	—
	寡婦控除	①夫と離婚した後婚姻をしておらず、子以外の扶養親族を有する者であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない前年合計所得金額が500万円以下の者、及び、②夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死の明らかでない者であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない前年合計所得金額が500万円以下の者 26万円 ※ひとり親に該当する者を除く。
	ひとり親控除（新設）	前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者（ひとり親）であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない前年合計所得金額が500万円以下の者 30万円
	勤労学生控除	大学や高校などの学生や生徒で、前年合計所得金額が75万円以下、かつ、給与所得以外の所得が10万円以下の者 26万円
配偶者控除	前年12月31日現在、生計を一にする前年合計所得金額48万円以下の配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が1,000万円以下である場合（900万円超の場合には控除額の減額あり）、下記金額を控除。 【900万円以下】33（38）万円 【900万円超～950万円以下】22（26）万円、【950万円超～1,000万円以下】11（13）万円 ※（ ）は老人控除対象配偶者の場合 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算	
配偶者特別控除	前年12月31日現在、生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が1,000万円以下である場合（900万円超の場合には控除額の減額あり）、配偶者の前年合計所得金額に応じて、最大33万円を控除（配偶者の所得が、48万円超～133万円以下に限る） ※配偶者控除と重複して適用されない	
扶養控除	前年12月31日現在、生計を一にする親族などで前年合計所得金額が48万円以下 一般 33万円 特定 45万円 老人 38万円 同居老親 45万円 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算	
基礎控除	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替 43万円 前年合計所得金額に応じ、控除額が減額・消失する仕組みによる所得制限の導入 2,400万円以下 43万円、2,400万円超～2,450万円以下 29万円、2,450万円超～2,500万円以下 15万円、2,500万円超 0円	
障害者・寡婦・ひとり親・ 未成年の非課税判断	前年合計所得金額が135万円以下 ひとり親控除の創設に伴い、非課税措置の対象となる区分内の「寡婦・寡夫」を「ひとり親・寡婦」に見直し	

※令和3年度は令和2年9月現在。

【市 税 概 要】 令和2年度

令和2年 10 月

編 集 ・ 発 行 越谷市行財政部市民税課
越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電 話 048-964-2111(代表)
048-963-9144(直通)
メールアドレス shiminzei@city.koshigaya.lg.jp
ホームページ <https://www.city.koshigaya.saitama.jp>